

第二節 入所者による自治

1 長島愛生園

三三八 堀部特高課長・清水衛生課長宛入所者の書状

(愛生園蔵「患者騷擾事件余聞録」昭和11年)

〔朱書〕
堀部特高課長・清水衛生課長宛投書 十月十四日

拝啓 愛生園の一患者が直接衛生課長殿に御書面を差上げます非礼をどうぞ御許し下さいませ、早速乍ら申上ますが、今日衛生課長殿には愛生園入園者の制度に対し、如何なる御意見を持つてゐられますや存じませぬ、去る八月廿八日騒動が沈静致しました日に、礼拝堂に於て特高課長殿には、患者の要求してゐる自治制は是非全般に渡つて許してやつてくれ、と云ふお言葉を園当局へ対して与へられました故、県当局は今日も尚その方針であること、御推し申上げて、一言御願ひを申し上げます次第です

一大家族主義か！自治制か！これは今日当園に課せられし大問題です、この場合私共は何れを取るかと申しますれば、従前通り一大家族主義を要求したので御座います

それは何故かと申しますると、御承知の事とは存じますが、どこ迄も自治を獲得せんがために起つた事件ではなく、此度の騒動は土工部の作業賃値上げ問題から口火を切つて、住宅の狭隘、食料の不味、給与品の不足等、紛擾に／＼を重ねて意外にも大きな事件が勃発したのですが、然し入園者の大方は、右のやうな事を口にして洩々として騒ぎ立つたけれど、自治権獲得など唱へる者は一人も有りませんでした、然るに赤き思想の持主が舎長会の首脳部をしめてゐて、暴力団をして自治制をさげしめ、遂にハンスト迄決行するに至つたのであります、事件勃発当時から今日迄のことを静かに考へて見ますと、ことの根源は定員超過であつて、家族主義ではなからうかと思ひます、癩療養所に於て自治制度なるものは決して最上のものでは御座いません、私達は皆そうでは御座いませんが、外島保養院や大島療養所の自治制度が厭さに愛生園を尋ねて来た者で御座います、この度の自治制度要求説には実際は不賛成^{〔の力〕}などて御座いますが、今日の尚暴力団がはびこつてゐてうかつな口はきけない状態ですから、只事のなりゆきを無言で見てるより他に方法が御座いません、今日は未だ園当局と交渉中にも拘らず、もう既に委員同志の勢力争ひがあり、口論の如きはこの頃珍らしくは御座いません

ざるかなど推測し居ます)

(三)芝居がすんだら一ト騒動なさんなど流言し居る由云々、
兎に角園内は大方の人々はいやな空気になる、人と人との
嘶しも目色を見々して齒や心にかましていわねばならぬ有
様、いやなく暗き愛生園と心ある者はなげき居る有様に
候

只今私トタン板注文の請求のため桐畑氏にあふ

それとなしに問ふ、今日の会見は六ヶ敷かね、答エ：六ヶ敷
て云へば六ヶ敷ね、なり行きにまかせるさ、問ふ、二十日の
記念日に発会式は出来ぬかねと、トボケて聞くと、答、それ
にはなか／＼間に合ふまい、云々

(一)向上会は初め二拾五人の処、今は五十余名になりし由、だ
ん／＼思想は悪化せらゝるのみ、なんとか対策をしてゆく
必要ありと信ず

木元氏強硬なるオドシ文句を申居る由、決して心配なき様願
ふ

委員中には桐畑氏がいよくキケンのときは急報あることを
信ず、又今回の選挙を向上会運動を猛烈にやつたため、向上
会開散の内ふんある由、又秋山氏と木元氏とは意見があわぬ

由(昨夜松□氏の報)、昨夜杉□・川□・杉山・久□田・藤
田氏と協議、万一の事にそなへつゝあり、御安心御努力を乞
ふ、此の選挙は全部再送の処は委員と向上会・会長が運動し
てあるき、自助会運動派のみを大多数出したり、当選を見て
頂けば一目瞭然なり、この様にして浮動する善良なる患者の
思想変化をつくる、向ふ一年間このまゝ、彼等のなすがまゝに
なし置きては、恐るべき者が残りはせぬかと考へる、御一考
を願ふ
〔筆者は栗下信策力〕

三四〇 会則につき栗下信策投書

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年)

謹で 去る七日午后六時、礼拝堂に各舎長・顧問、外に舎よ
り一名づゝ召集し、委員十名が一ヶ月に渡つて草案せし自〇
会本則・細則、青少年会則の三部に渡るものを委員長より報
告、細則は委員九名にて替代朗読説明、応答し、午后一時よ
り午后十時迄かゝり申候

此の報告は、木元委員長が本園六年の家族制度の不完全を、
職員〔偏〕の片見的指導に依り此の大事変が惹起せられし由、縷々
説明し、之を救は自治制度にあり、自治制をしけば明朗なる
愛生園が出来ると力説し、草案作製の経過報告し、草案朗読

説明応答、それより最期に堀内君の結として、之れ又之れまでの愛生園はトバク・飲酒・カツパライ、その他暗黒不規律の愛生園であつた、之れ家族制度の不備である、之れより此の自治により明るき立派の療養所、他をして範を垂れる愛生園になすにありと激烈なる閉会の辞で終りました

此の三冊の草案書は、既に二日前当局に提出しある由故、既〔でにカ〕

□□御高覧のことと存じ候、私を見る所聞く処に依れば、之れまでの愛生園にてなせし事を製〔成〕文にした丈けで、それを沢山／＼の役員をつくり、患者丈けで事をなし運ばんとするにあり、園長殿に申請とか許可とかは名のみ〔バンコ〕（俗に云ふ盲目判）になさんとするにあり

試みに本則第三条又制裁規定第二条に、戒告・謹慎・作業停止・転室及舎廻・解散転室、会員として公権の一部又は全部の停止・除名、此の除名の如きは文字は除名であるが退園処分の由、之れあきらかに国権主務大臣の権利に立ち入りし者であります、かくの如く表面この様なる文字でも恐ろしき内容のふくみ居る事に驚き申候

同条、第十二条の項には除名せられたるものにして再び本会々員たらんとするときは、常務委員会並に評議委員会の議決を経て長島愛生園長の許可方の申請して之を決するものと

す、之れも明かに園長の権限で入園せしむるにあらずして、一度退園処分（除名）にあいしものは患者の自○会の議決に依らねば入園出来ぬ事であります

全文全条文を通じて皆此の精神にて製作しあるものに候、此の自○会を許さんか、申までもなく之れまでにかぎ経験〔済〕澄みの外島・大島・九州等の病院の自治制と同じ、又以上をなさんとするものにあると信ずるものに候

此の条文、制裁などの諸則は皆他療養所の暗黒時代に持いしバツ則に有之、此のヤバン時代の違物〔違〕たるバツ則を、今此の文化の中心とほこりし愛生園につくる、又つくらねばならぬ自治会の実になさけなき事に候

之れまでなる違物〔違〕の規則を製定する事が、果して全患者の心よりの願か、又全患者は之れまで職員の方でさへ、かんしだのかんしよだのとヤカマシク申せし事を、患者の御役人様をつくり、又此の同輩たる患者の役人様の云ことをいさぎよくきくか否か、大なるギモンに候、をそらくきかぬことと存じ候

三四一 長島愛生園入園者自〇会々則 (仮稿) 取扱について

(愛生園蔵「患者騷擾事件余聞録」昭和11年)

昭和十一年十月廿一日 自〇会準備委員会委員長

木元 巖

園長殿

去ル十月十九日附ヲ以テ御願申上候「長島愛生園入園者自〇会々則」(仮稿)ニ対スル決定案ノ提示ハ、必ズ内務省ニ提出前御提示相成度候也

^{〔朱書〕}
〔供覧〕

園長^印 庶務課長^印 主任^印

三四二 長島愛生園入園者自助会々則 (仮稿・要求案)

(愛生図書館蔵「入園者自助会規定」昭和11年)

〔表紙〕

秘

(患者要求案)

長島愛生園入園者自助会々則 (仮稿)

目次

一、長島愛生園入園者自助会々則 壹頁

一、常務委員会規定 五頁

一、評議員会規定 八頁

一、舎長規定 九頁

一、自助会役員選挙規定

常務委員選挙規定 拾壹頁

一、評議員選挙規定 拾貳頁

一、選挙規定附則 拾參頁

一、舎長選挙規定 拾五頁

長島愛生園入園者自助会会則

第一条 本会ハ長島愛生園入園者自助会ト称ス

第二条 本会ハ長島愛生園入園者全員ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ長島愛生園諸規定ノ範囲内ニ於テ、自治的精

神ニ基キ入園者ノ福祉増進ヲ計ルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為ニ左ノ機関ヲ置ク

一、常務委員会

二、評議員会

第五条 常務委員会ハ本会々務ノ執行ニ当リ左ノ役員ヲ以テ

組織ス

一、常務委員長 一名

二、常務副委員長 一名

三、常務委員 七名

四、常務委員会書記 若干名

第六条 常務委員長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統理ス

常務副委員長ハ常務委員長ヲ補佐シ、会計ヲ掌リ常務委員
長事故アル場合ハ之ヲ代理ス

常務委員ハ常務委員長指揮ノモトニ本会々務ヲ分掌ス

常務委員会書記ハ常務委員会ノ推薦ニ依リ之ヲ定メ、常務

委員指揮ノモトニ分担事務ヲ処理ス

第七条 常務委員会ニ人事、教育、事業、食糧、作業、配給、

衛生ノ七部ヲ置ク

第八条 評議員会ハ常務委員会ノ提案其ノ他必要ト認ムル事

項ヲ議決シ、常務委員会ニ提示又ハ報告スルモノトス

評議員会ハ必要ニ応シ總會ノ招集ヲ常務委員会ニ請求スル

事ヲ得

第九条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織シ左ノ役員ヲ置ク

評議員会議長 一名

評議員会副議長 一名

評議員会書記 若干名

第十條 評議員会議長ハ評議員会ヲ代表シ、總會ノ議長トナ

ルモノトス

評議員会副議長ハ評議員会議長ヲ補佐シ、評議員会議長事
故アル時ハ之ヲ代理ス

評議員会書記ハ評議員会ノ事務ヲ処理ス

第十一条 本会ノ事務ヲ処理スル為ニ、常務委員会ノ指揮監
督ノモトニ左ノ役員ヲ置ク

一、重病舎主任 一名

一、購買部主任 一名

前項ノ役員ハ評議員会ノ推薦ニヨリ常務委員会ノ同意ヲ得
テ之ヲ定ム

第十二条 重病舎主任ハ評議員ノ資格ヲ有ス

重病舎主任ハ長島愛生園医務員ノ旨ヲ承ケ、病室ノ管理ヲ
為スモノトス

第十三条 本会各役員ノ任期ハ左ノ如シ

四月一日ヨリ九月末日迄

拾月一日ヨリ翌年三月末日迄

但シ、補欠者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十四条 常務委員長及ビ常務副委員長ハ別ニ定ムル選挙規

定ニヨリ選挙シ、長島愛生園長ノ認可ヲ受クルモノトス

第十五条 常務委員及ビ評議員ハ別ニ定ムル選挙規定ニヨリ

選挙スルモノトス

第十六条 本会役員ノ名簿ハ之ヲ長島愛生園長ニ届ケ出ヅル

モノトス

第十七条 本会役員ハ常務委員会及ビ評議員会ノ承認ヲ得ル

ニアラザレバ辞任スルコトヲ得ズ

本会役員ノ補欠ハ次点者ヲ以テ之ニ充ツ、但シ次点者ノ有

効期間ハ選挙後四十五日トス

第十八条 本会役員ニシテ三十日以上執務シ能ハザル場合ハ、

退職ト做シ之ヲ補充スルモノトス

第十九条 本会役員ハ兼任スルコトヲ得ズ

第二十条 本会役員ニシテ他ノ公職ヲ兼ネントスルトキハ、

常務委員会ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第二十一条 本会役員ニ対シ別ニ定ムルトコロニヨリ手当ヲ

支給ス、但シ評議員ハ名誉職トス

第二十二条 本会ノ経費ハ左ノ収入ヲ以テ支弁ス

一、長島愛生園ヨリノ下附金

一、寄附金

一、事業利得金

一、作業賃超過寄附金

一、其ノ他雑収入金

第二十三条 本会ニ左ノ特別会計ヲ置ク

一、互助特別会計

一、事業特別会計

一、請負作業特別会計

第二十四条 会計期間ハ四月一日ヨリ九月末日迄、十月一日

ヨリ翌年三月末日迄ノ二期ニ分ツ

第二十五条 常務委員会ハ毎会計期間ノ初メニ於テ予算案ヲ

作成シ、評議員会ノ議決ヲ経ルモノトス

第二十六条 常務委員会ハ毎会計期間ノ終リニ於テ決算書ヲ

作製シ、評議員会ノ承認ヲ経テ總會ニ報告スルモノトス

第二十七条 評議員会ハ毎会計期間中ニ一回会計監査ヲナス

モノトス、但シ必要ト認ムル場合ハ随時之ヲ行フ事ヲ得

第二十八条 總會ハ毎期一回之ヲ開キ諸種ノ報告並ビニ重要

問題ヲ協議スルモノトス、但シ常務委員会ノ必要ト認ムル

場合ハ随時之ヲ招集スルコトヲ得

第二十九条 評議員会ハ毎月一回之ヲ開クモノトス

〔追記〕
但常務委員会必要ト認ムル場合ハ随時之ヲ招集セシムルコ

トヲ得

第三十条 本会々議ノ議決ハ三分ノ二以上ノ出席ヲ必要ト

シ、過半数ヲ以テ之ヲ決ス、但シ賛否同数ノ場合ハ議長之

ヲ定ム

第三十一条 本会々員ニシテ功勞アル者並ビニ善行者ハ、評

議員会ノ議決ヲ經テ之ヲ表彰スルモノトス

第三十二条 本会々員ニシテ第三条ノ主旨ニ反スル行為アリ

タル者ハ、別ニ定ムル規定ニヨリ之ヲ制裁スルモノトス

第三十三条 本会ノ会則並ビニ規定ノ制定改廢ハ、常務委員

会之ヲ提案シ評議員会ノ承認ヲ經テ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十四条 本会細則ノ制定並ビニ改廢ハ、常務委員会之ヲ

提案シ評議員会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

附則

第一条 長島愛生園入園者ハ入園ト共ニ本会ノ会員トナリ、

退園ト共ニ其ノ資格ヲ失フモノトス

第二条 本会ノ会則ニ関シ疑義ガ生ジタル場合、常務委員会

ハ評議員会ニ諮問シ、又ハ長島愛生園当事者ト協議ノ上之

ヲ決定スルモノトス

常務委員会規定

第一条 常務委員ノ分担事務ハ常務委員長之ヲ命ズ

第二条 常務副委員長及ビ常務委員事故ニヨリ執務シ能ハザ

ルトキ、又ハ欠員ヲ生ジタル場合ハ、常務委員長ノ指定ニ

ヨリ他ノ常務委員又ハ常務副委員長之ヲ兼任スルモノトス

常務委員長及ビ副委員長ニシテ事故ノ為事務ヲ鞅掌シ得ザ

ル場合ハ、互選ニヨリ臨時委員長ヲ設クル事ヲ得、但シ其

ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三条 各部ノ分担事項ハ左ノ如シ

人事部

一、風紀及ビ治療ニ関スル事項

一、互助ニ関スル事項

一、入園者諸役員ニ関スル事項

一、室員配置ニ関スル事項

一、一時帰省者ニ関スル事項

一、入退園者ニ関スル事項

一、人事移動ニ関スル事項

一、病室看護ニ関スル事項

一、結婚ニ関スル事項

一、拾得紛失物ニ関スル事項

一、賞罰ニ関スル事項

一、其ノ他人事ニ関スル事項

教育部

一、児童教育ニ関スル事項

一、宗教ニ関スル事項

一、青少年少女団ニ関スル事項

一、婦人会ニ関スル事項

一、慰安及び娯楽ニ関スル事項

一、書籍及び印刷ニ関スル事項

一、文芸ニ関スル事項

一、風致保護ニ関スル事項

事業部

一、購買部ニ関スル事項

一、動物飼育ニ関スル事項

一、農園芸ニ関スル事項

一、工芸ニ関スル事項

一、個人営利取締ニ関スル事項

一、其ノ他収益事業ニ関スル事項

食糧部

一、献立表ノ調製又ハ参与ニ関スル事項

一、食糧品購入立会ニ関スル事項

一、調理補助人員ニ関スル事項

一、配食ニ関スル事項

作業部

一、普通作業及び特別作業ニ関スル事項

一、作業器具ノ整理並びニ保管ニ関スル事項

一、作業ノ統制ニ関スル事項

一、営利作業取締ニ関スル事項

一、作業被服ニ関スル事項

一、作業賃運用ニ関スル事項

配給部

一、物品配給ニ関スル事項

一、給与品並ニ貸与品ニ関スル事項

衛生部

一、洗濯ニ関スル事項

一、消毒ニ関スル事項

一、理髪ニ関スル事項

一、浴場ニ関スル事項

第四条 各部ニ部長ヲ置キ常務委員ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 常務委員会役員ハ四月一日ヨリ十月末日迄ハ午前八

時ヨリ十時半迄、午後ハ一時ヨリ三時半迄、十一月一日ヨ

リ翌年三月末日迄ハ午前八時ヨリ九時ヨリ十一時半迄、午後ハ一

時ヨリ三時半迄執務スルモノトス、但シ七、八月ハ午前ノ

ミ執務スルモノトス

第六条 常務委員会役員ハ毎日執務後交替宿直スルモノトス

第七条 常務委員会役員ハ所管事務ニ関シ其ノ重要ナルモノ

ハ、之ヲ常務委員長ニ報告シ又ハ常務委員会ニ附議スルモノトス

第八条 常務委員会ニ於テ評議員会ノ審議ヲ必要ト認メタル

事項ハ評議員会ニ提出附議スベシ

第九条 前条審議ノ為評議員会ヲ開催シタル場合ハ、常務委

員長及ビ委員ハ評議員会ニ出席シ、評議員ノ質疑ニ応答スルノ責ヲ有ス

第十条 評議員会ノ決議ニシテ不当ト認メタル場合ハ、常務

委員長ハ其ノ理由ヲ附シテ之ヲ評議員会議長ニ返附スルコ

トヲ得

第十一条 常務委員会ハ評議員会ノ議決事項、又ハ必要ト認

ムル事項ヲ各舎各区ニ報告スルモノトス

評議員会規定

第一条 評議員会議長ハ常務委員長ノ同意ヲ経テ、随時評議

員会ヲ開催スルコトヲ得

第二条 評議員会議長及ビ副議長ニシテ事故ノ為事務ヲ執掌

シ得ザル場合ハ、互選ニヨリ臨時議長ヲ設クルコトヲ得、

但シ其ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三条 評議員ニシテ評議員会ニ出席シ能ハザル場合、其ノ

旨直ニ評議員会議長ニ届ケ出デ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第四条 評議員会ノ決議事項ハ評議員会議長ニヨリ、常務委

員長ニ之ヲ通達スルモノトス

第五条 評議員会ハ委員若干名ヲ互選シ、会計監査ヲナスモ

ノトス

舎長規定

第一条 各舎ニ舎長一名ヲ置ク、但シ小住宅ニアリテハ数棟

ヲ以テ一舎トミナス

第二条 舎長ハ自舎ノ選挙トシ園長ニ届ケ出ヅルモノトス、

但シ不自由舎ニアリテハ舎長ハ附添中ヨリ選出スルモノト

ス

第三条 青年、処女、少年、少女舎ノ舎長ハ、選挙スルコト

ナク常務委員会ノ推薦ニヨルモノトス

前項ノ各舎ニアリテハ舎長ノ推薦ニヨリ、常務委員会ノ承

認ヲ経テ副舎長ヲ置クコトヲ得

第四条 舎長ノ任期ハ左ノ如シ、但シ期間中ノ中途ニ於テ選

挙セラレタル者ノ任期ハ、就任ノ日ヨリ其ノ属スル期間ノ

最終日迄トス

一月一日ヨリ六月末日迄

七月一日ヨリ十二月末日迄

第五条 舎長ハ任期滿了後ト雖モ、後任者ノ就任アル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第六条 舎長病氣其ノ他ノ事故ニヨリ、其ノ任ニタヘザルコト一ヶ月以上ニ亘リタル時ハ退職トミナス

第七条 舎長ニシテ其ノ任期期間中退園若シクハ死亡シ又ハ退職シタル者アル時ハ、第二条ニヨリ之ガ補欠ヲ行フ

第八条 舎長ハ舎員ノ指導統制及ビ其ノ保護ニ任ジ、左ノ事務ヲ処理スルモノトス

一、自舎ノ物品請求交附及ビ保管ニ関スル事項

一、営繕ニ関スル事項

一、慰問券及ビ互助ニ関スル事項

一、一時帰省ニ関スル事項

一、自舎ノ風紀取締ニ関スル事項

一、会葬及ビ焼香ニ関スル事項

一、会員ノ移動ニ関スル事項

一、自舎ノ選挙事務ニ関スル事項

一、其ノ他常務委員会ノ指定シタル事項

第九条 舎長選挙並ビニ手当支給ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム

自助会役員選挙規定

常務委員選挙規定

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ選挙権ヲ有セザルモノトス

一、年齢二十歳未満ノモノ

一、入園後三ヶ月未満ノモノ

一、制裁規定ニヨリ選挙権ヲ停止サレタルモノ

一、精神病者

第二条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ被選挙権ヲ有セザルモノトス

一、年齢二十五歳未満ノモノ

一、入園後一カ年未満ノモノ

一、制裁規定ニヨリ被選挙権ヲ停止サレタルモノ

一、重病舎入室中ノモノ

第三条 常務委員長及ビ常務副委員長ハ各々単記無記名ニヨ

ル一般投票トス、但シ常務副委員長ノ選挙ハ委員長ノ選挙

後ニ之ヲ行フモノトス

第四条 常務委員ノ選挙ハ聯記無記名ニヨル一般投票トス、

但シ常務副委員長ノ選挙後ニ之ヲ行フモノトス

第五条 常務委員長及び副委員長ノ得票数ハ、有効投票数ノ

三分ノ一以上ヲ占ムルニアラザレバ無効トス

第六条 常務委員ノ得票数ハ、有効投票数ノ四分ノ一以上ヲ

占ムルニアラザレバ無効トス

第七条 前二条ニヨル当選者ナキトキハ再選スルモノトス、

但シ当選者定員ニ充タザル場合ハ欠員ノミ再選ス

評議員選挙規定

第一条 常務委員選挙規定ニ該当スルモノハ選挙権ヲ有セザ

ルモノトス

第二条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ被選挙権ヲ有セザル

モノトス

一、年齢二十歳未満ノモノ

一、入園後六ヶ月未満ノモノ

一、制裁規定ニヨリ被選挙権ヲ停止サレタルモノ

一、重病舎入室中ノモノ

第三条 評議員ハ一舎（小住宅ハ数棟ヲ以テ一舎ト做ス）ヲ

単位トシ、全員ノ中ヨリ一名ヲ選出スルモノトス

第四条 評議員ノ選挙ハ常務委員ノ選挙後ニ之ヲ行フ

第五条 評議員会議長及び副議長ハ、単記無記名ニヨル評議

員ノ互選トシ、副議長ノ選挙ハ議長ノ選挙後ニ之ヲ行フモ

トス

書記ハ評議員ノ中ヨリ議長之ヲ推薦スルモノトス

第六条 評議員会議長及び副議長ノ得票数ハ、有効投票数ノ

二分ノ一以上ヲ占ムルニアラザレバ無効トス

前項ニヨル当選者ナキトキハ再選スルモノトス

選挙規定附則

第一条 選挙ニハ左ノ役員及び係員ヲ置ク

一、選挙長 一名

一、選挙立会人 若干名

一、係員 若干名

前項役員及び係員ハ名誉職トス

第二条 選挙長及び選挙立会人ハ選挙会ヲ組織シ投票ノ審

査、当選ノ決定其ノ他選挙ニ関スル事務ヲ処理スルモノト

ス

第三条 選挙長ハ選挙会ヲ代表シ其ノ事務ヲ統理スルモノト

ス

第四条 選挙長ハ評議員会議長之ニ当リ、選挙長事故アルト

キハ評議員会副議長之ニ当ルモノトス

第五條 選挙立会人ハ評議員ノ互選トス

第六條 係員ハ選挙長之ヲ任命スルモノトス

第七條 選挙係員ハ選挙長及ビ選挙立会人指揮ノモトニ選挙

ニ関スル事務ヲ掌ルモノトス

第八條 左ノ各号ノ一二該当スル投票ハ無効トス

一、被選挙者ノ何人ナルカヲ識別シ難キモノ

一、選挙者ノ記名アルモノ

一、正規ノ投票用紙ヲ使用セザルモノ

一、連記投票ノ場合ハ被選挙者中一名ニテモ何人ナルカヲ

識別シ難キモノ

第九條 選挙ノ結果同点者ヲ生ジタル場合ハ年長者ヲ以テ当

選トス

第十條 常務委員会ハ三日前ニ選挙期日、時刻、場所ヲ公表

シ確定選挙名簿ヲ各舎ニ配布スルモノトス

第十一條 補欠選挙ノ場合ハ其ノ前任者選挙ノ際ノ選挙名簿

ニヨリ之ヲ行フモノトス

第十二條 確定選挙名簿ニ対シ異議アル者ハ選挙一日前迄ニ

常務委員会ニ申し出ヅルモノトス

第十三條 選挙長及ビ選挙立会人ハ選挙ノ前日投票用紙ヲ配

布スルモノトス

第十四條 投票函ハ選挙事務所ニ之ヲ設ク

第十五條 舎長ハ所定ノ時間内ニ各自舎ノ投票ヲ取りマツメ

コレヲ投函スルモノトス

第十六條 投票時間經過後直ニ開票シ即時其ノ結果ヲ公表ス

ルモノトス

第十七條 選挙会ハ公開トシ左ノ順序ニヨル

一、投票

一、開票

一、有効投票無効投票ノ確定

一、投票ノ計算

一、当選者及ビ次点者ノ確定

一、選挙結果ノ公表

第十八條 選挙長ハ常務委員長及ビ副委員長ノ認可方ヲ、長

島愛生園長ニ申請スルモノトス

第十九條 選挙ハ参月下旬及ビ九月下旬ニ行フヲ本則トス

第二十條 投票及ビ選挙記録ハ、常務委員会ニ於テ六ヶ月間

之ヲ保管スルモノトス

第二十一條 選挙確定ニ対シ異議アル時ハ、選挙後三日以内

ニ選挙長ニ申告スルモノトス

舎長選挙規定

第一条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ選挙権ヲ有セザルモ

ノトス

- 一、年齢二十一歳未満ノモノ
- 一、入園後三ヶ月未満ノモノ
- 一、制裁規定ニヨリ選挙権ヲ停止サレタルモノ
- 一、精神病者

第二条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ被選挙権ヲ有セザル

モノトス

- 一、年齢二十一歳未満ノモノ
- 一、入園後六ヶ月未満ノモノ
- 一、制裁規定ニヨリ被選挙権ヲ停止サレタルモノ
- 一、不自由舎在籍ノモノ並びニ同待遇者
- 一、重病舎入室中ノモノ

第三条 舎長ノ選挙ハ单記無記名投票トシ其ノ他ハ自助会役

員選挙規定附則ニ準拠スルモノトス

附則

本会々則ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

三四三 長島愛生園入園者自助会細則(要求案)

(愛生園蔵「入園者自助会規定」昭和11年)

〔表紙〕

秘

(患者要求案)

長島愛生園入園者自助会細則

目次

一、施行細則	会計規定	壹	頁
一、議事規定		三	頁
一、互助規定		五	頁
一、青少年少女給与金給与規定		六	頁
一、役員手当表		七	頁
一、室員配置規定		八	頁
一、一時帰省者規定		拾	頁
一、重病舎規定		拾壹	頁
一、看護補助団規定		拾四	頁
一、結婚規定		拾六	頁
一、取得紛失物規定		拾七	頁
一、褒賞規定		拾八	頁
一、制裁規定		拾九	頁

- 一、愛生青年団保護規定 式拾壹頁
- 一、各種団体保護取締規定 式拾貳頁
- 一、購買部規定 式拾四頁
- 一、農園芸部畜産部及工芸部事務規定 式拾八頁
- 一、食料規定 參拾頁
- 一、會員心得 參拾壹頁

會計規定

- 第一条 本會會計ヲ一般會計ト特別會計ニ分ツ
- 第二条 一般會計ハ常務副委員長之ヲ掌リ、特別會計ハ常務副委員長指揮ノ下ニ左記部長ヲシテ之ヲ分掌セシム
 - 一、互助特別會計ハ人事部長
 - 一、事業特別會計ハ事業部長
 - 一、請負作業特別會計ハ作業部長
- 第三条 各部長ハ毎會計期間ノ始メニ於テ、収入及ヒ支出ノ予算調書ヲ作成シ常務副委員長ニ提出スルモノトス
- 第四条 常務副委員長ハ前条ノ予算調書ニ基キ予算案ヲ作成シ、常務委員会ノ議決ヲ經テ評議員会ニ附議スルモノトス
- 第五条 決算書ハ前二ヶ条ニ準ジテ之ヲ作成シ、評議員会ノ承認ヲ經テ總會ニ報告スルモノトス

第六条 本會ノ財産ハ有利且確實ナル方法ニヨリ之ヲ保管スルモノトス

第七条 予算及ビ決算ノ形式ハ別表ニ準ズルモノトス

第八条 予算中各款ノ流用ハ評議員会ノ承認ヲ經ルヲ要シ、各項及ビ目ノ流用ハ常務委員会ノ協議ニヨリ之ヲ行フモノトス

第九条 各會計ニハ金銭出納簿其ノ他必要ナル諸帳簿ヲ作成シ、収支決算ヲ明ニスルモノトス

第十条 備品ハ常務委員会事務所及ビ各部毎ニ備品台帳ニ登録シ、之ヲ整理保管スルモノトス

第十一条 長島愛生園下附金其ノ他寄付金ニシテ使途ヲ指定セラレタルモノハ、其ノ主旨ニ從ヒ予算面ニ計上スルモノトス

第十二条 臨時予算ノ形式ハ經常予算ノ形式ニ準ズルモノトス

經常支出予算表

款	種別	項	種別	目	種別	附記
	金額		金額		金額	

収入之部

第一款 下附金 第二款 寄附金 第三款 事業所得金 第四款 作業賃超過寄附金 第五款 雑収入金 第六款 繰越金

支出之部

第一款 役員公職手当 第二款 作業賞与 第三款 備品費 第四款 消耗品費 第五款 営繕及□□費 第六款 特別会計資金費 第七款 学芸及娯楽費 第八款 補助金費 第九款 雑用費 第十款 予備費

議事規定

第一条 常務委員会ハ總會ヲ招集セムトスル場合、予メ日時場所議案ヲ議長ニ通達スルモノトス
 第二条 常務委員会ニアリテ評議員会招集ヲ必要トスル場合ハ、日限ヲ附シ議案ヲ議長ニ通達スルモノトス
 第三条 議長ハ議事日程ヲ作成シ常務委員会ニ通告スルモノトス

第四条 評議員事故ニヨリ評議員会ニ出席シ能ハザル場合ハ、其ノ代理者ヲ定メ議長ニ届出ズルモノトス、但シ代理者ハ発言権ヲ有セズ

第五条 議長ハ開会・休会・閉会ヲ宣スルモノトス

第六条 議長ハ会議中故意ニ議事ノ進行ヲ妨害セムトスル者ニ対シテハ退場ヲ命ズルコトヲ得

第七条 発言ハ議長ノ許可ヲ得ルヲ要ス

第八条 本会役員ハ随時発言ヲ求ムルコトヲ得

第九条 議案審議ノ順序ハ左ノ如ク定ム

一 議案ノ上程

二 朗 読

三 説 明

四 質 問

五 意見ノ発表

六 採否ノ決定

但シ、議長ハ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第十条 評議員会又ハ總會ハ必要ト認ムル時ハ、ソノ審議決定権ノ一部又ハ全部ヲ特別委員会ニ委任スルコトヲ得

第十一条 動議ハ一名以上ノ賛成者アルニ非ザレバ成立セズ

第十二条 議長ノ採択ニ対シ異議ノ動議成立シタル場合ハ、

再ビ採決ヲ行フモノトス

第十三条 採決ハ原案ニ遠キモノヨリ之ヲ行ヒ、異議ナキ場

合ハ原案賛成ト見做スモノトス

第十四条 否決セラレタル議案ハ、再ビ同一会議ニ上程スル

コトヲ得ザルモノトス

第十五条 票決ハ一人一票トス

第十六条 總會ノ議案召集日時及ビ場所ノ通達ハ、常務委員

会ニ於テ之ヲナスモノトス

評議員会ノ議案召集日時及ビ場所ノ通達ハ、評議員会議長

之ヲナスモノトス

第十七条 特別委員会ノ成立シタル場合ハ、委員長副委員長

ヲ互選シ議長ニ報告スルモノトス

第十八条 特別委員会ニ於テ審議決定シタル事項ハ、之ヲ議

長ニ報告スルモノトス

第十九条 總會ニアリテハ會員ノ一割以上ノ賛成ヲ得テ議長

ニ対シ議案ヲ提出スルコトヲ得、但シ賛成者ハ有権者ニ限

ル

第二十条 評議員会ニアリテハ評議員五名以上ノ賛成者ヲ得

テ議長ニ対シ議案ヲ提出スルコトヲ得

第二十一条 前二ヶ条ニヨル議案ノ文書ヲ以テ提出スルモノ

トス

互助規定

第一条 互助ノ精神ニ基キ作業能力ヲ有セザル會員ニシテ、

左ノ各項ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ互助金ヲ支給ス、

但シ入園後満一ヶ月以内ノモノハ作業不能ノ者トミナス

一、収入及ビ貯蓄ナキモノ

二、収入及ビ貯蓄ノ合算額ニシテ支給定額ニ滿タザルモノ

第二条 互助金ハ左ノ標準ニヨリ之ヲ支給ス

一、前条第一項ノ場合ニアリテハ月額^{マツ} 錢

二、前条第二項ノ場合ニアリテハ収入及ビ貯蓄ノ合算額ニ

シテ金^{マツ} 錢ニ滿タザル金額

前条各項ノ一ニ該当スル會員ニシテ重病舎ニ入室セル者ニ

対シテハ、前項ニヨル互助金ノ外月額金^{マツ} 錢ヲ増加支給ス

第三条 重病舎又ハ不自由舎ニ入室セル者並ニ同待遇者ニ対

シテハ、毎月一人当リ一回金拾錢ヲ越エザル範圍ニ於テ、

慰問券並ニ慰問品ヲ各一回給与スルコトヲ得

第四条 互助金ノ支給ハ毎月十五日現在ノ事實ニ基キ、舎長

ノ申請ニヨリ常務委員会、人事部長、園当事者ト査定ノ上

之ヲ支給ス、但シ互助会ハ作業賃支払日毎ニ之ヲ支給スル

モノトス

第五条 会員前月消費額ニシテ、第二条所定ノ最高支給額ノ

二倍ヲ越エル場合ニアリテハ、其ノ超過額ハ第一条ノ規定

ニ拘ラズ之ヲ本月ニ於ケル収入トミナス

第六条 少年少女ニ対シテハ別ニ定ムル給与規定ニ従ヒ給与

金ヲ支給ス

少年少女給与金給与規定

第一条 少年少女トハ十三才未滿ノ児童ヲ指ス、但シ心身ノ

發育状態及ビ病症ニ依リテ、特二十三才以上ノ者トイヘド

モ児童トミナスコトヲ得

第二条 少年少女ニ対シテハ原則トシテ単独作業ニ従事セシ

メザルモノトス、但シ特別ナル事情アル場合ニ於テハ此ノ

限りニアラズ

第三条 少年少女ニ対シテハ其ノ舎長ニ対シ毎月一人当り

金^{〔ママ〕} 錢宛ノ給与金ヲ支給ス、但シ病室ニ入室スルコト一ヶ

月以上ニ亘ルモノアル時ハ、其ノ児童ニ対スル給与金ハ之

ヲ支給セズ

第四条 前条給与金ノ支給ヲ受ケタル少年少女舎長ハ、最モ

適切ナル使途ニヨリ児童救済ノ目的ヲ達成シ、毎月五日迄

二前月分ノ精算書ヲ常務委員会人事部長ニ提出スルモノト

ス

第五条 少年少女ニシテ共同作業ニ従事シタル場合ハ、之ガ

奨励ノ意味ニ於テ適宜慰勞物品ヲ給与スルコトヲ得

第六条 少年少女ニシテ収入及ビ貯蓄ノ合算額金^{〔ママ〕} 錢ニ充タ

ザル者ニ対シテハ、其ノ不足額ヲ特別給与スルモノトス、

但シ給与方法ハ互助規定ニ準ズ

第七条 少年少女ニシテ重病舎ニ入室シ、特ニ救済ノ必要ア

ルモノニ対スル救済金ノ給与ハ互助規定ニ準ズ

第二条 舎ノ種別ハ左ノ如シ

第一条 室員ノ配置ニ関シ常務委員会人事部長ハ、常務委員
長ノ承認ヲ經テ之ヲ行フモノトス

室員配置規定

役員手当表〔衍〕			
役員名	人数	一人月手当額	備考
常務委員長	1名	300	
常務副委員長	1名	300	
常務委員	7名	300	
常務委員会書記	7名	250	
評議員会議長	1名	150	
評議員副議長	1名	100	
評議員会書記	2名	100	
評議員	1名	30	茶菓料
重病舎主任	1名	300	
購買部主任	1名	250	

二、女子舎

一、男子舎
イ、普通舎
ハ、青年舎
ニ、少年舎
口、不自由舎

公職手当

公職手当			
職名	人数	一人月手当額	備考
普通舎々長	名	120	
不自由舎々長	名	100	
青年舎々長	名	150	
同 副舎長	名	100	
処女舎々長	名	150	
同 副舎長	名	100	
少年少女舎長	名	250	
同 副舎長	名	200	
愛生学園本科教師	名	250	
同 学科教師	名	200	
作業部主任	名	30	
同 副主任	名	20	

イ、普通舎

ロ、不自由舎

ハ、内縁舎

ニ、処女舎

ホ、少女舎

三、夫婦舎

第三条

一、普通舎ハ二十一才以上ノ男子又ハ女子ノ為メニ設ク

二、不自由舎ハ身体不自由ニシテ看護人ヲ必要トスル者ノ

為メニ設ク

三、青年舎及ビ処女舎ハ十七才以上ノ青年又ハ処女ノ為メ

ニ設ク

四、少女舎ハ十六才以下ノ少女ノ為メニ設ク

五、内縁舎ハ内縁関係アル者ノ為メニ設ク

六、夫婦舎ハ夫婦ニシテ入籍手續ヲ了シタル者ノ為メニ設

ク

但シ少女舎ノ配属者ニ関シ、人事部長ハ其ノ發育

ノ程度ニヨリ之ヲ斟酌スル事ヲ得

第四条

一、普通舎ヨリ不自由舎ヘノ転出申出アリタル場合、常務

委員会人事部長ハ意見ヲ具シテ医官ノ診断ヲ求ムルモ

ノトス

二、夫婦舎ニシテ共ニ不自由トナリ其ノ生活ニ堪エ得ザル

場合ハ、各不自由舎ニ転室スルモノトス

第五条 新入園者ノ配属ハ医官ノ診断ヲ經テ入園七日以後ニ

於テ指定スルモノトス、但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限

リニアラズ

第六条 各室ノ定員ニ関シテハ園当事者ト合議ノ上、常務委

員会人事部ニ於テ之ヲ掌ルモノトス

一時帰省者規定

第一条 一時帰省希望者ハ舎長ト同伴シ常務委員会ニ申出ル

モノトス

第二条 常務委員会ハ其ノ事情ヲ審議シ止ムヲ得ザル理由ア

リト認メタル時ハ、意見ヲ具シテ長島愛生園長ニ其ノ許可

方ノ申請ヲナスモノトス

第三条 一時帰省者ニシテ所定ノ期間内ニ帰園シ能ハザル場

合ハ、期間内ニ其ノ理由ヲ具シテ期間ノ延長ヲ請フコトヲ

得、但シ追加期間ハ前ニ許可セラレタル期間ノ範囲ヲ越エ

ザルモノトス

第四条 一時帰省者ニシテ所定ノ期日經過後一ヶ月以内ニ帰

園セザル場合ハ、退園ト做シ園長ニ其ノ許可方ヲ申請スル

コトヲ得

第五条 一時帰省者ノ遺留品ハ、舎長之ヲ保管スルモノトス

第六条 一時帰省者ニシテ所定ノ期日經過後一ヶ月以内ニ帰

園セザル者ノ遺留品ハ常務委員会ニ於テ向フ二ヶ月間保管

スルモノトス、但シ遺留品ハ本人以外ノ者ニハ一切手渡シ

セズ

第七条 前条ニヨリ期日經過後引取方申出ナキ場合ハ、常務

委員会ニ於テ之ヲ処分スルモノトス

重病舎規定

第一条 重病舎主任ハ看護部作業主任ヲ兼務ス

第二条 重病舎主任ハ其ノ任務ヲ遂行スルニ当リ副主任若干

名ヲ置クコトヲ得、但シ副主任ハ看護部員中ヨリ主任之ヲ

推薦シ常務委員会ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第三条 重病舎主任ハ看護部員ノ配置ヲ定メ、部員ヲ督励シ

其ノ職務ヲ全ウセシムルモノトス

第四条 重病舎副主任ハ看護部作業副主任ヲ兼任ス、従業者

副主任ハ主任ヲ補佐シ主任指揮ノ下ニ其ノ職務ヲ分担ス

第五条 重病舎主任事故アル時ハ副主任之ヲ代理ス

第六条 重病舎主任ハ病室ノ風紀衛生ヲ取締リ、備品ヲ保管

整理シ兼テ入室者ニ関シ舎長ニ準ジテ其ノ責任ニ任ズルモ

ノトス

第七条 重病舎主任ハ医務員ノ旨ヲ受ケ、患者ノ入室退室及

ビ其ノ病室ノ配置ヲ掌ルモノトス

第八条 病室看護人ノ成績及ビ進退ニ関シ、重病舎主任ハ常

務委員会人事部長ニ対シ意見ヲ具陳スルコトヲ得

第九条 重病舎主任ハ必要ト認ムル時、左ノ事項ヲ為シ得ル

モノトス

一、医務員ノ指示ヲ受ケ入室者ニ対シ治療上ノ注意ヲ与フ

ル事

一、入室者ノ希望事項ヲ医務員ニ具陳スルコト

一、病室訪問者ヲ制限シ又ハ之ヲ謝絶スルコト

一、訪問者又ハ看護人ニ対シ注意ヲ与フルコト

第十条 重病舎主任ハ互助規定第二条及ビ第四条ニヨリ、常

務委員会ニ対シ互助金ノ申請ヲナスモノトス

第十一条 重病舎主任ハ互助規定第三条ニヨリ、常務委員会

ニ対シ慰問券及ビ慰問品ノ申請ヲナスモノトス

第十二条 重病舎主任ハ死亡者ノ報告ヲ受ケタル場合、直ニ

必要ナル処理ヲナスモノトス

重病舎主任ハ死亡者ノ遺留品ニ対シ、常務委員会人事部長

立会ノ上園当局ノ指示ヲ受ケ之ヲ処理スルモノトス

第十三条 重病舎主任ハ看護部員ノ欠員ヲ生ジタル場合、看護補助団名簿ニヨリ直ニ之ガ補充ヲナスモノトス

第十四条 重病舎主任ハ重病舎ノ人員移動ヲ其ノ都度常務委員会人事部ニ報告スルモノトス

第十五条 重病舎主任ハ重症患者ニ対シ特別看護ヲ必要ト認メタル場合、医務員ノ指示ヲ受ケテ補助看護人ノ出動ヲナサシムル事ヲ得

第十六条 深夜ノ看護ハ当直ヲ定メ看護人交互ニ之ニ当ルモノトス

第十七条 重病舎看護人ハ入室者ニ関スル重要事項ヲ重病舎主任ニ報告スルモノトス

第十八条 重病舎看護人ハ入室者ノ病状ニ特殊ノ変化ヲ生ジタリト認ムル時ハ、直ニ医務員及ビ重病舎主任ニ報告スルモノトス

第十九条 重病舎看護人ノ任務ハ大要左ノ如シ

- 一、入室者ノ食事ニ関スルコト
- 一、薬品ニ関スルコト
- 一、衣服及ビ寢具ニ関スルコト
- 一、病室消毒及ビ掃除ニ関スルコト

一、汚物及ビ排泄物ニ関スルコト

一、買物ニ関スルコト

一、雑用ニ関スルコト

一、其ノ他医務員及ビ重病舎主任ノ指示スルコト

看護補助団規定

第一条 本団ヲ看護補助団ト称ス

第二条 本団事務所ヲ長島愛生園重病舎内ニ置ク

第三条 本団ハ看護部ニ於テ部員ノ欠員ヲ生ジタル場合、直ニ之ガ補充ニ任ジ以テ看護作業ヲ円滑ナラシメントス

第四条 本団ハ入園者自助会々員ヲ以テ組織ス、但シ団員ノ選定ハ舎長ノ内申ニヨリ詮衡ノ上決スルモノトス

第五条 本団ハ男子部女子部ノ二部ニ分ツ

第六条 本団ノ事務ハ重病舎主任指揮ノ下ニ副主任之ニ当ルモノトス

第七条 重病舎副主任ハ各部ニ属スベキ団員名簿ヲ作成シ、其ノ登録順序ニ従ツテ其ノ任ニ就カシムルモノトス、但シ看護作業ニ従事中ノ者ハ此ノ限りニアラズ

第八条 団員ニシテ病氣其ノ他ノ理由ニヨリ其ノ責ヲ全ウシ得ザル場合ハ、其ノ関係主務者ノ証明ヲ得テ次番者ト交替

シ、又ハ其ノ責ヲ免ルル事ヲ得、但シ關係主務者ノ証明書
ニハ猶予期間ノ明記ヲ要ス

第九条 追加員アルトキハ順次団員名簿ノ余白ニ記入スルモ
ノトス

第十条 欠員アルトキハソノママ欠号トス

第十一条 第三条ニヨル各員ノ補充期間ハ十二日トス、但シ
評議員・常務委員会書記・舎長・作業主任ハ六日トシ、常
務委員長・副委員長・常務委員・評議員会議長・副議長ハ
出務セザルモノトス

第十二条 出務期間ハ全部ヲ終ラザルモノハ残余ヲ後日出務
スルモノトス

第十三条 団員名簿ノ備考欄ニハ、各欄以外ニ必要ト認メタ
ル事項ヲ記入シ主任認印ス

結婚規定

第一条 入園前ヨリ婚姻又ハ内縁関係アル者ハ、入園後直ニ

男女双方ヨリ常務委員会ニ届出ヅルモノトス

第二条 会員ニシテ婚姻又ハ内縁関係ヲ結バントスル者ハ、
男女双方ヨリ常務委員会ニ届出ヅルモノトス、但シ入園後
満三ヶ月ヲ経タル者ニアラザレバ常務委員会ニアリテハ之

ヲ認メザルモノトス

第三条 前二ヶ条ニヨル婚姻ニアリテハ、事務分館ヨリ戸籍
謄本受付ノ通知アル迄内縁者ト見做ス

第四条 婚姻又ハ内縁関係ニ関シテハ、男女相互ノ意志ヲ尊
重シ妨害又ハ強要ヲナサザルモノトス

第五条 結婚披露ハ之ヲ一回ニ留メ、其ノ経費ハ十円ヲ越ユ
ル事ヲ得ヅ

拾得紛失物規定

第一条 拾得及ビ紛失金品アリタル場合ハ、直チニ之ヲ常務
委員会ニ届出ヅルモノトス

第二条 拾得者ニ対シテハ報酬トシテ拾得金品ノ時価一割ヲ
与フルモノトス

第三条 拾得金ニシテ三ヶ月以内ニ紛失者ヨリ届出ナキ場合
ハ、五割ヲ拾得者ニ与へ五割ヲ互助特別会計ニ編入スルモ
ノトス

第四条 拾得品ハ三ヶ月以内ニ紛失者ヨリ届出ナキ場合ハ、
之ヲ拾得者ニ与フルモノトス

第五条 拾得及ビ紛失物ニ関スル一切ノ記録ハ、之ヲ常務委
員会ニ保管シ置クモノトス

褒賞規定

- 第一条 本会会員ニシテ功勞アル者又ハ善行アル者ニ対シ、
 常務委員会ハ評議員会ノ議決ヲ經テ之ヲ表彰スルコトヲ得
- 第二条 表彰ノ方法ニ関シテハ其ノ都度常務委員会ニ於テ之
 ヲ定ムルモノトス
- 第三条 常務委員会ハ功勞者及ビ善行者ニ関シ意見ヲ具シテ
 長島愛生園長ニ表彰方ノ申請ヲナスコトヲ得
- 第四条 表彰者ノ氏名及ビ其ノ表彰事項ハ褒賞録ニ登録シ、
 長島愛生園長ニ報告スルモノトス

制裁規定

- 第一条 本会々員ニシテ自助会々則ニ違反シ制裁ノ必要アリ
 ト認メタル時ハ、常務委員会ハ制裁ノ種類及ビ程度ヲ審議
 シ、評議員会ニ附議シタル上意見ヲ具シテ長島愛生園長ニ
 上申シ其ノ指示ヲ受クルモノトス
- 第二条 制裁ノ容疑者ノ審査及ビ執行ハ常務委員会之ニ当ル
 モノトス
- 第三条 制裁ノ種類ハ之ヲ左ノ如ク定ム

- 一、戒 告
 二、謹 慎

三、作業停止

- 四、転室及ビ舎廻シ
- 五、解散転室
- 六、会員トシテノ公権ノ一部又ハ全部ノ停止
- 七、除 名
- 第四条 刑法及ビ警察犯処罰令等ノ適用ヲ受クベキモノト認
 ムル者ニ対シテハ、意見ヲ具シテ長島愛生園長ニ上申スル
 モノトス
- 第五条 違反ニ供用シタル物件ハ没収又ハ廃棄ヲ強要スルコ
 トアルベシ
- 第六条 制裁規定ニヨル転室ハ配属スベキ舎長ニ対シ意見ヲ
 求ムルモノトス、但シ同意ヲ得ザル場合ハ抽籤ニヨリ之ヲ
 決スルモノトス
- 第七条 情状又ハ改悛ノ状ニヨリテ制裁ヲ酌量シ又ハ之ヲ課
 セザル事ヲ得
- 第八条 本規定ノ制裁ヲ受ケタルモノハ之ヲ制裁簿ニ記載
 シ、長島愛生園長ニ届出ルモノトス
- 第九条 会員中ニ本規定ノ適用ヲ必要ト認ムル者アリタル場
 合ハ、舎長又ハ作業主任ヲ經テ常務委員会ニ申告スルコト
 ヲ得

第十条 違反行為ニシテ制裁ヲ必要トスル行為ハ現行ノミニ

限定セザルモノトス

第十一条 無断退園者ニハ本規定第三条第七項ヲ適用スルモ

ノトス

第十二条 除名セラレタルモノニシテ再ビ本会会員タラント

スル時ハ、常務委員会並ニ評議員会ノ議決ヲ経テ、長島愛

生園長ニ其ノ許可方ヲ申請シ之ヲ決スルモノトス、但シ一

定ノ期間中公権ノ停止ヲナスコトアルベシ

愛生青年団保護規定

第一条 自助会ハ愛生青年団ヲ左記ノ条件ノ下ニ公認シ之ヲ

保護スルモノトス

一、名実共ニ自助会会則第三条ノ精神ニ基ク修養奉仕ノ団

体タルコト

一、団則ノ改廃並ニ役員ノ選任ニ関シ常務委員会ノ承認ヲ

必要トスル団体タルコト

第二条 自助会会員ニシテ年齢十七才ヨリ二十五才ニ至ル男

子ハ、愛生青年団ニ加入スル義務ヲ有スルモノトス

第三条 前条ノ該当者ニシテ止ムヲ得ザル事由ニ依リ愛生青

年団ニ加入シ能ハザル時ハ、舎長ヲ通ジ団長ノ承認ヲ得ル

ヲ要ス

第四条 自助会ニ於テ必要ト認メタル時ハ、愛生青年団ニ対

シ補助金ヲ下付スルコトヲ得

第五条 自助会々員ニシテ故意ニ青年団綱紀ヲ乱ス者ニ対シ

テハ、自助会ノ制裁規定ヲ適用スルモノトス

第六条 前各条ノ規定以外ノ事項ニ関シテハ、各種団体保護

取締規定ヲ適用スルモノトス

各種団体保護取締規定

第一条 特定ノ目的ヲ以テ一時的又ハ^{〔ママ〕}巨久的の団体ヲ組織セン

トスル時ハ、予メ常務委員会ノ承認ヲ経ルヲ要ス

第二条 前条ニ依リ常務委員会ノ承認ヲ得ントスル者ハ、左

ノ事項ヲ具シテ届出ルモノトス

一、団体組織ノ目的

一、発起人ノ氏名

一、会員ノ勸説方法

一、組織ノ方法

一、組織ノ場所及時日

第三条 団体ヲ組織シタル時ハ三日以内ニ左ノ事項ヲ具シ、

常務委員会ニ届出ルモノトス

一、団体ノ規則又ハ申合

一、役員ノ氏名

一、会員ノ名簿

一、事業計画ノ大要

第四条 各種団体ニシテ臨時又ハ定期ニ集会若クハ事業ヲ行ハントスル時ハ、文書ニ依リ予メソノ時日及ビ計画ノ大要ヲ常務委員会ニ届出ルモノトス、但シ幹部ノ集会及ビ宗教団体ノ礼拝ノ為メノ集会ハ之ヲ除ク

第五条 常務委員会ニ於テ自助会々則第三条ノ精神ニ合致シ有益ト認メタル時ハ、其ノ団体又ハ事業ニ対シ必要ト認ムル助力又ハ補助金ヲ下付スルコトヲ得

第六条 自助会々則第三条ノ精神並ニ本規定ニ違反シタルト認メタル時ハ、団体ノ解散又ハ集会並ニ事業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

附則

本規定制定以前ニ於テ組織セラレタル団体ハ、本規定制定当日ヲ以テ組織サレタルモノトミナス

購買部規定

第一条 本規定ニヨル取引ハ長島愛生園入園者自助会購買部

ノ名称ヲモツテスルモノトス

第二条 購買部ハ会員ノ利便ヲ主トシ、自助会経費ノ一部ヲ利得スルヲ以テ目的トス

第三条 前条ノ主旨ニヨル購買部利得標準ハ、原価ニ対シ平均一割以内ノ範囲ニ於テ之ヲ経営スルモノトス

第四条 購買部主任ハ購買部作業主任ヲ兼任ス

購買部主任ハ事務ノ統括経営ノ統制ニ当リ左ノ事項ヲ掌ル

一、部員ニ関スル事項

一、決算ニ関スル事項

一、現金出納及ビ物品保管ニ関スル事項

一、文書及ビ簿冊ノ管守ニ関スル事項

一、統計ニ関スル事項

第五条 購買部主任ハ其ノ任務ヲ遂行スルニ当リ副主任若干名ヲ置クコトヲ得、但シ副主任ハ購買部員中ヨリ主任之ヲ

推薦シ常務委員会ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第六条 購買部副主任ハ購買部作業副主任ヲ兼任ス

購買部副主任ハ主任ヲ補佐シ、主任事故アルトキハ之ヲ代理ス

第七条 購買部ノ事務ヲ分掌スル為メ左ノ四係ヲ置ク、但シ各係員ハ主任ノ推薦ニヨリ常務委員会ノ承認ヲ得ルモノト

ス

一、計算係 一、販売係

一、仕入係 一、工場係

第八条 各係員ノ分担事務ハ左ノ如シ

一、計算係ニ於テハ計算ニ関スル事項

一、販売係ニ於テハ販売ニ関スル事項

一、仕入係ニ於テハ仕入ニ関スル事項

一、工場係ニ於テハ各工場ニ関スル事項

第九条 計算係ハ毎月末半期末及ビ年度末現在ノ事実ニ基キ

購買部ノ決算報告書ヲ作成シ、之ヲ主任ニ提出スルモノト

ス、在庫品ハ原価ヲ以テ通算スルモノトス

第十条 販売係ニ於テ商品ノ販売ヲナサントスル時ハ、其ノ

種類ノ如何ヲ問ハズ販売伝票ヲ発行シタル後、当該商品ノ

授受ヲナスモノトス

第十一条 販売係ハ毎日ノ販売ニヨル収入金ヲ収入伝票ト共

ニ主任ニ提出シ、主任ハ収入金額ヲ委託金通帳ニ記入ノ上、

事務分館係員ニ委託スルモノトス

第十二条 販売係ハ毎月末日ニ於テ販売品種別日計表ヲ作成

シ主任ニ提出スルモノトス、但シ自助会ニ対シ販売シタル

モノニツイテハ之ガ内訳書ヲ添付スルヲ要ス

第十三条 仕入係ニ於テ商品ノ仕入ヲナサントスル時ハ、所

定ノ注文書ニ依リ之ヲ為スモノトス

第十四条 商品到着シタル時ハ、仕入係ハ事務分館係員ノ立

会ヲ求メ当該商品ノ検収ヲナシタル後購入伝票ヲ発行スル

モノトス、但シ購入伝票ノ写シハ主任ヲ経テ常務委員会事

業部長ニ提出スルモノトス

第十五条 仕入係ハ商品仕入ノ事実ヲ購入伝票ニ基キ仕入票

ニ記入シタル後、購入伝票ハ主任ヲ経テ之ヲ計算係ニ廻付

スルモノトス

第十六条 商人ノ売価(品カ)ハ仕入係ニ於テ主任並ニ販売係ト合議

ノ上之ヲ決定シ、評価カードニ記載スルモノトス

第十七条 計算係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

一、総勘定元帳 一、振替日記帳

一、日計簿（試算表） 一、什器備品台帳

一、月末在庫品明細帳 一、消耗品控帳

一、委託金通帳

第十八条 販売係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

一、販売帳

一、売掛帳

第十九条 仕入係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

一、仕入帳

第二十条 工場係ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フ

- 一、材料品引渡帳 一、製品受入帳
- 一、材料品受払帳 一、原価計算帳
- 一、工場費内訳帳

第二十一条 購買部ニ於テハ一切現金販売トス、但シ自助会

会計ノ支払ニ関スルモノハ此ノ限りニアラズ

第二十二条 購買部主任ハ計算係ノ作成セル毎月末・半期

末・年度末決算報告書ヲ審査シ、之ヲ常務委員会事業部長

ニ提出スルモノトス

第二十三条 在庫品ニシテ汚損其ノ他ノ理由ニヨリ予定ノ価

格ニ売却シ難キモノハ、常務委員会事業部長立会ノ上臨機

ニ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十四条 各種販売品目及び価格ハ適當ナル方法ニヨリ之

ヲ公表スルモノトス

第二十五条 営業時間ハ一般作業時間ニ準ジ七月・八月ハ午

前七時半ヨリ同一時半迄トス、但シ購買部主任ニ於テ必

要ト認ムル場合ハ、常務委員会事業部長ノ承認ヲ經テ営業

時間ヲ短縮シ又ハ延長スルコトヲ得

第二十六条 商品整理当日ハ休業トス

第二十七条 購買部主任ニシテ必要止ムヲ得ザル事由アリト

認ムル場合ハ、休業日又ハ営業時間外トイヘドモ特別販売
ヲナスコトヲ得

農園芸部畜産部及工芸部事務規定

第一条 農芸部ニ左ノ分区ヲ置ク

- 一、日出農区 一、光ヶ丘農区
- 一、新良田農区 一、伊良々農区

第二条 畜産部ニ左ノ分区ヲ置ク

- 一、養牛部 一、養豚部
- 一、養鶏部 一、養兔部
- 一、雑畜部

第三条 農園芸部畜産部及工芸部ニ各々主任一名ヲ置ク

各部主任ハ長島愛生園入園者作業心得ニ依ル

農芸部・動物飼育部及陶工部ノ作業主任ヲ以テ之ニ充ツ

部主任ハ常務委員会事業部長ノ指揮ヲ受ケ部内ノ連絡統一

ニ任ズ

第四条 農園芸部及畜産部ノ各分区ニ主任一名ヲ置ク

各分区主任ハ長島愛生園入園者作業心得ニ依ル農園芸部及

動物飼育部ノ作業副主任ヲ以テ之ニ充ツ、但シ事情ニヨリ

テハ部主任ヲ以ツテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

各分区主任ハ部主任ノ命ヲ承ケ当該分区ニ属スル事務ヲ分掌ス

第五条 物品ノ授受ハ部主任ヲ經テ各分区主任之ヲ為ス、物品ノ保管ハ各分区主任之ガ責ニ任ズ

第六条 農園芸部各分区主任ハ毎旬ノ收穫予定表ヲ、部主任ヲ經テ常務委員会事業部長ニ提出スルモノトス

第七条 畜産部各分区主任ハ飼育動物ニシテ増減アリタル時ハ、ソノ都度之ガ報告書ヲ作成シ部主任ヲ經テ常務委員会事業部長ニ提出スルモノトス

第八条 生産物ハ常務委員会事業部長ノ指示ニ従ヒ、各分区主任ニ於テ之ヲ事務分館炊事場作業事務所又ハ購買部ニ納入スルモノトス

第九条 前条ニ依ル納入ニ当リテハ各分区主任ニ於テ生産品納入書ヲ作成シ、其ノ部主任及検収者ノ認印ヲ得テ之ヲ常務委員会事業部長ニ提出スルモノトス

第十条 各部主任ハ毎月各分区主任ノ報告ニ依リ其ノ部ノ月報ヲ作成シ、常務委員会事務部長ニ提出スルモノトス

第十一条 各部主任ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フルモノトス

一、収支原簿 一、備品原簿

第十二条 各分区主任ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備フルモノトス

一、飼育動物現在簿（農園芸部畜産部ニ限ル）
一、収支内訳簿

一、備品内訳簿

附則

望ヶ丘ニ於ケル児童実習地ノ事務ハ本規定ニ準ズルモノトス

食料規定

第一条 献立表ノ調成ニ関シ常務委員会食料部長ハ、園当事者ト協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第二条 献立表ノ調成ハ毎月三回ニ分チテ毎旬之ヲ行ヒ、常務委員会ノ協賛ヲ得テ各舎ニ其ノ献立表ヲ配付スルモノトス、但シ重病舎入室者ニ対スル献立表ハ別ニ之ヲ調成スルモノトス

第三条 食料部長ハ食料品ノ納入報告ヲ受ケタル場合、直チニ之ニ立会ヒ品質数量等審査ノ上、粗悪不良ナル品ニ対シテハ一切之ヲ受入レザルモノトス

第四条 納入検査済ノ食料品ニ対シ、食料部長ハ適切最良ノ方法ニヨリ之ヲ保管スルモノトス

第五条 食料部長ハ調理ニ関シ臨時応援ヲ必要ト認ムル場

方法ニヨリ之ヲ保管スルモノトス

合、各舎ヲシテ調理補助人員ヲ出勤セシムルコトヲ得、但シ補助人員ハ奉仕トス

第六條 配食ニ関シ食料部長ハ、各舎ノ實際ヲ調査セシメ配食ノ加減ヲナサシムルモノトス

會員心得

本會會員ハ左ノ各号ヲ遵守スヘシ

一、博愛仁慈ノ精神ニ基キ各人相親和シ相互扶助ノ觀念ヲ養フコト

一、礼儀ヲ重ジ謙讓ノ美德ヲ發揮スルコト

一、人ニ接スルニハ誠実ヲ旨トシ事ニ臨ミテハ勤勉ナルコト

一、職員ノ命ヲ重ズルコト

一、言語ニ注意シ品行ヲ慎ムコト

一、男女濫ニ交通セザルコト

一、濫ニ所外ニ出デ又ハ所定ノ地域外ニ立入ラザルコト

一、博戯若クハ賭事又ハ之ニ類スル行為ヲ為サザルコト

一、規律ヲ嚴ニシ寢食ハ所定ノ時間ヲ勵行スルコト

一、居室ノ内外ノ清潔ニ努メガーゼ・繻帶・襪襪・紙屑類ハ所定ノ容器以外ニ投棄セザルコト

一、火氣ニ注意シ火災ヲ起サザルコト

一、丹毒疥癬室ニ濫リニ出入セザルコト

一、袒裼裸体トナリ其ノ他不体裁ノ行為ヲ慎ムコト

一、貸与品及ビ給与品ハ努メテ大切ニ取扱ヒ、亡失・破損・汚穢又ハ濫費セザル様注意スルコト

一、自己ノ所有タルト否ヲ問ハズ濫リニ金品ノ貸借ヲ為サザルコト

一、同居者ニシテ起居不自由ナルモノニ対シテハ懇切ニ之ガ介補ヲ為スコト

一、慰問者ノアリタル場合ハ必ず一舎四名以上出席スルコト

一、許可無クシテ左ノ行為ヲ為サザルコト

イ新地ヲ開拓スルコト

ロ草木ヲ刈伐スルコト

一、其ノ他常ニ品性ノ陶冶人格ノ向上ニ努メ、本園ノ平和ヲ確保シ其ノ發展ヲ期スルコト

長島愛生園自 會

三四四 長島愛生園入園者自助会会則

(愛生図書館蔵「長島愛生園入園者自助会会則」昭和11年)

〔表紙〕

長島愛生園入園者自助会会則

附 常務委員会規定

評議員会規定

舎長規定

自助会役員選挙規定

長島愛生園入園者自助会々則

名称及組織

第一条 本会ハ長島愛生園入園者自助会ト称シ入園者ノ全員

ヲ以テ組織ス

目的及事業

第二条 本会ハ自治相愛ノ精神ニ基キ会員ノ福祉増進ヲ図ル

ヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、財団法人長島愛生園慰安会ノ特別会計ニ属スル各種事業ノ経営

二、其ノ他長島愛生園ノ福祉増進ニ関スル事項ニシテ、長

島愛生園長ヨリ許可セラレタル事業ノ経営

第四条 本会ニ左ノ機関ヲ置ク

一、常務委員会

二、評議員会

三、総会

常務委員会

第五条 常務委員会ハ常務委員長、常務副委員長及常務委員

ヲ以テ組織ス

第六条 常務委員会ハ本会々務執行ノ任ニ当ルモノトス

第七条 常務委員会ニ人事、教育、事業、作業及食糧、配給

ノ六部ヲ置ク

第八条 常務委員会ハ毎月ノ事業成績ヲ長島愛生園長ニ報告

スルモノトス

評議員会

第九条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織ス

第十条 評議員会ハ常務委員会ノ提案其ノ他必要ト認ムル事項ヲ議決シ、常務委員会ニ提示又ハ報告スルモノトス

総会

第十一条 総会ハ常務委員会ヨリ提案セラレタル事項ニ就キ

之ガ審議ヲ為スモノトス

役員

第十二条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、常務委員長 一名
- 二、常務副委員長 一名
- 三、常務委員 六名
- 四、常務委員会書記 若干名
- 五、評議員会議長 一名
- 六、評議員会副議長 一名
- 七、評議員 若干名
- 八、評議員会書記 若干名
- 九、舎長 若干名
- 十、重病舎主任 一名
- 十一、購買部主任 一名

第十三条 常務委員長、常務副委員長及常務委員ハ別ニ定ム

ル規定ニ従ヒ之ヲ選挙ス、但シ常務委員長及常務副委員長

ハ長島愛生園長ノ認可ヲ受クルモノトス

常務委員会書記ハ常務委員会ノ推薦ニ依リ之ヲ定ム

評議員会議長、評議員会副議長及評議員ハ、別ニ定ムル規

定ニ従ヒ之ヲ選挙ス、但シ重病舎主任及男女青年舎ノ舎長

ハ選挙ヲ経ルコトナク評議員タルモノトス

評議員会書記ハ評議員中ヨリ互選ス

舎長ハ別ニ定ムル規定ニ従ヒ之ヲ定ム

重病舎主任及購買部主任ハ、常務委員会ノ推薦ニ依リ評議員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第十四条 常務委員長ハ会務ヲ統理シ本会ヲ代表ス

常務副委員長ハ常務委員長ヲ補佐シ会計ヲ掌リ、常務委員長事故アリタルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務委員ハ常務委員長ノ指揮ヲ承ケ会務ヲ分掌ス

常務委員会書記ハ常務委員ノ指揮ヲ承ケ分担事務ヲ処理ス

評議員会議長ハ評議員会ヲ代表ス

評議員会副議長ハ評議員議長ヲ補佐シ、評議員会議長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員会書記ハ評議員会議長ノ指揮ヲ承ケ評議員会ノ事務ヲ処理ス

舎長及重病舎主任ハ常務委員長ノ指揮ヲ承ケ、其ノ属スル

舎又ハ区ノ会員ノ指導統制及保護ニ任ズ

購買部主任ハ常務委員長ノ指揮ヲ承ケ購買部ノ経営ニ任ズ

第十五条 本会各役員ノ任期ハ一年トス、但シ期間ノ中途ニ

於テ選挙セラレタル者ノ任期ハ、就任ノ日ヨリ其ノ属スル

期間ノ最終日迄トス

第十六条 本会ノ役員ハ任期満了後ト雖モ、後任者ノ就任アル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十七条 本会役員ノ名簿ハ之ヲ長島愛生園長ニ届出ズルモノトス

第十八条 本会ノ各役員ハ特別ノ規定アルニアラザレバ相互之ヲ兼任スルコトヲ得ズ

第十九条 本会ノ役員ニ対シテハ、別ニ長島愛生園長ノ認可ヲ經テ定ムル手当ヲ支給ス

第二十条 本会役員（常務委員会書記ヲ除ク）ハ、常務委員会及評議員会ノ承認ヲ經ルニアラザレバ辞任スルコトヲ得ズ、但シ常務委員長及常務副委員長ノ場合ニアリテハ長島愛生園長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

常務委員会書記ハ常務委員会ノ承認ヲ經ルニアラザレバ辞任スルコトヲ得ズ

第廿一条 本会役員ニシテ一月以上執務セザルモノ又ハ園規ニ違反シ、長島愛生園長ヨリ謹慎以上ノ処分ヲ受ケタルモノハ退職者ト見做ス

第廿二条 本会役員ノ補欠ハ次点者ヲ以テ之ニ充ツ、但シ選挙後四十五日以上経過シタルトキハ更ニ選挙スルモノトス

会員

第廿三条 本会ノ会員ニシテ功勞アルモノ又ハ善行アルモノ

ニ就キ、特ニ必要アリト認メタルトキハ、常務委員長ハ評議員会ノ議決ヲ經テ、其ノ表彰方ヲ長島愛生園長ニ申請スルコトヲ得

第廿四条 本会ノ会員ニシテ毎月長島愛生園及本会ヨリ受クル各種慰勞金參円ヲ超ユルモノアルトキハ、其ノ超過額ヲ会員ノ相互資金トシテ本会ニ納付スルモノトス

會計

第廿五条 本会ノ會計ハ財団法人長島愛生園慰安会ノ特別會計トス

第廿六条 本会ノ經費ハ左ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、長島愛生園ヨリノ下附金
- 二、互助資金
- 三、寄附金
- 四、事業収入
- 五、雜収入

第廿七条 本会ハ事業ノ安固ヲ期スル為メ、毎年度常務委員会ノ議決ヲ經テ積立金ヲ設定スルモノトス

第廿八条 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第廿九条 本会ノ予算ハ常務委員会ニ於テ毎会計年度開始前

之ヲ作製シ、評議員会ノ議決ヲ經テ長島愛生園長ノ認可ヲ

受クルモノトス

第三十条 本会ノ決算ハ常務委員会ニ於テ毎会計年度終了後

遅滞ナク之ヲ作製シ、評議員会ノ承認ヲ經テ長島愛生園長

ノ認可ヲ受ケ之ヲ總會ニ報告スルモノトス

第卅一条 評議員会ハ毎会計年度内ニ一回会計監査ヲ為スモ

ノトス、但シ必要ト認ムル場合ハ隨時之ヲ行フコトヲ得

長島愛生園長ヨリ要求アリタルトキハ何時タリトモ会計檢

査ヲ受クルモノトス

会議

第卅二条 常務委員会ハ常務委員長ニ於テ必要ニ応ジ隨時之

ヲ招集ス

第卅三条 評議員会ハ評議員会議長ニ於テ毎月一回之ヲ招集

ス、但シ常務委員長ノ同意又ハ要求アリタルトキハ隨時之

ヲ招集スルコトヲ得

第卅四条 總會ハ常務委員長ニ於テ毎年一回之ヲ招集ス、但

シ常務委員会ノ必要ト認ムル場合ハ隨時之ヲ招集スルコト

ヲ得

評議委員会ハ必要ト認ムル場合ハ常務委員長ニ対シ總會ノ

招集ヲ請求スルコトヲ得

第卅五条 常務委員長ハ長島愛生園長ヨリ指示アリタルトキ

ハ前各条ノ會議ヲ隨時招集シ又ハ招集セシムルモノトス

第卅六条 會議ノ議長ハ常務委員会ニアリテハ常務委員長、

評議員会及總會ニアリテハ評議員会議長トス

第卅七条 本会ノ各會議ハ、定数ノ三分ノ二（總會ニアリテ

ハ二分ノ一）以上ノ出席ニアラザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキ

ハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第卅八条 評議員会及總會ヲ招集セムトスルトキハ、議長ハ

常務委員長ヲ經テ其ノ日時、場所ヲ開議前ニ長島愛生園長

ニ届出ズルモノトス

第卅九条 前条ノ會議終了シタルトキハ、議長ハ議事ノ要項

ヲ常務委員長ヲ經テ長島愛生園長ニ届出ズルモノトス

会則及諸規定

第四十条 本会則ノ改廃及本会諸規定ノ制定改廃ハ、常務委

員会又ハ評議員会ノ何レヨリモ之ヲ提案スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ之ヲ提案シタル会ハ他ノ会ノ同意ヲ得ル

コトヲ要ス

前項ニ依リ常務委員会及評議員会ノ同意アリタルトキハ、

常務委員長ハ長島愛生園長ニ対シ之ガ認可方ヲ申請スルモノトス

第四十一条 本会則及本会ノ諸規定ニ関シ疑義ヲ生ジタルトキハ、常務委員長ハ評議員会ニ諮問シ長島愛生園長ノ指揮ヲ承ケ之ヲ決定スルモトトス

附則

本会則ハ長島愛生園長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

本会則ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

常務委員会規定

第一条 常務委員ノ分担事項ハ常務委員会ノ議決ヲ經テ常務委員長之ヲ定ム

第二条 常務委員事故アルトキハ、常務委員長ハ他ノ常務委員又ハ常務副委員長ヲシテ之ヲ代理セシムルモノトス

常務副委員長事故アルトキハ、常務委員長ハ常務委員中ヨリ臨時会計ニ関スル事務ノ代理者ヲ設クルモノトス

常務委員長及常務副委員長共ニ事故アルトキハ、常務委員ノ互選ニヨリ臨時常務委員長ヲ設クルコトヲ得、但シ其ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三条 各部ノ分担事項左ノ如シ

人事部

- 一、風紀ノ取締ニ関スル事項
- 二、治療及看護ニ関スル事項
- 三、互助ニ関スル事項
- 四、入園者諸役員ニ関スル事項
- 五、入園者名簿作製及整理ニ関スル事項
- 六、舎員ノ配置ニ関スル事項
- 七、一時帰省者ニ関スル事項
- 八、拾得物及紛失物ノ具申ニ関スル事項
- 九、行賞ノ具申ニ関スル事項
- 十、會議ニ関スル事項

教育部

- 一、児童教育ニ関スル事項
- 二、宗教ニ関スル事項
- 三、男女青少年団ニ関スル事項
- 四、婦人会ニ関スル事項
- 五、其ノ他各種団体ニ関スル事項
- 六、慰安及娛樂ニ関スル事項
- 七、文芸ニ関スル事項
- 八、風致保護ニ関スル事項

事業部

- 一、購買部ニ関スル事項
 - 二、動物飼育ニ関スル事項
 - 三、農芸ニ関スル事項
 - 四、工芸ニ関スル事項
 - 五、個人営利取締ニ関スル事項
 - 六、其ノ他収益事業ニ関スル事項
- 作業部
- 一、作業ノ統制整理及進捗ニ関スル事項
 - 二、作業器具ノ整理及保管ニ関スル事項
 - 三、営利作業取締ニ関スル事項
 - 四、作業被服ニ関スル事項
 - 五、作業賃運用ニ関スル事項
 - 六、衛生ニ関スル事項

食糧部

- 一、献立表調製ノ参与ニ関スル事項
- 二、食糧品ニ関スル事項
- 三、調理補助員ニ関スル事項
- 四、配食ニ関スル事項
- 五、残飯整理ニ関スル事項

配給部

- 一、物品配給ニ関スル事項
 - 二、給与品及貸与品ニ関スル事項
- 第四条 各部ニ部長ヲ置キ常務委員ヲ以テ之ニ充ツ
 - 第五条 常務委員会役員ハ、四月一日ヨリ十月末日迄八午前ハ八時ヨリ十時半迄、午後ハ一時ヨリ三時半迄、十一月一日ヨリ翌年三月末日迄ハ午前ハ九時ヨリ十一時半迄、午後ハ一時ヨリ三時半迄執務スルモノトス、但シ七月及八月ハ午前ノミ執務スルモノトス
 - 第六条 常務委員会役員ハ毎月執務後交替宿直スルモノトス
 - 第七条 常務委員会役員ハ所管事務ニ関シ其ノ重要ナルモノハ之ヲ常務委員長ニ報告シ、又ハ常務委員会ニ附議スルモノトス
 - 第八条 常務委員会ニ於テ評議員会ノ審議ヲ必要ト認メタル事項ハ評議員会ニ提出附議スベシ
 - 第九条 前条審議ノ為メ評議員会ヲ開催シタル場合ハ常務委員長、常務副委員長及常務委員ハ評議員会ニ出席シ評議員ノ質疑ニ応答スルノ責ヲ有ス
 - 第十条 評議員会ノ決議ニシテ不当ト認メタルトキハ、常務委員長ハ其ノ事由ヲ附シテ之ヲ評議員会議長ニ返附スルコ

トヲ得

第十一条 常務委員会ハ評議員会ノ議決事項又ハ必要ト認ムル事項ヲ各舎、各区ニ報告スルモノトス

第十二条 常務委員会ハ毎月ノ事業成績ヲ庶務及會計ノ全般ニ亘リ、翌月十日迄ニ長島愛生園長ニ報告スルモノトス
常務委員会ハ長島愛生園長ヨリ事業状況ノ説明ヲ求メラレタルトキハ、隨時之ガ説明ヲ為スモノトス

附則

本規定ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

評議員規定

第一条 評議員会議長及評議員会副議長共ニ事故アルトキハ、評議員互選ニ依リ臨時評議員会議長ヲ設クルコトヲ得、但シ其ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二条 評議員ニシテ評議員会ニ出席シ能ハザルトキハ、其ノ旨直ニ評議員会議長ニ届出デ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三条 評議員会ハ委員若干名ヲ互選シ會計監査ヲ為スモノトス

附則

本規定ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

舎長規定

第一条 各舎（重病舎ヲ除ク）ニ舎長一名ヲ置ク、但シ小住宅ニアリテハ数棟ヲ以テ一区ト為シ、一区ヲ以テ一舎ト見做スコトヲ得

第二条 舎長ハ自舎ノ選挙トス、但シ不自由舎ニアリテハ附添中ヨリ之ヲ選挙ス

第三条 男女青少年舎ノ舎長ハ、前条ノ規定ニ拘ラズ選挙スルコトナク常務委員会ノ推薦ニヨルモノトス

前条ノ各舎ニアリテハ舎長ノ推薦ニ依リ、常務委員会ノ承認ヲ經テ副舎長ヲ置クコトヲ得

第四条 重病舎主任ハ舎長ト見做ス

第五条 必要アル場合ハ常務委員会ハ、舎長代理又ハ舎長事務取扱ヲ置クコトヲ得

第六条 舎長ハ左ノ事務ヲ処理スルモノトス

一、自舎ノ風紀取締ニ関スル事項

二、自舎ノ衛生及整頓ニ関スル事項

三、自舎ノ營繕ニ関スル事項

四、自舎ノ選挙事務ニ関スル事項

五、舎員ノ物品請求、交附及保管ニ関スル事項

六、舎員ノ慰問券及互助金ノ請求及受領ニ関スル事項

七、舎員ノ移動ニ関スル事項

八、舎員ノ一時帰省ニ関スル事項

九、会葬ニ関スル事項

十、其ノ他常務委員会ノ指定シタル事項

第七条 舎長ノ選挙及手当支給ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規定ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

自助会役員選挙規定

選挙権及被選挙権

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ、本会役員ノ選挙権

ヲ有セザルモノトス

一、年齢二十一歳ニ達セザル者

二、入園後一定期間ヲ経過セザル者

三、長島愛生園長ヨリ謹慎以上ノ処分ヲ受ケ現ニ其ノ執行

中ニ係ル者

四、精神病者

前項第二号ノ期間ハ常務委員長、常務副委員長、常務委員

ニアリテハ六月、評議員及舎長ニアリテハ三月トス

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ本会役員ノ被選挙権ヲ

有セザルモノトス

一、一定ノ年齢ニ達セザル者

二、入園後一定期間ヲ経過セザル者

三、長島愛生園長ヨリ謹慎以上ノ処分ヲ受ケ現ニ其ノ執行

中ニ係ル者

四、精神病者

五、重病舎入室中ノ者

前項第一号ノ年齢ハ常務委員長、常務副委員長及ビ常務員

ニアリテハ二十五歳、評議員及舎長ニアリテハ二十一歳ト

ス

第一項第二号ノ一定ノ期間ハ常務委員長、常務副委員長及

常務委員ニアリテハ一年、評議員及舎長ニアリテハ六月ト

ス

選挙人名簿

第三条 常務委員会ハ本会役員ノ選挙人名簿ヲ各選挙施行前

少クモ七日前迄ニ調製スルモノトス

第四条 前条ニ依リ調製シタル選挙人名簿ハ選挙施行七日前

ニ一定ノ場所ニ於テ選挙人ノ縦覧ニ供スルモノトス

第五条 選挙人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ、選

挙人ハ選挙施行五日前迄ニ常務委員会ニ申出ヅルコトヲ得

第六条 常務委員会ニ於テ前条ノ申立ヲ受ケタルトキハ、速ニ之ガ調査ヲ為シ名簿中修正ヲ要スベキモノハ之ガ修正ヲ為スモノトス

第七条 選挙人名簿ハ選挙施行三日前ヲ以テ確定ス

第八条 補欠選挙ノ場合ハ、其ノ前任者選挙ノ際ノ選挙人名簿ニ依リ之ヲ行フモノトス

選挙及投票

第九条 選挙ハ毎年十二月中ニ之ヲ施行スルモノトス

但シ新ニ生ジ又ハ欠員中ノ役員ノ選挙ハ随時之ヲ行フ

第十条 常務委員会ハ選挙施行三日前ニ選挙ノ日時及場所ヲ

公示スルモノトス

第十一条 選挙ハ投票ニ依ル

第十二条 常務委員長及常務副委員長ノ選挙ハ単記無記名ニ

依ル一般投票トス

第十三条 常務委員ノ選挙ハ連記無記名ニ依ル一般投票トス

第十四条 評議員会議長、評議員会副議長及評議員会書記ノ

選挙ハ、単記無記名ニ依ル評議員ノ互選トス

第十五条 評議員及舎長ノ選挙ハ各舎（小住宅ニアリテハ各

区）ニ付、単記無記名ニ依ル舎員（小住宅ニアリテハ区員）

ノ投票トス

第十六条 舎長ハ所定ノ時間内ニ各舎ノ投票ヲ取纏メ之ヲ投票スルモノトス

第十七条 選挙ノ順序左ノ如シ

一、常務委員長

二、常務副委員長

三、常務委員

四、評議員

五、評議員会議長

六、評議員会副議長

七、評議員会書記

八、舎長

第十八条 各選挙ハ有効投票中左ノ得票アルニアラザレバ無効トス

一、常務委員長、常務副委員長、評議員会議長、評議員会

副議長、評議員、評議員会書記及舎長ハ二分ノ一以上

二、常務委員ハ四分ノ一以上

第十九条 前条ニ依ル投票数ナキトキハ、其ノ得票数ナキモ

ノニ付、更ニ之ガ選挙ヲ施行スルモノトス

第二十条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ無効トス

一、被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載セルモノ

二、被選挙人ノ氏名舎名ノ外他事ヲ記載セルモノ

三、被選挙人ノ何人タルカヲ識別シ難キモノ（連記投票ノ

場合ニアリテハ、被選挙人中一名ニテモ何人タルカ識

別シ難キモノ又ハ定数ニ充タザルモノ）

四、書キ直シタルモノ

五、選挙人ノ記名アルモノ

六、成規ノ投票用紙ヲ使用セザルモノ

選挙会

第廿一条 選挙ニハ左ノ役員ヲ置キ選挙会ヲ組織スルモノト

ス

一、選挙長 一名

二、選挙立会人 若干名

前項ノ役員ハ名誉職トス

第廿二条 選挙長ハ評議員会議長之二当リ、評議員会議長事

故アルトキハ評議員会副議長之二当ルモノトス、評議員会

議長及評議員会副議長共ニ事故アルトキハ選挙長ハ評議員

ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

選挙長ハ選挙ノ事務ヲ統理シ選挙会ヲ代表ス

第廿三条 選挙立会人ハ選挙長ノ指揮ヲ承ケ審査当選ノ決定

其ノ他選挙ニ関スル事務ヲ掌ルモノトス

第廿四条 選挙長及選挙立会人ハ選挙ノ前日選挙投票用紙ヲ

配布スルモノトス

第廿五条 投票函ハ選挙事務所ニ之ヲ置ク

第廿六条 選挙会ハ之ヲ公開トシ左ノ順序ニ依ル

一、投票

二、開票

三、有効投票無効投票ノ確定

四、投票ノ計算

五、当選者及次点者ノ確定

六、選挙結果ノ公表

第廿七条 選挙長ハ投票時間經過後直ニ開票シ、即時其ノ結

果ヲ公表スルモノトス

第廿八条 選挙ノ結果同点者ヲ生ジタルトキハ年長者ヲ以テ

当選トス

第廿九条 選挙長ハ選挙セラレタル常務委員長及常務副委員

長ノ認可方ヲ直ニ長島愛生園長ニ申請スルモノトス

第三十条 選挙確定ニ対シ異議アル選挙人ハ選挙後三日以内

ニ選挙長ニ申立ツルモノトス

第卅一条 選挙長ニ於テ前条ノ申立ヲ受ケタルトキハ、速ニ

之ガ調査ヲ為シ之ガ決定ヲ為スモノトス

附則

第卅二条 投票及選挙記録ハ常務委員会ニ於テ一年間之ヲ保管スルモノトス

本規定ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

杉□より

三四五 強硬派交渉方針について

(愛生園蔵「患者騷擾事件余聞録」昭和11年)

〔朱書〕
昭和11年11月4日

園長 了 庶務課長 了 主任 了

五日の会見に於て交渉決裂の場合は、委員の強硬派・暴力団の間に左の如き意見あり、実行の可否は未定なるも、現委員・前委員・暴力団を合して百名に近き者立上れば合流する者あり。右を直接行動隊と弁論隊の二部に分ち、直接行動隊は山に放火し、その騒ぎに乗じて官舎に進入、園長・事務官等に傷害を加へ内通者をも血祭りに上げる、弁論隊は専ら合流者を勧誘に努力。警官の来る迄に決行の可能性ありと。万一の場合に備えて警戒あり度し。

徳□、K、F、K等の行動に特に注意願ひ度し。

青木、島□等にはその虚に乗じて逃走の計画あり。

右の計画に対処対策の必要あれば、五日の会見の結果を直ち

に御知らせ願ひ度く、時と場所との御通知を乞ふ。

委員達は作業事務所に於て連続的に協議し居れど、絶対秘密裡に行ひ内容は知る由も無之

三四六 園内情勢につき栗下信策投書

(愛生園蔵「患者騷擾事件余聞録」昭和11年)

〔11/16〕

委員連中は動中園を脱出して松村君の入園につき、委員会へ謝意を表せねば承知せぬとリキンデ、既に杉□君の処へ池上・佐々木両委員が参つたとの事です、向上会といふとりまき連がけしかけて居るとのことですが、とにかく之れが第一回の入退園の制裁のかれらの執行の手初めです、私共は杉□君と之を否定せんとして居ますが、こんなことを初められては実に園内に居りにくくなつて、自然制裁を受ける事になります、御留意を願います

昨夜舎長会がありました今晚に(十日夜)舎長会をひらき条文を報告し、大会をひらく由、園長殿が十一日に御出京の由故それまでに急まるのだと

×

×

×

つきに三つのさくじよ条項は、之れから患者申合せ事項としてなすのである、既に園局とは約しある故と制裁とけつこんと入退園の事

× × ×

内実はあくまで対立してやるとりきんて居ると

委員連やとりまき連は家族制はかいしたから…、自治成は委員の条文の通り許可になつたときかんにせんでんして居ます、実は御出京前に園長殿へ川□・杉□・私の三人が拝眉いたし度御願して見て頂き度願上候

今后不良分子掃滅にはなかく力が智謀が入ると考へ候へば願上候

三四七 常務委員会辞任願

(愛生園蔵「患者騷擾事件雑件書類」昭和12年)

願書

今般当局トノ意見隔絶ニヨリ、昭和十二年度自助会予算編成不可能ノタメ、常務委員会総辞職ノ他止ムナク候ニ付、辞任御許可相成度
此段及御願候也

昭和十二年三月二十九日 常務委員会

人事部長 佐々木守

教育部長 清□将□

食糧部長 伊原国策

事業部長 池上常照

作事部長 秋山信義

配給部長 原□ 実

副常務委員長 桐畑三郎

常務委員長 木元 巖

長島愛生園長

光田健輔殿

三四八 評議委員会につき入所者投書

(愛生園蔵「患者騷擾事件雑件書類」昭和12年頃)

昨日の評議委員会は、遂に常務委員の辞表受理の上、止むなきに立ち到つた様です。そして、今日又午前十時より園長先生を中心に再開し、歎願の上、園長先生に善処方を願ふ様です。然し乍ら、万一如何なる悪結果に立到らうとも、ハンスト、ゼネスト等は恐らく決行出来ないでせう、何故なら入園者の足並はもう揃つては居りませんし、むしろ反対者も大分あてゐますから、せいぐ最後の手段として、解剖中止運動

程度の模様です、今回の公務員費千八百三十円の支出方に就いては、当然自助会内六万九千余円中より出費すべきは、常務委員又評議委員としても認めてゐるものですが、それでは公務にたづさはる者が心苦しくてやつて行けないから、此の際どうしても当局の方から出して貰ふ意気込の様です

と言ふのは、現に藤田兄入室の際等の風評は、"あれを見よ、月一円か一円二、三十銭か儲けてゐなかつたものか、今度は三円の最高給を取つて、然も威張散らしとるよ"等の声に全く気をくさらしてゐた矢先、或時は（他の委員）出刃包丁を持ち、或時は棍棒を持つて寝込を襲はれんとした事実等があったので、一寸恐れてゐる様です。それに、各委員共早く止めたいくで一パイな所でした、特に木本君は、今では全く後悔し、何とか理由をつけて引退したい思ひで一パイだった矢先です。それでもう一度教会に帰りたい願ひで、再三その旨私に洩らしてゐました。然し、杉□兄の手前それが出来ず、残念かつてゐるのです。今選挙前、私の委員長承諾をしきりにすゝめ、もし私が委員長になれば、是非僕も（木本兄）も教会の委員となつて働きたいと言つてゐたそうですが、それとなく杉□兄の意向を聞けば、どうしても受け入れられないものですから（勿論私の委員長云々等は毛頭）そのまゝになつて

終ひました。事件以来眼が大変悪くなり、家庭（故郷）の方も都合が悪くなり困りぬいてゐる様です、やはり背に腹は代へられぬと言ふ立場です。"剣を取つて築いた王国は、眼のあたり剣に依つて又亡びんとしてある"事実を予察して、身を引く考への様です。今回の委員辞表者にも、木本君か最も強硬で急先鋒であつた様でした。妻君（木□り□）もしきりに私に依頼して、教会復帰の途を拓いて呉れる様との願ひなんですが、私もいろく考へてゐるのです。尚秋山信義兄等も一時帰省か逃走でもしたひ様な気持ちを大分前から持つてゐる様です、昨日の評議集会ではもう一度向上会でも組織して、もう少々強硬に出てはとの意見も多少あつた様ですが、入園者の意向も四分五裂してゐる現在では、恐らく重大化の恐れがあるとの事で中止した様でした。向上会組織問題は、大分前から起つてゐて運動してゐるのですが、何分とも事件発生当時、組織してゐた暴力団連中の中にも、自助会反対論者が多少あるのでやり憎い様です、いづれ今回は重大化の恐れはないでせうし、次期常務委員になり手があるかどうか前途多難です。やりたい気持ちを持つてゐるのは、今の所佐々木、清□、池上さん位なものでせう

その中全入園者が眼覚め、己を悔ひ、過去を陳謝し、自助会

返上運動でも起こるでせう、その時機を待つてゐる連中も大分ありますので、七、八割迄あるのではないでせうかの、然し人間には意地があり、行き懸りと言ふものに提げれる弱点があるので困つたものです、では以上乱筆にて

三四九 春日英郎事件概要

(愛生園蔵「春日收容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

春日事件 (昭和十二年七月二十二日—八月十三日)

動機

七月二十二日 春日英郎、邑久郡大伯村駐在所ニ来リ、長

島入園ヲ求ム

一、春日入園

警察電話ニテ、裳掛駐在佐藤巡查ヨリコノ旨園宛ニ通知アリ、兎二角、本人ヲ虫明マデヨコス様ニトノ返電、午後一時半虫明ニ辿リ着ケル、春日ヲ取調ノタメ、午後二時宮川書記調査ス、本人ノ口述左ノ通り

「私ノ死スベキ所ハ長島ノミ、社会デ苦勞スル位ナラ長島

ニ入ツテ苦勞シタイ」トノ事ニテ、遂ニ午後六時入園ス

二、自助会ノ申出

七月二十三日 常務委員長桐畑三郎、事務分館ニテ宮川書

記下面談、桐畑個人トシテ意見ヲ申述

「春日ヲコノ際入レルコトハヨホド困ル、時期ガ問題、然シ私個人トシテハ、本人ガ陳謝スルカ、何カ方法ヲ執レバスムノデハナイカト思フ」

委員 (人事部長) 伊原国策、強硬ニ反対意見ヲ藤田書記ニ陳ベタリ

七月二十四日 桐畑・伊原、分館ニ於テ宮川書記ニ対シ、

春日入園ハ園ノ方デ考慮サレタキ旨申出アリ、宮川書記

ハソレニ対シ「春日ハ三月一日ニ来園、收容シタルトコ

ロ、園内デ物議アリ、本人ノ態度又良カラザリシ為、当

園トシテハ三月三日本人ヲ帰シタルトコロ、同人ハ静岡

飯野十造氏ヲ訪ネ、飯野氏ヨリ戒告ヲ受ケ引返シ、三月

五日牛窓署ニ到リ、再入園方斡旋ヲ求メタリ、ソノ由、

牛窓署ヨリ申入アリタレドモ、園ニ於テハ時期尚早ナリ

トシテ、春日ヲ返シタリ、コノ様ナ工合ナレバ、モ早園

トシテコレ以上出シタリ入レタリハ出来ヌ、勿論園内ニ

事起ルコトハ望マヌガ、ヨク皆話シテ欲シイ」ト

二十六日 春日收容可否ニ付、評議員会開催、満場一致ニ

テ收容反対決議

評議員会 收容反対 ソノ他ノ経過

二十七日 右決議文常務委員長持参、来館、園長ニ提願

二十八日 右決議ニ対スル園当局ノ返事ヲ要請、宮川書記

ヨリ私案ノ形ニテ、患者入退園ニ関スル事ハ絶対ニ園長ノ権限ナルヲ以テ、評議員会決議ニ応ズルベキモノニ非ザル事ヲ説明

春日常務委員列席ノ場処ニ於テ、入園ノ了解ヲ求ム、然シ春日ノ態度不遜トノ理由ニテ、一同ノ感情ヲ害ス

三十一日 園当局ノ判然タル考ヲ聴度シト、常務委員長来館、藤田書記ニ請要

藤田書記、事務官ト打合ス

八月二日 常務委員長ヲ分館ニ召致シ、此ノ問題ニ関スル園ノ態度ヲ判明、説明ス

三日 常務委員会開催、総辞職ヲ申合ス

四日 緊急評議員会開催、常務委員会ニ合流、総辞職ヲ申合ス

五日 右総辞職願ヲ分館ニ届出ス

六日 正副常務委員長、及正副評議員長ヲ分館ニ召致、園長・両課長ヨリ慰留方ヲ説諭

午后四時三十分、コノ件ニ付、園長特別放送アリ、猛烈ナル嘲罵弥次各舎ヨリ起ル

七日 午后六時ヨリ常務評議、合同会議開催

深更翌一時散会

最後の園ノ返事ヲ請要シ来タル

七日 夜十時頃、収容所（春日ノ収容シタル処）ニテ、テロ組示威運動ヲナス

テロ組十二名、常務委員長ヲ桃源寮ニ訪ヒ、積極的行動ヲ強請ス

八日 午前八時、園ノ考ヲ再度説明ス

午前九時ヨリ入園者大会、満場入園反対決議ヲナス

午后四時頃、春日逃走計画ノ噂アリ

池上中心トナリ、松村・栗下・蓮□等ヲ加ヘ逃走、資金ヲ募集ス

午後八時、右噂愈具体化シツ、アル由情報アリ、午后十時三十分、春日本館横ヲ通り、船越ヲ過ギントスル処ヲ発見、逃走

春日逃走

九日 常務委員長、評議員会議長ヲ分館ニ招致シ、総辞職ノ件ハ受理スル旨解答ス

春日問題ハ本人ノ逃走ニテ、自然解消トナル
選挙

十二日 常務委員長ヨリ順次ニ評議員マデ総選挙

常務委員長 田村一作

副 藤□浩□

常務委員 藤□静□

同 望□章□

同 小松一郎

同 板野近太

同 梶山佐太郎

同 白□悦□

評議員会議長 小笠原清一

副 青木勝次

解決

八月十三日右許可サル

三五〇 宮川量・藤田工三宛春日英郎書状

(愛生園蔵「患者騷擾事件雑件書類」昭和12年)

宮川 両先生
藤田 先生

鹿兒島出張の際に、再び光田園長を泣かせるやうなことがあつてはならぬぞと注意をうけながら、斯様な結果になり申訳

なく存じます、それにも不拘御好意ある御取計ひにあづかりまして感謝してゐます

五日の午前十一時頃飯野様を訪ひ、約四時間話して御配慮を願ひました

すでに私を御承知で一見して性格を見抜かれ御意見の後、何処へ行つても園長を支持した君を受け容れる所があるまい、行くべき所は長島だからもう一度帰れ、との御教示でしたから、岡山へ帰りました

御出で下さいましたのが横山さんでしたので、失礼ながら飯野様との対談の内容を語るに由なく、園の命令だから帰つて呉れる様との言葉のまゝにまた静岡へ引き帰り、飯野様の宅から七日の夕刻神山に岩下院長を訪ねました、此の間の事情は飯野先生から園長に御知らせ下さつたとの事でしたが……

岩下院長は院内の模様を御説明になり、君を入れるには鹿兒島・長島からの書類が要るからとのみで何の音沙汰もなく今日に至りました

係りの方が別に本籍・氏名を御尋ね下さいましたが、勝手ながら事情の如何に不拘明答致し兼ます、収容していたゞけないかもしれぬ理由の一つ

当所で御世話になつてゐる間に、万一不始末な事でもあつて

は諸先生に御迷惑を及ぼします

一度長島を出た以上は、愛生園とは全く無関係な私一個人として行動すべきでせうか

敬愛園に私の写真を持ってゐる入園者がりましたが、他の療養所に行つても顔見知りの者が居て都合が悪いと考へるのが当然でせう、また外の病院に入つても心から平安な生活が出来ない自分であることをはっきり知りました、親も兄弟も居る訳でないのに、故郷を恋ふるより長島を想ふ念の方が強い

半年か一年流浪の旅に出て、反感の薄らぐのを待つか他に死所を求めるか迷ひます

自助会に本質的な変革でも起るか廃止にでもなるか、私が土下座して一切の過去を捨てるか

四十年の理想に破れた：今のところは：園長殿の心中はさぞかし心外千万なこととせう

長島の四日間に色々なことを知りました、人の心の動きは私共には解り兼ねるほどデリケートな〔の力〕なものです

私の真意を理解して呉れる病友のあるのを知つて大変嬉しかったが、さりとて私を誤解してゐる人達に対して反感を持つ気などは一寸もない、むしろ私の方にこそ反省すべき点が多

いのでせう

立場が違へば私だつて同様だつたかも知りません
長島を過去の想ひ出として、私に接して下さつたすべての方々に感謝の念を捧げます

園長様はじめ御恩を受けた諸先生には思ひますが、公私御多忙の際でもあります、その意味を含めて両先生に長年の御温情を深く謝します

私の明日の運命が全く解らないですから今日これだけ記します

三月二十四日

本日午前、大阪方面の会から御帰りの岩下先生に御目にか、りました、御心配して下さいまして園長殿はじめ諸先生から御親切な依頼状を御出し下さいますなど馬鹿者に御寄せ下さいます御情け、只々感謝してゐます

岩下院長様の御芳情にも心からの謝意を表します

私は明日神山を出発します、目的はありません、ルンペンでもして時節の来るのを待ちます、入院希望で来て都合の悪い大変不自由な老人が、東京の方へ行きたいと言ひますから慰廃園か全生に送つてあげませう、ですが私は係官に護送されるか健康でも害さぬかぎり、のたれ死するまでもどの病院に

も入りません、入るところが無いのです、正しい事を行ふのでないのは心苦しい、しかし此の仮收容所を立去るのが常識的だと考へられます、本日交付された入院証書を意味もなく同封しておきました、此処での二十五日間に復生の兄弟達の日常をみて更に考へさせられました、私が旅に出るに至った理由は、この文意以外に私自身の：患者の心の中に割って這入って理解していたゞきたく存じます、どちらへ向いても面目ない事ばかり申訳無く思つてゐます

長島を忘れられぬのが旅の重荷虚ろな心を抱いて行きます、通知はしましたが敬愛に残した目黒はどうしたことやら、心にかゝつてなりません、済みませんが園長様や他の先生方の御手前は、両先生から御取つくるひ下さいませよう、当分御たよりが出来ぬかも分りません、どうぞ御健闘下さいませ様御祈りします

四月一日晩

春日英郎

三五一 昭和十二年八月分館日誌

(愛生園蔵「春日收容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

八月七日

午後六時三十分ヨリ評議員会開催、更二九時ヨリ常務委員会

ノ合同座談会開催

午後九時二十分分館ニ来リ、決議ヲ提出シ、即答ヲ求メタリ

決議 自助会委員会及評議員会ガ辞職〔表〕ヲ提出シタコトハ、

園ガ認メタガ、患者ノ大部分ハ、辞表提出ニ至ツタ経緯真

相ヲ知ラヌカラ、患者大会ヲ開カネバナラヌ、此際、総選

挙ハ現状デハ円満ニ行クマイト思フ、ソレデ大会ヲ開ケバ、

最悪ノ状勢ガ予想サレルカラ、当局ニ於テモウ一度考慮シ

テ貰イタイ、就テハ一評議員ハカ、ルコトヲ認メルノハ、

園デハ前例トナツテ困ルダロウカラ、春日ニ限ツテ認メテ

呉レト云フ一札ヲ入レテモ宜シイカラト申添ヘガアツタ

午後九時四十分、事務官ニ前記ノ旨報告ス、深夜ノコト故、

明朝返事スルコト、シタラヨカロウ、更ニ園長ニ報告ス、先

方ガ考慮シテ呉レト云フノダカラ、マダ余裕ガアルノダカラ、

モウ一度考ヘテ見ヨウ、藤田書記ヲ呼ンデ伝ヘテ呉レト云フ

コトデ、藤田書記ノ登庁ヲ求メタガ、結局分館当直坂井雇カ

ラ、明朝トシタラドウカト勸メタ結果、桐畑委員長ハモウ深

夜ノコトダカラ、皆モ異議ガアルマイト思フトテ、引取ツテ

行ツタガ、再ビ申来ラナカツタ

八月八日

午前九時ヨリ入園者大会ヲ開催、十一時終了散会

(出席者談聴者) A、春日ノ入園ヲ認ムベキカ否カ、賛否ヲ挙手シ問ヒタルニ、挙手多数ニシテ入園反対ト決シ、之カ決議ヲ当局ニ提出スルコトニナツタ、B、席上田村一作ハ、一春日ノ為ニ自助会事業遂行不可能トナツテ辞職スルコト、ナレバ、目黒ガ入園シタ時ニモ、又辞職スルニ至ルダラウ、カクテハ自助会ノ面目ガ立たヌ、飽迄モ此事ハ面目ニ掛ケテ事理ヲ正シウシナケレバナラヌカラ、春日ノ退園ヲ実行シナケレバナラヌト、結局腹ハイロくデモ、大多数挙手シテ退園ニ賛成シタ、此事ヲ園長ニ嘆願書ヲ出スノダト云ツテイタ

〔欄外注記〕
一八時半 桐畑委員長ヨリ本館ハ春日ハ居ナイカ藤田書記春日日逃走幫助者栗下信策・蓮□唯□ニ対シ排斥ノ声アリ、見送ノ船ニ乗船、深尾」

午后〇時十分、春日分館ニ来リ、自発的ニ退園致度シニ付、御取計ヲ乞フ旨申出テタルニ付、園内ヲ往来セズニ謹慎シ居ルヤウ申渡シ収容所ニ帰ラシム

午後二時、久□新□・山□房□郎分館ニ来リ、金券ヲ現金ニ交換方申出デタルモ拒絶ス

午後四時、桐畑委員長分館ニ来リ、大会決議文ヲ持参シ、藤田書記ニ面会ヲ求ム、尚別紙通放送方ヲ依頼ス

午後四時三十分、栗下信策・松村好之本館ニ来リ、池上常務員ヨリ春日ノ旅費立替方ヲ宗教団ニ依頼シ(桐畑委員長モ承知)タルヲ以テ、桐畑ニ訊シタル処、無言肯定セルニ依リ、栗下・杉山・松村等ヨリ醸出十一円ヲ集メテ渡シタ、今池上カラ春日ニヤル紹介状ヲ持ツテ来タガ、春日ヲ出スコトニ園ノ意志ハ変ツタノカト、藤田書記ニ尋ネタルニ依リ、然ルコト絶対ナキ旨答へ、春日ニ収容所ニ謹慎シ居ルヤウ、松村ヨリ伝達セシム

午後四時五十分、藤田書記前々ノ申出ニ依リ、桐畑ト会見スルニ、決議文ヲ提出シ、返事ヲ求メタリ、即答ノ要アリヤト問ヒシニ、明日中ニテ可ナラント云ヘリ、従前ノ例ニ比スレバ不審ナルモ、何事カ別ニ解決シ得ヘキ成算アルモノノ如シ(春日ノ自発的逃走ニ成算アルガ如シ)

午後六時頃ヨリ追々参集ス(召集ナキモ) 園長・事務官・医務課長

午後八時、栗下ヨリ投書アリ、投書ハ急報ス、自助会ニ春日ヲ逃走サセル計画アリ、今夜九時納骨堂下ニ備フタ船ガ来ル、春日ハ藤田先生カラ居ルヤウニト言ハレテキルガ、心ガ動イテキルカラ如何ナル事態ニナルヤモ計ラレズ」^{〔ママ〕}

午後十一時五分、十一時頃不審ノ者本館下ヲ通過シ気配アリ、

船舶事務所ニ通ジ置ク、聽テ春日英郎逃走ヲ届ケ船越ニ来ル
 通知トノ報アリ、関知セザルコトニ決シ青山看護長配水線路
 ニ関リシモ□□ 接点ニシテ困難ナル為引返シテ零時半船ヲ
 以テ虫明ニ送ル、本人ノ心境、宮内・松崎宛紹介状ヲ持参ス
 「欄外注記」桐畑・松村カラ云ハレ自身モ出ルガ園ノ為ト思テ桐畑ノ為
 ニモ松村・久□・山□房□郎・平□」

三五二 執行部配給不正疑惑

(愛生園蔵「春日收容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

田村内閣米騒動顛末(昭和十二年十月)

予ヨリ田村一作ハ傲慢ニシテ、園内ニ不評ナリ

九月十二日午前八時半、桃源寮ニ於テ松ノ木ノ件ニ付、〇・

Tヲ殴打シ一部非難ノ声揚ル

一二・九・一九

偶々九月二十日明月ノ夜、懇親会ヲ催サントシテ、十九日、
 食糧部長藤□静□炊事場ニテ米四升ヲ借り、寿子(司)ヲ作りシ
 事、二十日夜、先ノ丘上ニテ盛大ナル宴ヲ催セシ事判明ス
 ルヤ、園内ニ轟々トシテ非難ノ声揚ル

九・二八

川□鉄□郎事務分館ニソノ由ヲ告ゲ、必ズ問題トナリマセ

ウト密告ス、索動者ハS・S

九・三〇

午後二時、緊急評議員会

午後三時①炊事金光学氏ヲ呼ビ、事実ヲ証明ス

②売店主任渡□政□、製菓部主任丹□春□ヲ呼ビ、
 事実ヲタゞス

③田村一作他七名出席、辞表提出、会計検査ノ件
 ヲ提出ス、評議員会却下ニ決定

④田村、緊急会議召集人名簿閲覧方要求：却下、
 田村席ヲケツテ去ル

⑤再度田村ヲ呼ビ、米ノ購入等ニ付事実ヲ糺ス
 田村事実ヲ認ム、サレド不正ナキ事ヲ表明ス

⑥午後五時四十分、遂ニ不信任案可決

一〇・一

午前九時、田村事務分館ニ出頭、宮川書記ニ顛末ヲ陳ブ
 米ノ件ハ予メカ、ル事ヲ懸念シ、注意シテオイタノデア
 ルガ、藤□、望□ノ取計ニテ小生ノ不行届ニテ申訳ナシ
 園内ニテ、ソノ夜ブドー酒ヲ飲ンダトカ、二十日ノ白飯ヲ
 飯盒一杯トツテイタトカ、鶉ノ女ニ三味線ヲヒカセタトカ
 ノデマ飛ビ、実ハ評議員会モコチラカラ召集セヨウカト思

ツテ居タ、次二十三日ノ緊急評議員会ノ模様ヲ陳べ、辞表ヲ却下シ、不信任案ヲ可決セル事ニツキ、大イニ抗議ス

一〇・二

午前九時、田村一作事務分館ニ出頭、評議員会ノ書類提出、「辞職勧告ナラ喜ンデ受ケルガ、不信任ハ受ケヌ、我々ニモ覚悟ガアル」ト述ブ、園長殿ノ裁断ヲ告フト申ス

午後六時、舎長会開催、常務委員会ヨリ報告アリタル模様ナリ

一〇・四

午前、本館園長室ニテ打合会アリ

田村ニ辞職スルノカセナイノカヲ聞ク、辞職スルノナラスル、シナイノナラシナイ、ソノ氣持ヲ明白ニスル、又一方小笠原評議員会議長ニモ、ソノ態度ヲ聞クコトニ決定

午後、事務分館ニ田村ヲ呼出ス

田村「私ハ辞メナイトイフノデナク辞任ヲ申出タガ、ソレヲ評議員会デ却下サレタノデ、私トシテハコレ以上ノ考ヘル方法ハナイ」

同「ソレデ、モシ辞表ヲ出セトイフ事ダツタラ出シマスガ、直接出シテ悪イ事ハナイデセウカ」

小笠原ヲ呼フ

小笠原「田村君ハ私共ノ逆ヲヤツテイルノデ、何トモ申シ

様ノナイ、往生際ノ悪イ男ダ、大勢ヲ察シテモイ、ノダガ：私共事コ、ニ到ル迄ニ、ソレトナク辞表出ス様ニス、メタ」

小笠原「評議員会トシテハ、辞表ハアノ場合ハトレナカツタガ、後カラ出シテクレルナラバト心待ニ待ツテイタノデ、勿論今デモ辞表カ出レバ受ツケル」

一〇・四

午後、田村声明書ヲ発ス

五

田村ヲ分館ニ呼び、宮川書記、園長ニ書類ヲ報告セシ事ヲ申シ聞ス、又評議員会ニテハ辞表ヲ受入ルソーダカラ出ス様ニス、メル

田村「今トナツテハ出サレヌ、園長殿ノオ話ハドウデアリマシタカ」

宮川「コノ様ナ書類ヲ以テ返事ナドハ出ナイ、報告ハ確ニシテオイタ、昨日辞表ヲ出スト云ツタガ出サヌカ」

田村「既ニ辞表ガ却下サレタノニ、再度出セトイフノハオ門違デハナイカ」

宮川「評議員会デハ、受入レル余裕ガアルトイフガ、ソレ

デモ出サヌカ」

田村「絶対ニ出サヌ」

宮川「ソレナラバ園ヘモ出サヌカ」

田村「皆ト相談シテオ答スル」 退出

一〇・五

午後三時半、田村分館ニ出頭

田村「園ガソレホド辞職ヲ勧告サレルノナラ、評議員会ニモ、ソノ事ヲ云ハレタナラバドウデセウカ」

宮川「勧告スルノデハナイ、物ノ順序上ヲ云フノデアル」

午後四時半、小笠原ヲ呼ブ、田村ノ意向ヲ伝フ、評議員会トシテ今更辞表ヲ出セトイ云フ、難イノデ、書類カ又ハ他ノ方法デソノ事ヲ田村ニ伝ヘル事テ約シテ辞ス

六

午後三時頃、田村ヨリ分館ニ電話アリ、宮川不在ノタメ、

藤田書記宛電話ニ出ル

田村「コノ間ノコト、ドウナツタデセウカ」

藤田「ドウナツタトハ、君達ニ聞キタイ事ダ、園長サンニ

アノ様ナ書類デハ話ノ仕様ガアルマイ、報告ハサレ
タゲセウガ、園長サンカラ話ノアル筈ガナイ」

一二・一〇・七

評議員会ハ、木元・堀内・佐々木等〔守カ〕ヲシテ、園ノ大勢ヲ田村ニ知ラシメ、辞職ヲ勧告スルトコロアリ

午後六時、分館当直坂井雇ヲシテ、小笠原ニ意向タゞサシメントスル

小笠原「田村ト最モ交渉ノ多イ人ヲシテ、園ノ大勢ヲ説カシメテイルカラ、ソレデ辞職スレバヨシ、勝手ニ桃源寮ヲ立退ク様ダツタラ、患者大会ヲ開イテ総意ニヨツテ強制スル腹ナリ」

一〇・九

午後六時、常務委員会再度ノ声明書ヲ発ス

舎長会ニ報告ス、十一日午後一時、桃源寮ヲ立退クト声明ス、園宛ニモ通告状来ル

午後二時ニ評議員会開催、十名ノ小委員ヲ選ブ

小委員ハ栗下・春日・蓮□・小□・八□・山□等ナリ

一〇

午前八時、評議員会、小委員会トシテ再度不信任ヲ決議セシ由、数回小委員ハ折衝セリ

一一

午前十時、園長室ニテ打合

午後二時ニ評議委員会開催サレルカラ、ソノ結果ヲ見ルコ

トニ決定、大体園トシテハスベテヲ放置シテ、関係セヌ事

ニ方針ヲ定ム

午後二時、評議員会

夜ニ到ツテ評議員会妥協シ、不信任ヲ撤回シテ「信頼セズ」

トイフ事ニシテ、辞表ヲ受ツケル事ニ決定

一二

午前十時 小笠原、田村ヨリ書類提出

一三

田村外六名ノ委員辞任ノ件認可サル、事件ハ茲ニ落着ス

三五三 緊急評議員会開催要求書

(愛生園蔵「春日収容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

昭和十二年十月一日

評議員会議長 小笠原清市(印)

長島愛生園長光田健輔殿

昭和十二年九月三十日午後二時ヨリ、礼拝堂ニ於テ、左記提案書写ノ緊急事項ヲ、別紙議決書ノ如ク協議仕リ候条、此ノ段報告ニ及ビ候

左記

提案書写

緊急事項

去ル九月二十日ノ夜、常務委員会ノ人々ニテ月見ノ会ヲ催サレシ際、炊事場ヨリ白米四升、常務委員会ノ名ニ於テ受取シ事實アリ、サレドコノ現物ハ、常務委員会ノ月見馳走ニ使用セルモノニシテ、公用ノモノニ非ス、カ、ル行為ハ我等入園者ニ許ルサレシモノニ非スシテ、自助会ノ行政的立場ニアル人々ニヨリテナサレシハ、之全ク遺憾ニ堪ス、斯ノ事ニツキ、昨今園内ノ流言甚タシク、吾等ハ各々其ノ責務ニ則リ、常務委員ノ態度ヲ正々公明ニセラレン事ヲ要求スルト共ニ、右事故ニ関スル与論ヲ統理シ、緊急評議相成度、左記連名ニテ提案ニ及ビ候

左記

春□清	長□次	山□甚
山□一	八□広	吉□格
木□義	逸□裕	橋□岩
原□隆	榎□滝	蓮□唯
岸□弥	西□金	岸□あ
衛□と	田□笑	吉□き
森□ふ	瀬□清	岩□間

玉□玲□	柳□淳□	杉山宮次
岩□初□	山本正一	船□芳□
秋□三□	栗下信策	大□正□
稲□芳□	久□田□で	伊□光□
森□夫		

昭和十二年九月三十日

以上三十四名

評議員会議長 小笠原清市殿

三五四 緊急評議員会につき栗下信策投書

(愛生園蔵「春日收容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

謹で報告仕候、昨午后二時キンキウ評議員会開催、問題の禁製品の米の使用出所につき、関係者を呼びに御願して取調べ、再び常務委の出席を得て議長に一任、その行為の心持をききたゞし候処、田村委員長殿は、他の宗教団体・文芸団体にも規足紛□せし事とあり、我等のなせし事は悪ひ事ではあるが、^{〔ママ〕}我々は断じて悪ひと心得て居らぬ、この上は弁明の用なしと、席をけたて、起ち、新□君が宗教団体に左様の事なしと反問すれば、委員長はなければ前言を取りけすと謝悪の意を喜し、カイ計けん査と惣辞表状を議長につきつけて退散せり、その言動甚だ不遜のため、評議員一同は辞職書を突きかへし、不

信任決議を申し渡す事に相成、午后五時頃評議員会は会散し^{〔解〕}候が、今後の様子常務員が如何に出てくるかわ問題に候評議員としては、無論カレラの惣辞職は断じてまぬかれぬ状勢に候、此の会議には委員長の強行言動あ□□□キンチヨウしたる面白に会議に候き

ああ自治の患者二適せざるや、此の有様可々大笑の外なく候か、又患者は鳥なき里のコーモリにて此の様な事が又一つの^{〔み欠〕}楽しであるかとも考へ、あさましきものと寒心ゐたし候

三五五 評議員会議決事項上申

(愛生園蔵「春日收容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

昭和十二年十月一日

評議員会議長 小笠原清市

長島愛生園長光田健輔殿

昭和十二年九月三十日、緊急評議員会ニ於テ、左ノ通り議決仕り候

左記

一、別紙報告書ノ通り万場一致可決

.....

昭和十二年十月一日

評議員会議長 小笠原清市

長島愛生園長光田健輔殿

昭和十二年九月三十日付、常務委員長ヨリ提案セラレタル、緊急動議ノ臨時会計監査及辞任願ノ件、別紙議決書ノ如ク、満場一致ヲ以テ受理シ難ク議決仕候間、コノ件送付ニ及ヒ候条、此段御届仕り候

.....

報告書

昭和十二年九月三十日午後二時、礼拝堂ニ於テ別紙提案書写ノ緊急事項ヲ左記ノ通り協議仕候

本問題ハ、慎重ナル態度ヲ必要トスル意見ノ満場一致ヲ見ルニヨリ、提案サレシ緊急事項ノ真否ヲ確証ナス為、炊事場職員ノ兼光氏、購買部主任及製菓部主任以上三名出席ヲ願ヒ、諮問セルモノニシテ、以下ハ其ノ質問応答ノ大要ナリ

評議員 常務委員会ノ人々ニヨリ、炊事場ニ対シ、白米ノコトニツキ確証的話アリヤ否ヤ

兼光 十八日デアツタカ、十九日デアツタカ確カナ覚エハナイガ、食糧部長ヨリノ話ニハ、購買部ニ注文シタガ、果シテ間ニ合フヤ否ヤ不明デアルカラ、其ノ場合ハ白米現物ハ

ナカク私達ニハ手中出来難キモノデアルカラ、白米四升都合シテ呉レトノ話アリ

評議員 用途ノ説明アリヤ否ヤ、尚ソノ話ニ就テ、詳細ナル説明ヲ求メザリシヤ

兼光 用途ノ説明ハソノ場合ナシ、又ソノ話ニツイテ詳細ナル説明ハ求メス、食糧部長ノ要談デアツタカラ、何カ慰問ノ用カ、ソウシタ公用ノモノニ使用スルモノト思ヒ、カ、ル事ハコレマデニモ幾度トナク炊事場ヨリ出シタ事モアツタノデアルカラ

評議員 炊事場ノ何人ガ白米ヲ幾升、何人ニ渡シタカ

兼光 二十日ニ私ハ留守デアツタカラ、炊事夫ノ竹本氏ヨリ(職員) 白米四升ヲ事業部長ニ渡シタ

評議員 竹本氏ノ行為ハ兼光氏ノ代理トシテノ行為カ、又ハ竹本氏ノ個人ノ行為ニヨルモノカ

兼光氏 何時デモ、私ガ留守デアアル場合ハ、私ノ代理ヲシテモラフ様ニ依頼シテ居ル事デアルカラ、ソノ場合モ私ノ代理トシテノ行為デアツタコトヲ証明ス

評議員 白米四升ハ物々交換カ、ソノ点ニ付詳細ナル説明アリタシ

兼光氏 前ニモ申シタ通り、食糧部長カコラレタ時ノ話ニテ

聞イテキタコトデアルカラ、餅米ト交換シテ呉レトノ話ニ
ヨリ、白米四升ト蒸シタ餅米三升ト交換シタ

評議員 餅米ハ何人が持つて来タカ

兼光氏 餅米ハ、製菓部ニアルトノコトデアツタカラ、私ガ

製菓部ニ取りニイツタ

評議員 製菓部へ果シテ兼光氏カトリニ来タカ

製菓部主任 餅米ヲ蒸シカ、ツテキル時ニ、兼光氏が早く呉

レト云フテコラレタノデアルガ、蒸シ終ツテカラ確カニ渡

シマシタ、ソレハ二十日ノ午前デシタ

評議員 受取ツタ後ノ餅米ハドウ使用シタカ

兼光氏 蒸シタ餅米三升ハ、二十日ノ昼食ニ粥食及ソノ他ノ

モノニ混入使用シマシタ

評議員 購買部ハ廻サスニ、兼光氏ニ何故渡シタカ

製菓部主任 ソレマデモ度々購買部へハ伝票廻送ニテ、直接

注文客ヤ、ソノ他ノ人ニ製菓部ヨリ渡シタコトモアツタカ

ラ、ソノ例ヲ普通トシテ行ヒ、別ニ何トモ思ハナカツタ

評議員 購買部ヨリ注文伝票ハ廻付サレタカ

製菓部主任 購買部ヨリ伝票ニハ、オコハ十一包ト記入シア

ルモノヲ受取ツタ

評議員 ソノオコハノ代金ハ、購買部トシテ受取ツタカ

購買部主任 (コノ時ニ至リ、購買部主任ヨリ別紙参考書内
ノ領収書写ノ通りノ領収書ヲ提出セラレタリ)

然レ共、之カ経費上ノ事ニ付テハ、始メヨリ疑惑不信等ヲ

抱キタルモノニ非ス、ヨリテ評議員会ハ、領収書提出ニヨ

リ経費ノ出入ヲ確証シ、提案書ノ緊急事項ノ真否モ又明白

セルニヨリ、質問応答ヲ終了セリ

如上之質問応答ヲ終テ、提案書ノ主旨ノ真否ヲ確証スル事ヲ

得タリ、即チ去ル九月二十日ノ夜、常務委員会ノ人々ニヨリ、

月見ノ会ヲ催サレシ際、之カ馳走トシテ寿司ヲ作ラル、二当

リ、白米現物手中シ難キ為、オコハ注文ニヨル三升蒸餅米ト

炊事場ノ白米四升トノ物々交換ヲ経タルコト明白ナリ、評議

員会トシテハ、緊急提案事項ノ如ク、行政的立場ニアル常務

委員ヲシテ、白米現物運用セラレシ事実ハ只々遺憾ニシテ、

之カ公明ナル態度トシテ常務委員ニ対シ、不信任ヲ万場一致

可決仕候

依ツテ、左記臨時会計監査写、及ヒ辞任願写ノ通りノ書類ヲ

議場ニアル議長ニ通達サレ、之ヲ評議員ニ通告セシガ、評議

員会トシテハ、緊急提案事項ニ関係セル経費、並ニ会計上ニ

何等不信疑惑ヲ抱クモノニアラズシテ、ソノ必要ヲ認メスト

ノ意見満場一致、之ヲ返付スルコトニ可決仕候

仍又辞任願ニ関シテモ、協議コ、ニ至リテハ、最早受理スル
コト能サル為、之モ臨時会計監査ノ緊急動議ト共ニ、返付ス
ルコトニ意見ノ一致ヲ見、評議員会ニ於テ、緊急協議セシ結
果ヲ速ニ報告ナス事ニ、再度満場一致可決仕候

左記

写

昭和十二年九月三十日

常務委員長

田村一作

評議員会議長小笠原清一殿

緊急動議

左記、入園者自助臨時会計監査相成度候

記

臨時会計監査

.....

辞任願写

今般、入園者自助会員一般ノ疑惑ヲ惹起セシハ、我等不徳ノ
致ス所ニシテ、到底其ノ任ニ非ズ、辞任御許可被下度、此段
以連署及御願候也

昭和十二年九月三十日

長島愛生園入園者自助会

常務委員 田村一作 (印)

同 藤□静□

同 望□章□

同 小松一郎

同 板野近太

同 同副委員長 藤□浩□

同 同委員長 田村一作

長島愛生園長光田健輔殿

右報告ニ及ビ候也

昭和十二年十月一日

評議員会議長 小笠原清市

長島愛生園光田健輔殿

三五六 常務委員会声明書

(愛生園蔵「春日収容拒否・田村内閣米騒動事件録」昭和12年)

[朱書]
「10・4日声明」

声明書

此ノ度、常務委員会委員ノ不徳ノ致ス所ヨリ、皆様方ノ疑惑
ヲ惹起シ、大變御迷惑ヲ相掛ケマシタ
ソレデ一日モ早ク此ノ疑念ヲ一掃致シ度イト存ジマシタケレ

共、未ダ其ノ時期デナイト思ヒマシタノデ、今日ニ及ンダ次第デス、幸ヒ評議員会モスミマシタノデ、其ノ真相ヲ此処ニ発表シタイト存ジマス

去ル九月二十日、常務委員会一同ガ月見ヲ開キマシタ、其ノ準備ニ当リ相談ノ結果「オ米ヲ製菓部デ蒸シテ貰ヒ、コチラデオ鮭^{スシ}ヲ造ラウ」ト云フコトニ一決シ、蒸米^{ムシゴメ}ヲ製菓部ヘ注文シタ所、其ノ時、生層^{アイニク}オ米ノ手持品ガ製菓部ニアリマセンデシタノデ、炊事場ノ責任者^憎ニ直グト製菓部ヲ通ジテオ返シスルカラトノ条件ノ下ニ、蒸米^{ムシゴメ}ノ形デ現物四升ヲ融通シテ戴キ、ソレヲコチラデオ鮭ニコシラヘマシタ、ソレデ炊事場ヘハ餅米三升ノ蒸カシタ品ヲオ返シ致シ、売店ヘハ餅米三升代ト売店ノ利益ヲ添ヘタ金額、即チ一円十銭ヲ支払ヒ致シマシタ

炊事場カラ現物ヲ融通シテ戴イタイトイフ点ガ、私共ノ過失デアリ、落度デモアツタノデス、然シ、前述ノ通り委員室一同ノ者ハ最初カラ決シテ炊事ノ残飯、或ハオ米ヲ只ノ一粒デモ「カスメ」ヤウトシタモノデ無イ事ハ、明ラカナコトデアリマセウ、其ノ夜私達ハ愉快ニ談合シテ、山ヲ降ツタ様ナ次第デシタ、処ガ其ノ明日ニ至リ、委員会ノ者ハブドー酒ヲ飲ンデ騒イダトイフ^〇。〇^〇。マデ飛ンデ、実ニ驚イタノデス、然シ其ノ^〇。〇^〇。マデまハ事実ノ確証スルトコロトナリ、消エマシタガ、其ノ

後疑惑ハ益々拡マリ、憶測ハ憶測ヘト伝ハリ、遂ニ会計ノ点マデ疑ハレルコト、ナリマシタ、ソコデ定例評議会モ近ヅキツ、アルノデ、之ヲ提案シ疑惑ノ一掃ト、臨時会計監査ヲ要求スル心算^積リデアリマシタトコロ、偶々評議員会ガ自ラ開催サレマシタノデ、其処ニ井原氏以外ノ全部ノ委員ガ出席シテ、説明イタシタノデアリマシタ

サウシテ同時ニ緊急動議トシテ、会計監査及ビ辞表ヲ提出シタノデアリマシタ

例ヘ各種団体ニ対シ、炊事場カラ生米ヲ出シタト云フ事実ハアツテモ、模範団体デアルベキ常務委員会ガ、此ノ行動ニ出タ点ニツイテハ、十分ノ責任ヲ一同感ジテ居ル次第デアリマス、評議会ハ此ノ件ノ議決ニ当リ、常務委員会ニ対シ、不信任ノ決議ヲ致シマシタ、違反行為ノ謗ハ甘ンジテ受ケマセウ、ガ何等不正無キ行為ニ対シ、辞職勧告ナラ兎モ角、不信任ハ断ジテ受ケ入レナイ覚悟ヲ以テ、委員室ヨリ私達ハ去ツテ行キマス、委員室ヲ去ルニ及ンデ、入園者各位ノ尤モ公正ナル批判ト御判断ヲ望ム次第デアリマス

長島愛生園入園者自助会

常務委員会常務委員長

田村一作

常務副委員長

藤□浩□

常務委員 板野近太
 同 小松一郎
 同 望□章□
 同 藤□静□
 同 梶山佐太郎

……
 声明書

去ル九月三十日、評議員会ニ於テ、我等常務委員（井原氏ヲ除ク）ハ、不信任ヲ決議セラレマシタ、委員会ハ直チニ当局ニ之ヲ執行シ、爾来其ノ処断方ヲ待チ、今日ニ及ビマシタ処、当局ヨリ何等断定的ノ回答ニ接スルコトヲ得マセヌハ、甚ダ遺憾トスル処デアリマス、カ、ル際、故ナクシテ事態ヲ遷延スルハ、園内ノ不安日ニ日ニ増スコト、考ヘマシタノデ、期限ヲ附シテ（十月十一日午後一時）、事務引継致スコトニ定メマシタ、勿論我等トシテハ、一日モ早ク後任ヲ迎ヘ処決スル考ヘデアリマシタガ、理由ナク時日ヲ遷延スルハ許サレザル關係上、評議員会ニ対シ、上述ノ通告ヲ致シマシタ、尚定刻ニ至ルモ出頭引継ナキ時ハ、我等ハ出頭アリタルモノト見做シ、不信任ニ答ヘ退場致スモノデアリマス、我等ハ決シテ責任ヲ回避スルモノデアリマセン、不信任ヲ決議セラレテ

ヨリ、十日間忍ブベカラザルヲ忍ビ、今日ニ至ツタノデアリマス、我等トシテハ、掟ヲ破リタル責任ハ当局ノ処断ニマツノミデアリマス、退場スルニ当リ、自助会各位ニ御迷惑ヲ相掛ケ、誠ニ慚愧ニ堪ヘザル次第デアリマス
 昭和十二年十月九日

長島愛生園入園者自助会

常務委員長 田村一作
 常務副委員長 藤□浩□
 常務委員 板野近太
 同 小松一郎
 同 望□章□
 同 藤□静□

三五七 木炭問題

（愛生編集部蔵『愛生』第五九卷第三号 平成17年刊）

十一月末のある日の午後、事務所に下りてきた農事係の分館の三原さんが、私を東部の農場視察に誘った。途中、彼は、外部の各自治団体の解散をどう考えるか。非常時局の深刻になるにつれて、何だかだとうるさい議論をすべきばかりいたのでは何ごとも進まない。園内の自治会も、この際一応解消し

てはどうであろう。この点について、どう考えるか、と私に問うた。「政党や、組合とは全く性格が違う自助会であること。これを解散したら、却って中の無統制を招来して、それこそ、ことが早く進まないことになろう。どちらにしても、中の組織がなくなつてはいよいよ少なくなつていく職員の手では、園の運営は不可能である。名を変えて、実を残すのなら、むしろそんな余計なことをすべきではない」、と私は主張した。

それから数日してからだった。私と同じ区に住む山本正一という五十歳くらいの人が、道で、そつと私を端に呼んで注意してくれた。「このころ園内のある連中が、ひそかに分館と組んで、自助会を潰そうと陰謀していますよ。そのためには誰か、うるさい人を一、二名外に追放して、皆の見せしめにし、ひるむ間隙に乗じて解散しよう、というわけです。そしてその血祭りの犠牲に、田中さん、あなたが狙われている事実があるから、気を付けてくださいよ」と意外な話だった。山本さんは、四国遍路をしていた一団の人々とともに入園した人物で、ハンスト騒動のときの闘争委員の一人であり、例のこん棒組といわれた向上会の有力メンバーであった。その後、二度、三度と、その企みの進められていることが山本

さんから聞かされたが、正直言つてちよつと私には信じられなかった。それというのは、陰謀の中心というのが、かつて自助会の常務委員長をしたことのある私の前任者の伊原氏や、評議員会の副議長を現在勤めている蓮□唯□氏や、キリスト教会のリーダー松村好之氏といった人々だ、というので、それならそれで、蔭で、変な企みなどしないで、公明に主張して決めるべきであり、筈だと考えたからである。副総代の藤田君に、この話をする、と、「自分もほかの方面から同じような情報を聞かされた」と言う。そのころ、国内の木炭の俵〔規格〕の企画が変わつて従来一俵五貫目だったものが十五キロ入りの四貫俵になった。ところが年間患者側に配給すべき木炭の残量を、約束の俵数だけ支給すると分館の物品係が言い出した。配給部長は、それでは一俵につき一貫目も減ることになる。当初約束した貫数だけは出してくれないと困る、と二人の間で激論したが、らちがあかないから、私に、分館長と会つて解決してくれとのことだった。木炭の需要はこれからの三ヶ月である。従つて十五年度の未配給分は、数千俵だ。内容が一俵一貫も減つたのに、俵数で渡されたものでは、実質二五%の減量となる。私は林分館長と会つて、この点の不当、不合理であり、寒季をしのご病人のために、もっと身を入れ

て考えてほしい。価格が急騰して、予算上の経理に困るとでもいうのならともかく、物価は昨年の九・一八物価停止令で抑えられている。生産量が少なくなって所定量を購入できないという事情でもないのだから、物品係のいうことは納得できない、と強硬に主張し、分館の一存で返事ができないのなら、庶務課長、園長と会って、このことは明確にしておく必要があると言った。とうとう林分館長は「いや、わかりました。別に、園長や庶務課長を煩わすまでもありません。今年度の残り分は、年頭の決定どおりの貫数で配給することを改めて確認しましょう。しかし、田中さん、これは十五年度分だけのことですよ。この点また誤解を生じて将来の紛争の種類になつては、お互い誠に迷惑するから、宜しいな。十五年度の残り分までの処置でありますぞ」「わかっていますよ。私の方も言っておきますが、十五年度残額分は協定の貫数を出してもらおう。但し、十六年以降については、新たに、明年度の自治会機関と当局との間で決めるべきこととで、今こゝで、ふれるべきものではないことを確認しておきましょう」こうして、木炭問題の話は一応ついた。十二月中旬に役員の定期改選が行われ、伊原氏が総代に当選受諾した。そして副総代には佐々木守氏が当選受諾したので、常務委員会は全員新し

く変わることになった。私は、「いよいよ自分自身の本当の生活に入れる、家庭を放つたらかして妻の文子に負担をかけるばかりきたから、来年からは、今までの埋め合わせもつけられるぞ」と、ほっとした気持ちで、常務委員会の諸君には「事務をキチンと整理して、後任者に完全に引き継ぎできるようにしてくれ」と強く要望した。一番喜んだのは矢張り文子だった。

三五八 光田健輔「新体制下に於ける回春、バルナバ両院及び愛生園自助会の解散」

(愛生編集部蔵『愛生』第十一卷第四号 昭和16年)

百花爛漫気候中和人世に取つて最も快適の春に際し、支那の我が戦線は益々強化せられ、国際間の謎とせられたる日「ソ」中立条約は倏忽裡に調印せられ、米英重慶の抗日政府要人の心胆を寒からしめたるは痛快の極みである。こゝに於て「オホツク」海の漁権、樺太石油採掘をも我国に有利ならしめ、満蒙北方の圧力を緩和し、南方蘭印、仏印の宝蔵を開拓して東亜共栄圏の安寧秩序を維持し、併せて物資を潤沢ならしむる事は我が国の一大使命である。

併しながら頑迷なる重慶政権は、徒らに英米の走狗となり

無用の抗戦を敢てし、同胞相食ましむの愚を演ずるは人類愛の上から大なる罪惡と云はねばならぬ。

此間同じく英国人にして人類愛の使徒たり我が国癩救済の恩人たるライト嬢を、四月二日神戸港より濠洲「メルボルン」に向つて送らざるを得ざりしは痛惜の極みである。女史は日本滞在四十年、其間其伯母リッデル女史を助けて我が国の救癩事業に捧げ、昭和七年二月三日リッデル嬢没後其後継者として、小心翼翼救癩事業に従事した功績は大なるものがあつて、今回政府も特に藍授章を授与して其功績を表した。回春病院現在患者五十八名は九州療養所に収容せられた事は先に愛生二月号に記載した通りであるが、其後の病院及敷地の処分案は、回春病院関係者決議は大体次の通りである。第一、其跡に未感染児童保育所を立て、全国の未感染児童を教養するの事業を開始する事、第二、各癩療養所は何れも僻陬の地にある為め、其職員の子弟は学校通学不可能により、孰れも二重生活を余儀なくせしめられる状態にあり、之れを補ふ為めに寄宿舎を建て、熊本市内の中学校、高等学校、大学校に通学の便を得せしめる事、第三、構内にあるリッデル嬢の熱意の籠もれる癩研究所は之を保存して、癩に関する中外の文献を集め、之を公開図書館となし又図表等により一般に向

て癩知識を普及するに足る啓蒙運動の場所たらしめんとのである。

又基本財産貳拾万円は、六万円を以て九州療養所に病棟を造り献納し、七万円を癩予防協会に寄附し、五万円を従業員の退職慰勞の手に充て、貳万円を教会堂の維持營繕費に充つる等誠に至れり尽せりの処置であつた、流石リッデル嬢の後ありと云ふべきである。

リッデル嬢、ライト嬢と同じく英国人にして人類愛の使徒たるリー嬢は八十三歳の高齡に達し、老病を明石の海岸に養ひつゝ、日本と英米の風雲の急ならざらん事を祈りつゝ、ありと聞くは又痛ましき極みである。女子が大正六年群馬県草津温泉に創立した聖バルナバ医院は、一時は二百人からの患者に療養費を与へた。此の奇特なるリー嬢の行為に感激した松本氏は、数万円を投じて病院を建て寄附せられた、此の病院は草津湯の沢の在住者に取りては唯一の信頼すべき治療機関であつたが、リー嬢の引退と共に医院の経営は次第に縮小せられ、此の四月を期して患者は草津湯の沢から二十町隔りたる栗生楽泉園に移管され、医院の建物も亦楽泉園に引継がれ再建せらるゝ様になつた、これも回春病院と同じく英国人の経営であつて、今迄の如く英米からの寄附が全く無くなつた為

めである。も一つは草津の楽泉園の設立の目的が湯の沢浄化にあつた為、早晚国家が此の困難なる事業を負担せねばならぬ当然の結果である。然りとはいへ一老婦人の身を以て海外万里の地に於て、二十五年間我が国の癩の救済の為に粉骨碎身の労を取られた事は感謝の至りである。

次に我が愛生園に於ける自助会は、去る三月三十一日を以て千五百三十名の総意により遂に解消するに至つた。蓋し自助会は五ヶ年の歳月を持続したもので、其間常務委員以下の努力は誠に大なるものがあつた、併し乍ら今日より其當時を顧みるとき、職員及患者も心中国家に対し相済まざるものがある。実に昭和十一年八月、定員は八百九十名の所に外島保養院の患者七十八名と各所より殺到する患者を合せて二百六十三名、即ち三割の定員超過を見るに至つた。連日炎暑に加ふるに夜間安眠を得ざる群集中「我等は父母と雖も半座を分つを欲せず又一飯を割くを欲せず」と云ふものあり、群衆は之れに呼応して個人主義自由主義の主張は全園を圧迫して不祥事を捲き起した事は誠に遺憾至極であつた。爾来政府に於ては定員超過に対する患者費は補充費によりて賄ふの道開かるるに至り、又住宅難は十坪住宅建設資金寄附により増築せられ、今年度に於いては三井報恩会の二百五十床の寄附を加

ふれば、優に千八百人を收容するに足るに至つた。然るに時日を経るに従ひ、日支事変は患者の自覚を促がし、彼等の貧弱なる貯金から軍費の献金数回に及び、衣服・食糧・薪炭の統制節約に不平を云はず、尚職域奉公としては外に苦しめる同胞を速かに收容して、之れに半座を頒ち一食を与ふるを最大の御奉公と考へ、同病相愛祖国浄化を以て己の任となし、今現に三百三十名二割七分の定員超過を見、過去五年間に於ても之れに劣らざる超過を持続し来りたるは、我が愛生園の誇りとする所である。然るに自助会は、其成立の當時に於て群集心理による過失とは云へ、甚だ面白からざりしを痛感し、愛生園創立当時の家族主義こそは今日の大政翼賛主義に一致するものとなし、職員も患者も一体となり、上意を下達し、下情を上通し、其間に何等扞格相剋なく、此非常時局を乗り切るために、勤労増産同病相愛祖国浄化の園是に驀進し、以て明朗愛生を実現せんとする熱意に燃ゆるものである。今や時は春である。国は世界を回転せしむる唯一無二の枢軸である、東亜共栄圏の蒼生を塗炭の苦より救ふべき大使命は一億国民に課せられて居る、此大使命を果す為めには眼前の小苦痛は忍ばねばならぬ事は、過去五ヶ年の体験で痛切に味はつた所である。

此際自助会を解消して其創立当時の悪印象を払拭し、更に百尺竿頭祖国浄化の聖旗を昂揚し、国恩の万一に答へ奉らんとするものである。

三五九 追放者の再入院について

(愛生園蔵「患者騷擾事件余聞録」昭和11年)

〔貼紙〕別紙ハ、京都仮収容所看護人山本久男氏ヨリ藤田宛ノ私信ナリ、河□鉄□郎再収容ノ件ニ関シテハ、既ニソノ許可方ヲ発表セシ後ナレバ、今更云々スルハ愚ナルコトナルモ、コノ書面ヲ以テ推察スルニ、自助会役員ノ一部ガ如何ニ彼ノ入園ヲ希望シ、ソノ為ニ工作セルカ判然タルモノアリ
山本氏ノ説諭ニ依リ入園ヲ断念シツ、アルニモ不拘、彼ヲ呼び寄セントスル者達ノ意図ガ主働的トナリ、シカモソレガ園当局ノ聴容スル処トナリシハ甚遺憾ナルコトニシテ、入園者ガ(自助会ト云フモ可ナラン)入退園ニ関シテノ具申強請ノ例ヲ聞キシモノト云フベク、今後自助会ノ機能ヲ指導統制スル職員ノ実力如何ヲ危懼サル、モノナリ

藤田印

園長印 庶務課長印 主任印

御書面正に拝見しました、河□件、私の申上りました河□申

言と手紙ニ類意の由、遺憾に存じまず、勝□との友情関係説て自発的に入園断念する様進めて居りますが、河□に實際の内密事を言われるのには委員長福委員長其他若干の者が私に尽力されて居るから、其れ等の友人の処置待たねばならん私は妻さへ呼寄せれば良いとは言て居ります

河□自身にても河□為に尽力されてる友人との間に何物か介在して居る事と存じます

私も及乍尽力致して居りますが、友人からの河□への手紙によれば四、五日の中に収容になるからといふ手紙が来て居ります、河□の断念を友人が飜がへして居るよしにも見受けられません

河□の手紙の如何によらず、女を説き出すのも一方の作でないかのよに思ます

私も尚懇諭中ですが、園内の友人よりの手紙には困ります暫く静かに考へさせてはどうですか、本日も河□が手紙を出した事と思ひますが、内容が判れば知らして下さい、出来得る限り尽力はします、先乱筆にて

山本拝

藤田様

2 邑久光明園

三六〇 阿部礼治「自治を回顧して」

(楓編集委員会蔵『楓』第六卷第六号 昭和16年)

入園者 阿部礼治

新体制の流れに沿ふて個々分立せし色々のものが統一され、改善されて一になり、歩調を揃へて力強く進まんとする秋、吾等が第二の郷土たる公立療養所も統一されて茲に国立移管となつて、去る七月一日より愈政府直轄の国立療養所となつた、惟へば我が光明園は創立以来、此所に三十三年其間幾多の困難に遭遇して今日に至つたのである。亦永年吾等の誇りとして幾多の功績を残した入園者自治会も、時世の流れに沿ふて去る六月三十日盛大なる自治の返還式が挙行されて、同会のため至誠尽瘁された八十余名の者に対し自治会より最後の感謝状が授与された。

翌日即ち七月一日には国立移管の初会式が開かれて、二十名の自治功労者に対し園当局より表彰された。斯くして我が光明園入園者自治会は茲に終を告げたのである。

回顧すれば大正四年四月より、我等の先輩諸氏が幾多の苦

難と戦ひ乍ら附与された自治を歩一步と築きあげた自治であつた、当時何所の療養所も統治上困難には泣かされた事と想ふが、殊に京阪神の大都市を控へた我外島保養院、即ち光明園の入園者は之等の都会に浮浪せし多数の者が、収容されてゐるために、朝より夕に至る賭博の絶ゆる間なく、逃走頻々として行はれ、其ため院内は実に暗黒の世界であつた。偶々自家より収養〔容〕された純朴の者でも、周囲の悪風に染つて自然々々と深みに沈み、最後はおきまりの逃走である。賭博場には夜中大阪にぬけて出て買求め菓子・果実・魚類、其他色々の物が店を広げ、又各室にも廻り歩るくと云ふ情態で、賭博を嫌ふ者でも自然に手を出す様になつて、終ひには借金のため居られなくなるのである。

之を防止せんため院当局は非常に苦心されて院の四方に見張所を建て、多数の守衛を置いて日夜警戒をなし、不幸にして捕へられた者はそれぞれ処分されたものであつたが、彼等はそんなものは苦痛とも恥とも思はなかつた、当時院内の作業は個人的又は株主的権理〔利〕で、何如に窮して働きたくとも容易に働く事は出来ず、殊に真面目な者程就業困難であつた。

例へば包帯再製の如きも、個人所得でなるべく少数の人を使ふて日に三銭か四銭位を支給して、毎月十五日分の作業賃

が下附されて居た、其日に院より交附された奨励金は月月數十円は下らなかつた、其中より僅か三割位を支払ふて、後六割は自分の懐中に入れると云ふ総てが此調子であつた。僅でも作業が出来れば楽しみでもあり、運動にもなり小遣も多少は頂いて切手位は求められる〔符〕のに、

斯云ふ情態であるから借金をしても、賭博でもして儲けなければ用紙代も切手代も得られぬ、好きな煙草も吞めぬと云ふ始末で、逃走の多いのも一面同情すべき点があつた。此無慈悲な情ない仕打ちを日夜見せつけられて居た、吾等の先輩諸氏は憤然として立上つた。此哀れな気毒な友を、否吾等の此社会を何んとか改善しなければならぬ、当院は吾等終生の社会であり村であり又墳墓の地である。依て一日も忽せにすて置く事は、御互の不幸であり院の不名誉である、院の云ふなりでは前途の光りも希望も眞の平和も覚束無し、拾年経つても改善は望まれない。身を犠牲にしても改善に当らねばならぬと悲壮なる決心を以て、考究し研究した結果、院当局に上申し請願したのであつた。

時は、大正四年四月であつた、理解と同時に厚き慈父の如き始代今田院長先生は、誠意ある吾等先輩諸氏の人格を認め非常に信頼されて、始て此所に自治が許されたのである。

斯くして内外力を合はして此嫌はしき弊風を一掃し様と、理想に向つて一步踏み出したのである。先づ改革に當つて第一に手を付けたのは患者内部の制度である。今迄では一名の総代を二名となし、各室毎に置いた室長を廃して一棟二名の正副舎長を置き、舎長会に正副議長二名を置き、舎長書記二名、図書係員等を置いた、斯くして茲に自治の片形が出来たのである。そうしてこの一番に取上げたのは作業の改革で、今迄は個人や株主連の専断して居たものを自治会に回収し、之を各室平等に廻りとし又抽籤となし、買物係・図書係・学校教師・病室主任・農事主任、其他の特別作業は全部選挙とし、斯くして一年経つても二年立つても作業の出来なかつたのを、昨日入園して今日から作業出来る様に改められた。之には非常の反対があり騒動もあつて、現在の人々に想像もつかぬ苦難と戦ひ犠牲を払はれたのであつた。之でどうやら一文無しの者も御小遣が出来る様になつた、それでも吾等の中には他により以上の気毒な者も居る、それは重病室や不自由舎に居つて、送金もなく所持金もなく作業も出来ぬ者である。之等の者を救済する必要上こはく院に交渉して、認められたのは向上会で、即ち現在の互助会の前身である。時は大正十一年極月頃と想ふ。

其後時期未だ至らざるか、自治の進歩は遅々として牛の歩みであつた、其重なる原因の一ツは有力なる先輩達の、次ぎ次ぎと病のために倒れられたのが禍をなしたのである。此時に当り吾等の上に最も悲むべき事件が起きた。夫れは、慈父院長先生の辞職であつた、一同は涙の種に先生と別れたのである。

国沢衛生課長殿は臨時院長として御就任になつた、其後幾何もなく御来就になつたのは彼の有名な人格者村田院長先生であつた、先生は前院長先生の残された、自治を御承認になつたばかりでなく、大なる力を与へ指導されたのである。此頃に至つて内部も相当に目覚ては来たが、例の逃走は依然として変りなく行はれて居た、管理当局者として今は徹底的に防止せねばならぬ責任あり、莫大な費用を以て周囲に鉄条網を張り廻す事に決定されたとの事であつた。此話を聞いた内部では、拾数名の守衛に依つて昼夜警戒されてさえ面白からず思つて居る矢先に、此上尚鉄条網を以て縛られるとは、

吾々は罪人でもなく猛獣でもない。

陛下の赤子であり皇国の臣民である。僅かの者の逃走のためには監獄化し動物園化する事は黙する事は出来ぬと、善良者な真面目者程奮慨し慨嘆して、あくまで之を中止せしめねば

ならぬと轟々として叫ばれた。村田先生は此叫びを御ききになつて、尤と仰せられた、私の預つて居る此病院の周囲に左様な物を造らるるのは君達以上に反対である。然し現在の様に逃走者ある以上之を阻止する事は出来ない。

依つて所謂君達の自治の力で以て今后一人の逃走者も無い様にして貰ひたい。出様と思へば何如なる嚴重な柵を廻らしても君達は出るであらう。依つて先づ君達の一人々々が心に嚴重な柵をして、今より一人も逃走者のない様にして貰ひたい。之が出来ぬ様な自治なら何の役にもたゝぬ、若しそれが充分達せられたなら君達の要求を聴き入れるであらうと、理解と熱と誠意を以て断乎として仰せられたのであつた、一同は此理解と誠意とを承つてたゞ感激に咽ぶのみであつた。

之より自治会は逃走防止に全力を傾け、逃走の原因をなす賭博の絶滅、若し犯したる者は自治会の名に於て処分なし、又逃走者は院に上申して処分を行ふ等、内外一致し協力した結果、其効果著るしく、其月は一名の逃走者も無かつた。斯して周囲の鉄条網も見ず、東西南北に建てられた見張所も撤去され、拾数名の番人であつた守衛も一人残さず廃止されたのである。

偉大なる先生の人格によつて指導され培はれたる自治は益

益發展したのである、其間幾度か規約が改正された、昭和二年には向上会を改めて互助会とし、入院者は全部互助会員となし、又舎長会の上に被互助会者支給金査定と人事に関する問題を掌る参事会を設け、今まで鶏舎、漬物再製等の主任が持つて居た会計を統一して一般会計を造り、初代会計に○○氏を挙げた処、会計に大穴をあけて逃走されたので、友人達とが相談して其穴を埋めたなどの失敗もあつた。越えて四年には、自治規約の大改正を行ひ、評議・実行の二機関を設置して、参事会を廢し、作業法を成定^{〔制〕}して専ら弱者を中心とする相愛互助の精神に立却^{〔マ〕}する規定に改め、現在如何に健康に恵まれ居ても早晚必ず病が重り、何日かは人の世話になつて行かねばならぬ運命の吾々であるか故に、不自由な身になつても何等不安心配のない生活の出来る様にと、そこに重点を置いて、作業賃の如きも互助金と比例して制定されたのである。之が即ち外島精神であり光明園精神である、此理想を実現せんがために、実行機関の中に人事部、教育部、食糧部、事業部、農事部、配給部の六部門を置き、又事業部の下に養豚、養鶏、養兔、製豆、製菓、売店其他の部門を設けて、生産的事業を起し其利得を互助会の救済金に当て、又各作業賃の増額をなし、剰余金は積立置きて慰安費に又各団体の補助に使

ふ等、其發展は実に驚くばかりであつた。

自給自足を理想とし、相互扶助の精神を標語として協力奉仕された自治会は数年にして忽ち報ひられて、個人経済は保証さるるに至つた、之偏へに皇太后陛下の鴻大なる思召の現れであり、国家社会の深き同情と理解の賜である。今国立移管となりて自治も返上し自治会は消滅した、過去を顧る時転た感慨無量である。歴史は繰り返すと誰かは言ふた、吾が光明園も二十八年の昔に返つて又元の園政（入園者達の言葉）になつた、けれども時代は變つた新らしくなつた、旧体を脱せねばならぬ。例へ園政になつても独裁になつても、我等の理想は變らぬ、また變つてはならぬ、今田、村田、原田の三代院長先生達によつて指導された外島精神は、生命のあらゆる光明園の有らん限りの樂園建設のために奉仕せねばならぬ。斯くするは斯くまで吾吾を愛護し指導し下すつた、代々の先生方の御恩に应ゆる唯一の道であらう。

七月八日国立移管式当日

三六一 委託期間中の互助金分配

(菊池恵楓園入所者自治会蔵「外島保養院委託患者ニ関スル書類

九州療養所」昭和9年)

外島保養院患者経済情態調

一、收容人員 五〇名

一、現金所持者 二九名

一、現金合計 三二〇、二九〇

一、当分ノ間小遣ニ不自由ナキモノ 二六名

一、一時ノ間小遣ニ不自由ナキモノ 八名

一、無一文ノモノ 一六名

右ニ依リ、二四名ハ直ニ小遣ニ不自由ナルモノナルモ、内一

一名ハ概ネ各種ノ労働ニ堪ヘ得ルヲ以テ、全ク将来救済ヲ必

要トスルモノハ一三名ナリ

.....

見舞金分配に関する件

昭和九年十一月二日、外島患者山□久ハ上島書記ヘ標記ノ件

ニ関シ左ノ通り申出タリ

記

一、去日外島患者ニ対シ見舞金トシテ送付ヲ受ケタル金百参

拾九円五拾銭也ハ次ノ通り分配致度、尤モ本件ハ外島患者

五十名ニテ充分協議ノ結果決定セルモノニ付、御含置キ下
サレ度

記

一、救済患者ハ到着当時ノ調査ニ依レハ十三名ナリシモ、其

後今回ノ事変ヲ契機トシテ家庭トノ連絡復活シ相当送金ヲ

受クルモノモ有之、嚴重調査ノ結果、絶対救済ヲ要スルモ

ノハ三名ト相成、右三名ニ対シ月八拾銭宛支給スルモノト

シ、約十ヶ月宛見込金貳拾五円也ヲ救済基金ニ充テ、残額

ハ各人へ平等ニ分配致シ度

一、右貳拾五円ハ代表山□久名義ニテ金券トシテ取扱ヒ、請

求ニヨリ現金ヲ下附相成様致度、尚現金ハ郵便貯金トシテ

保管下サラハ幸ト存シマス

.....

見舞金ヲ貧困者救済金ニ利用セハ

一、見舞金 金百参拾九円五拾銭也

(五十名ニ対シ一名貳円七十九銭宛)

一、救済ニ要スル人員 拾参名

右拾参名ヲ当所互助会同等額ヲ以テ救済スルモノトセハ、

右ノ通りノ計算トナル

一、一名支給月額 金八拾銭

一、十三名分月額 金拾円四拾銭

一、重病室入所月三名平均ト見込一名月二十銭増シ月額

金六拾銭

合計金拾壹円也

一、六ヶ月間ニ要スル額 金六拾六円

一、一ケ年間ニ要スル額 金壹百参拾弍円

三六二 生意気な大阪患者

(愛生園蔵「患者記録票(一人一題)最近の愛生園」昭和9年)

御尋ねの最近愛生なる物、評する資格無之候ば略之、感じた
るま、二、三申上候

近月沢山収容也候大阪患者、一般生意気に御座候、大阪に比
して治療・食物等の不平等盛んに申候を聞き申候
礼拝堂等にて良く注意する様、特に申添へ候

三六三 外島患者と愛生園

(愛生園蔵「患者記録票(一人一題)最近の愛生園」昭和9年)

喜美好

赤子も三年立てば三ツになるとか申しますが、本当に我が愛
生園も足掛け四年も立つ事として、最近各方面に於て設備制度

等や、充実を見たようです、それと共に入園者の増員わ驚く
程で、各舎各室共満員く、おすなくの盛況ぶりは真に喜
びと言うか幸いと言ほうか、一面では悲とも申しましたよ、何
分格も短時日の間に千人を優に突破する大愛生を健設した事
わ、もとより園長先生を初め各職員方の御熱心なる「日本よ
り癩を清めよ」のモットーの元に、日日一方ならぬお働きと
癩者救済のと尊き精神に負ふべき所と深く信するので有るが、
又一面我等お互の療友に対する尊き愛の発露で有ると言わね
ばならぬ、いたづらに定員を突破する事を知りつ、又衣食
住に目の辺り不自由を感じつ、今日一人明日一人と、否此度
わ三十人、二十人、十人と来る度事に胸をおどらせ救はれた
喜びを共にし、一人でも多く収容する事によって此の問題も
解決するのだと、一抹の泡い希望をすら抱くので有る、それ
はもとよりお互の気持、否園当局の気持をよく知って居るか
らで有る、此の度の保養院大風水害わ各療養所にSOSを与
へ、我が愛生園にも此の余波を受け、や、もすれば物事に飽
き安き我等にも生活有らゆる方面で物足り無く、各所にぽつ
くくと不福や不満も初まらんとする折も折、突然起きる大風
水害わあらゆる物をふき飛ばし押し流し、我等の最も日頃憧
れの古き歴史と、我等の指導者として得難き所の外島保養院

も、わづか数時間の為には天の悪戯は目茶苦茶に破れ流され、同時に我等の不平不満も何所へやら流され、左様に一変し、お互の気持〔頓〕に緊張した、真に或る一面には良き風水害と言わねばならぬ、何事も此の際〔有〕とおし通すのは事務で有る、真に好都合の逃げ道で有ると思ふ、しかり自分達に取つても、本当に此の際と言われたら返す言葉も無いので有る、否今迄四年間に育まれ鍛えられた長島精神に辱を知らし度くないから有る、日一日と繁え行く我が園の発展ぶりは、実に万感胸にせまるを禁じ得ないのである、其れに反し近頃めつきりさびれた感〔有〕の或るのは葬式で有る、最初は物珍しく我も我もと会葬者の多かつたに反し、近頃次第と会葬者が減つて行く様に思われる、最も作業関係・身体〔有〕の都合上も或るが、此の様では本当に心淋しい感〔有〕の或る、収容患者には皆喜んで歓迎すると同時に、去り行く人にも大いに敬意を表したと思ふ、社会に有りてはあらゆる苦をなめ親兄弟にも見離なされ、孤独の身を以て此の愛生園に後より来る者の為めに、〔建〕楽土健設のため粉骨碎身、不幸にして逝かれる方にも少の盛大な葬死〔式〕をしてやりたいと思ふ者で有ります、或る人わ言つた「あれはなんですか」と此の一言でも知られるので有る。最後に何時迄も「咲き競ふ愛生園や秋〔飽〕知らず」

と言いたい様に心掛けます。最近の愛生園わ「満開の愛生園や秋〔近〕」(此の秋わ実を結ぶ事を意味す)

昭和九年一〇月十日

三六四 職員・平山歌津緒「外島スピリット」

(楓編集委員会蔵『楓』第一巻第五号、風水害記念号 昭和11年)

摩天楼先生が本院の指導標語があればいいと、所謂「外島精神」の再吟味、再検討の必要を痛感され、その確立を叫ばれてゐるのは誰しも同感の事と思ふ。

二十幾星霜の伝統的外島のプライド、外島スピリットとは、我々の持つ、互助、奉仕の犠牲的精神をさして言ふので、あの風水害に際して遺憾なく發揮し得た事は、所謂「外島精神」の確然たる存在を、明かに示したものと云へる。

蓋し先生は、その「外島精神」の上に各療養所の長を採り、新しく復興外島の指導精神を確立しやうと言はれるのである。

水害当時阿部さんが患者を代表して述べられた言葉であるが――。

「我々六百の病者は皆死んでも、お世話になつた職員の方々の身代りになりたかつたのです。それがこうして地上に

生き残るやうになりました。これは私共に残された一大使命があるやうに感ぜられます。」

この職員の身代りになりたかつたといふ阿部さんの気持が、外島患者凡ての気持であり、あの患者の身代りとなり尊い犠牲的精神を發揮された中野婦長の気持が、外島職員凡ての気持である限り、伝統の誇りとも言ふべき「互助愛」を飽くまでも復興外島の指導精神として存続させたい。

自治と言つても、患者のみの自由放縦でなく、互助と言つても患者のみの相互扶助でなく、職員と患者とが一族となり、統制をはかつて行く所に「互助愛」の精神がある。

自治に偏し、患者のみの自治的統制に陥らず、職員と互助的に、統制をはかる方針で進んで行かねばならないと思ふ。

「互助愛」の中に、所謂「奉仕精神」が含まれてゐる。逆巻く渦潮に追はれ乍ら、青年団、婦人会の人等は身の危険をも顧みず、重症者、盲者、老幼者等を扶けかばひつつ、遂に逃げ遅れて共に溺れ死んだ人も幾人もあり、職員では中野婦長を始め数名の殉職者を出したが、何れも美しい「互助愛」の姿であつた。

その「互助愛」の姿は、天幕生活に移つてから、奉仕の姿と変つた。とりわけ青年団員の目覚しい働き振りと言ひ、職

員の手足に負傷しながら身を忘れ、寢食を忘れて、患者の為に尽した奮闘振りと言ひ、全く奉仕する我々は、一人だつて働きながら、給料や作業賃の事なんか、夢にも考へなかつた。たゞ、職員も患者も一族となつて、同じ天幕に寝起し同じ飯を食ひ、お互ひ温かい愛を以て、互助的に扶け合つた。あの「互助愛」こそ、復興外島の新指導精神として、真の楽土建設の確固たる精神的基礎となすべきであると思ふ。

三六五 原田久作「退職御挨拶」

(楓編集委員会蔵『楓』第三卷第六号 昭和13年)

復旧御礼

昭和九年九月二十一日未明の関西風水害突発に際し、台風は外島保養院附近を通過しましたので、其の被害の甚大、其の光景の惨憺、恰も生地獄とも考へられました。

患者代表阿部君は悲壮な姿で「園長如何しよう」と唯一言、私は涙を呑んで鬼となり、職員患者に「不動の信念を以つて天災を克服せん」と絶叫しました。

当時、私は「何此の位の天災が」との一念で、累々と悶死する屍体の裡に、微動だもしなかつたため、職員、患者諸君は院長の心臓は動いてゐるのかと疑つたとか申しますが、動

中静を得るには、私としては、冷静万難を排し、八風吹来不動天辺之月の心境にて、目前の大混乱を制圧するより他に、方法はなかつたのであります。

勿論、遭難当日、松本書記が愛児の屍体を抱きしめ「院長此の姿を見てやつてくれ」との一言には、私も、胸中万斛の涙を注いだのであります。

或は中野看護婦主任行方不明との報告、或は家具家財流出して身に一銭もなしとの申告、或は患者達の夕飯用意完結したとの報告等、万感錯綜、洵に走馬灯の様でありました。

爾来、星霜を閲すること茲に三年八箇月、其の間、或は復旧計画、或は患者諸君の復旧要望、或は職員患者諸君の不遇、或は各方面よりの投書御注言等、波瀾万丈、人生の行路難、寔に、感慨深いものがありました。

幸にも、上御皇室の有難き御仁慈、下衆生の恩に依り、目出度当園も、四月廿七日の吉日に落成式を挙行せられました。然も、光輝ある我が特殊国体下の癩療養所は、フイリッピンのキュリオソ癩療養所の模倣を排し、断乎、独特の一新癩療養所を建設し、申すも恐懼の極みながら、皇太后陛下の有難き御仁慈の万分の一たりとも、奉答し奉りたいとの一大決心の許に、私の全魂を打込みました設計が、遂ひに実現致し

ました事は唯々感謝の他はありません。

茲に、謹而、上御皇室に向ひ奉り御礼申し上げ、下前皇太后大夫故入江閣下、皇太后大夫大谷閣下、本省管理府関係府県当局各位、並に委託療養所各位に、深く感謝し、特に当園の復旧設計に関する私の卑見御採用に対し、非常な御雅量と御鞭撻とを賜りました大阪府前衛生課長国沢健雄殿、同府管繕課長川口一二殿に感謝し、併せて、当園の復旧に関し、多大の御芳情を賜りました篤志家各位に感謝します。

最後に、当院遭難以来凡有る苦難を忍び、不肖私を援助した、職員患者の心労を多としたいのであります。

退職御礼

当園も愈落成式を挙行せられましたに付、昭和九年関西風水害に遭遇後、既に、一部職員に言明致しました通り、

第一、皇太后陛下の御歌に「友となりて」と仰せられましたに拘らず、多数の患者及び一部職員を犠牲にしました事實は、例ひ風水害が天災であり、且つ、事前に被害防止の方策を講じた事実がありまして、私として道義的に黙視致し難いのであります。

第二、風水害遭難の犠牲者諸君は、風水害前、私が多年終始一貫主張力説して居ります皇道中心主義を断乎支持

してくれたのであります。

其の信友を犠牲にして、然も、医師として榮譽ある癩療養所に漫然と奉職する事は、私自身が此の私を許さないのであります。

第三、男子は「信念に生き信念に死す」べき者と心得て居ります、更らに官吏は自己の信念に訴へ、毅然としな事情があらば、所謂明哲保身を一擲して勇退すべきであると信じます。

以上の信念の許に、大谷閣下、高野局長、並に勝俣予防課長の御高配に依り、今般骸骨を乞ひ奉り、退職の恩命を拝した次第であります。

此の上は、大楠公の非理法権天、即ち、非不勝理、理不勝法、法不勝権、特に権不勝天の信念を信奉し、秋を待ち、更に救癩事業に精進したいと存じます。

唯、今般の退職に際し、多年幾多の辛苦に遭逢し、苦難を俱にした職員患者諸君に、私の心境を説明し、此等の信友を安堵せしめる時間の余裕のなかつた事は、必生の痛恨事であり、此の身寸断の想がしたのであります。洵に申訳のない次第であります。

然るに、不肖私の退職に対し、大谷閣下、窪田閣下、三室

戸閣下、下村閣下並に高野閣下、恩師佐多・佐谷両先生を始め、多数の顕官名士諸賢より、御芳情を忝ふし、更らに、職員患者諸君より、無限の涙を以つて、私を見送つて下さつた事は、唯々感謝感激の他はありません。

茲に、謹而、不肖私の在職中の御高誼御高教に向ひ深謝し、併せて、退職に際して迄も、賜はりました御芳志に向ひ、幾重にも御礼申し上げたいと存じます。

最後に、拙歌拙詩を、御笑覧に供したいと存じます。

杜鵑 長島のもりをさりゆく杜鵑

瀬戸のうらまの夜明なかはに

瀬戸内海払曉聽鵲

瀬戸海中長島辺 森々曉樹帶蒼煙

不如帰去君休怪 何処一声鳴杜鵑

三六六 城田肇「愚感」

(楓編集委員会蔵『楓』第三卷第八号 昭和13年)

光明園にふれた第一の印象は、六月二十九日午前九時岡山駅に光明園職員も交へて四、五名の方のお迎へを受けた時であつた。大半は自分には分らない人々でその上、^{〔以前〕}依然の様に物々しい覆面姿であるから、全くのところ見馴れた自分達で

も、ぎよつと後じさりしたものである。考へて見るとそれも無理からぬ事であるが、その時は、いやに衛生思想に囚はれた少しも潤いの無い冷い感じの光明園が連想されて、全く暗い気持になつた。然し此の考へは虫明へ着くと余程緩和された。一人の内務係りであつた老人の知つた方が居られて、色々説明して下さつたので随分気分が柔げられた訳である。聽て手荷物も大半積み終つた舟に、人々はだまつて出発を待たつた。自分は妙に沈んだ気持で虫明の村々を見てゐた。約四年間待ちに待つた永住の地、光明園に歸つて来た。だがあの力強い正義の人原田先生はもう居られない。新しい園長、神宮園長先生は果してどんな方だらう！……、恐らく此の棧橋こんじやうも今生の内に二度と踏む事はあるまい。自分の胸には不安な、郷愁とも焦燥ともつかぬ気持が、慌しく去来した。茫然と村々の屋根を眺めてゐたが、気が付くと舟はもう岸を離れてゐた。誰も言葉を交す者はゐなかつた。それくが色々の想ひに一杯であらう。舟は迂る様に進む、ひたくと小波が舟べりを叩いて過ぎる。嗚呼此の海、此の潮、此の懐しい波の音、幾度仮寝かりねの夢に去来きよらいした事であらう。思へば恨めしい潮ではあつた。だが今後あのみどりの島を圍繞して、此の潮は幾度か吾々の心を慰めてくれるであらう。

島山のみどりに包まれたせまい入江を、舟は矢の様に走る。友園の愛生園ははるか左手に遠のいてもう見えぬ。せまく入り込んだ木尾の入江のはるか奥まつた所に、新しい光明園のらしい建物が望まれた。暫く行くともう大半出来か、つた官舎の建物が並んでゐた。その島の一端を迂廻して舟はやがて、多くの歓呼と旗の波に迎へられて棧橋さんばしに着いた。

「好かつたね」

「待つてゐたぞ」

「みんな元気で戻つてくれたな、結構々々」

懐しい先生方の優しい声があちこちに聞かれた。矢張り僕達の先生だと言ふよろこびが、凡ての疲れを忘れさせて了ふ。何処か近くの丘の上あたりから、拡声蓄音器の強大な歡迎レコードがかけられてゐた。無暗に大きな白い建物が切り崩された山の上に並んでゐた。そこへ続いた長い坂道をのぼり切つて立派な自分達の家を見出した時、耐らない幸福感が湧いて来た。

その俣一同一ヶ所に集つてくつろいでゐる時、今谷先生によつて新しい吾々の園長先生が紹介された。想像してゐたよりはずつと明朗で親切さうな方であつた。其処にずつとならばれた顔見知りの先生方や先着の兄弟達を見た時、名古屋や

京都駅で見た出征兵士歓送の、あの劇的なシーンや感動が、まぎ／＼と思ひ出された。

吾々の荷物が着いたのは、それから約二時間位も後だった。浴場ですつかり汗と疲れを流した自分達は、SKに回して了つて着るものもないので、その仮新しい支給の浴衣を着て荷物の運びに行つた。もう先生方も総動員で運んで居られた。癩患者の持物もちものなど手を触れるのも嫌と云ふのが社会人の大半である。それを汗まみれ、埃まみれになつて朗らかに運んで居らるのだ。警官もコツクもないのだ、一つの喜びと希望に一致した人々が唯無我の境地に働いてゐるのである。その尊い汗、あのよく肥られた原田先生始め、幾多の尊い汗が幾度此の光明園の上に流された事であらう。愛と汗と涙によつて築かれた光明園である。此所に樂土が生まれなくてどうしやう。

「力無き愛は無能である。愛なき力は暴圧である」と先賢が言つた。実に然りである。世間にはよく、社会に発言権の無い弱い病者を預つて、裏面には恰も犬猫の如く扱ひ乍ら表面如何にも親切愛撫、彼等に心から慕はれてゐる如く見せかけてゐる売名の徒がまゝあるものである。

吾々隔離されたものにとつて、一番不安な事は耐へられな

い事は斯くの如き愛の伴はない、本當の事は絶対に社会人に伝える事の出来ない様な制度であり園則である。吾々は幸ひにも人格高潔なる村田先生や、原田前院長様の限り無き愛と徳望によつて育てられた外島精神なるものを保持してゐる。相愛互助！此の美しい精神をモットーに歩んで来た吾々は、今こそ此の新しい最も近代的な東洋一の療養所に收容されたのである。然も吾々にとつて幸ひな事は、原田慈父の後に迎へた神宮先生が、又々非常に明朗な園長であると言ふ事である。先生はスポーツの大変な愛好家で、文芸方面にも深い御造詣を有して居らるゝ由、趣味や宗教に生きる者の多い吾々にとつて斯くの如き理解のある、近代的な明朗な園長先生を得た事は何にも益増して喜ぶべき事である。尚自分は草津に委託されてゐたものであるが、その期間中、そして又帰園後も特に感じた事は、実に吾々は高潔且又理解ある人々を職員として仰いでゐた事である。然して吾々はそれらの方々から、職務方面からだけでなく、人格的にも随分善導されて来たものである。これらは偏へに村田先生及び原田先生の高潔なる御人格の然らしむる所であらうが、吾々は先づこれらの職員の方々にも心からの感謝を捧げねばならぬ。

尚最後に吾々は幸ひにも此の光輝ある日本に生を享けて限

りなき民族の愛と、皇室の御恵み及び、偉大なる国家の力によつて実に恵まれた生活を与へられてゐるのである。日本なればこそ、実に日本なればこそである。吾々は常に此の平和なる生活を与へらえた祖国の現状を意識し、戦線に働かる、将兵の方々や、銃後の国民に絶大の感謝を捧げたい。然して此の与へられた吾等の別天地をより住みよい、明るい療院にして、一日も早く地方にゐるまだ此の恩恵に浴してゐない兄弟達を迎へる事である。それが唯一つ残された吾々の御奉公の道ではあるまいか。

—了—

三六七 山川夢草「光明スピリット」

(楓編集委員会蔵『楓』第四卷第七号 昭和14年)

開園二年の春はたのしくも希望ある光りの彼方より訪れて来た、併かして全新寮舎を解放し、社会にありて病苦に悩む多くの病友を迎へる時が来た、そうして近時は新しい病友が毎日の如く三人、五人と入園して来る。吾人に特に近時或る一つの問題にぶつかりこの稿を草する気持になつた、吾光明園は愈々千人の大家族に成る其の第一歩をふみ出したのである、竣工二年の春を迎へて愈々お互に自重し、此の光明園

にある一人／＼が張切つた精神のもとに、立場持場によつてベストを尽し新装なれる光明園と共に内部的(幸福所謂安心立命)を貫徹すべく邁進してゐるのである。吾人はこの途上にある時にあたつて強調したいことは光明スピリットである。

光明園とは三十有年の古き歴史をもつ、あの昭和九年九月二十一日(日欠)の関西風水害に遭遇し、あの日本一否東洋一の新寮舎旧寮舎と共に二百名の職員及び其の御家族、吾々病友をあの水渦の犠牲にしてしまつたことは元外島人は無論のこと、新しく入園された病友とても知つてゐられること、思ふ。毎月あの水害の日を記念して失はれた方々の冥福を祈る意味に於いて二十一日午前八時十五分に黙禱会を開くのである。吾々光明園にあるものはあの水渦の犠牲になられた二百名の病友職員諸氏のことを忘れず、よりよき光明園を築くことがせめてもの慰霊と思ふものである。少し横道にそれだが、このことを云はずは居られないのである。外島保養院改め光明園であるから光明園は最も古く最も新しいのである。

光明スピリットそれに如何なるものか、古い病友にはよく判つてゐることであらうが、新しい病友にはお判りにならない方もあることと思ひ、光明園をよりよくするには光明スピ

リットに依つて進まなければならぬのである。

近時入園された病友も感じ又聞かれることでありませうが、光明園の最も誇りとし最もうるはしく他の療養所に於いて味ふこと感ずることの出来ないことがある。それは三十年來持続して来た相互扶助の精神である。健康なるものは弱者の為に愛をもつて当ることである。

これを二つに分けて考へて見ると其の一つは奉仕精神である。奉仕精神とは、どこまでも奉仕的觀念のもとに作業に従事し、内部の改善にあたり、内部の生活（精肉共）向上につくし、引いては内部的・外部的に福祉増進を計り明朗楽土を建設、生活的安心立命の光明園をうちたて、同病者の幸福（社会にある病友）に目指して進むことである。光明園こそ眞の病者の愛の憩の場所である様つとめる、所謂ユートピア建設である。

其の二は、互助の精神である。お互ひは弱い肉体をもつものの集りである。現在軽症であり健康に恵まれりても最後のたどる道は皆同じで、五体の自由を失ひ人の世話にならなければならぬことは、明らかな事実であることをお互ひは考へ理解し、お互ひに助け合ふ精神である。或る病院は健康本意の如く、弱いものは実に気毒な生活をしてゐると云ふこと

を聞くが、吾が光明園の最も誇りとしてゐるのが、内部的（患者内）に生れた互助会なるものがそれである、どうか新しい病友もこの精神をよく理解し、お互ひ最後迄幸福なる生活の営み得られることの出来る様、愛によつて抱き愛によつて抱かれてゆく生活への道を歩まれる様切に願ふものである。それが互助の精神である。光明スピリットとはこの二つをもつてする精神を言ふのである。無論園長先生を慈父と仰ぎ其の優しき理解ある指導のもとに全職員全患者一体となつて心を一つにして一塊となり何処迄でも家族的に親しみ合ひ愛し合ひ、光明園こそ文字通り眞の癩者の安住所であり、愛の源泉となすことにある。今だ社会には幾万の癩者が、約百万のま■血族者が、やれる思想のもとに冷やかな社会の目を恐れ、日蔭の生活にあつて其の職を奪はれ、又は村を追はれ、故郷を捨てる、そうして肉体的に精神的に懊悩煩悶し、ひしがれてゆく身心を歎いてゐることを忘れてはならない。吾々癩者は現在救はれてゐる。併かし今だ救はれざる数万のこうした病友を思ふ時、吾々は黙視することが出来ないのだ。「癩療養所は恐しい所だ」とこうした觀念をもつてゐる病友其の血族者が以前にはあつて、実にみじめな生命を終つた社会にある癩者のことをきいた。未だに若しこうした考へをも

つてゐるものがあるとすれば誰の罪だらう。社会？ そうだ社会が悪いのだ。又吾々にも其の責任がある筈だ。社会は癩者を苦しめ、其の血族者をしひたげる其の冷やかな空気の中に生活するものこそ実に気毒でありみじめなものである。

吾々は社会的に活動はゆるされないのであるが、癩者の楽土、其の安住所をつくり、心から迎へて上げること、そうして心から安心してこられる所をつくる。其処に吾々の大いなる使命があるのである。吾々の血族者を思ひ同病者を思ふ時、社会的に葬られようとしてゐる血族者解放を叫ばずには居られないのである。癩者の解放（精神的）血族関係者の解放が最も重大である。斯るが故に吾々は社会にある病友を、一人も多く又一日も早く吾々が築く所の愛の園に迎へてやることである。そのことに依つてそれ等病友其の血族者を悲惨のどん底から解^{〔放欠カ〕}することが出来るのである。この使命をもつ吾々ひとり／＼は神より選ばれたものとして重大使命に向つて進まなければならぬのである。吾々の日々進めてゆく光明スピリットこそ大きな愛の力であり、最も重大意義をもつものである。

新しい病友諸氏もどうかこのことをよく理解して、社会になやむ、来るべき吾々の友である病友の爲め、あたゝかい愛

の翼をひろげて迎へることの出来る様、そのそなへをして戴きたいことを切望してペンを擱くものである。（一九三九・四・二五日）

三六八 西原とよ志「国旗掲揚台並に園内放送の

特設を祝して」

（楓編集委員会蔵『楓』第四卷第九号 昭和14年）

光輝ある日本帝国に生を享け、不幸癩に感染して隔離療養する身とは謂へ、上は皇室の限りなき御仁慈に浴し、下は国民の恩情掬すべき愛護の裡に、日々安穩に生活し得る幸福を深く感謝すると共に、此の非常時下にも関はず、私達の爲めに、各所各室に亘つて、ラジヲの設置をして下さつた園当局^{〔し〕}に対し、先づ満腔の敬意を表したいのであります。

顧みて吾が光明園も新生の一步を踏み出してからこゝに満一年、只管国策に順応して、自己の本分に向ひ精進して来ました。今閱み来し途上を回想しつゝ、園内を一瞥するに、先づ長足的な進歩の跡に一驚を喫する。即ち、農園に、養豚、養鶏、加工、製豆、其の他諸工作に亘つて、……尤も施設的には充分とは申されませんが、時局に鑑み暫し致し方ない。それでも進歩の遅かつた昔に対比して、現在は而も短期間に

において、これだけの施設と成果は大なる差異といはなければならぬ……。ではこの驚異的な実績を挙げしめた最大な素因は何処にあつたか？謂ふまでもなく、これ国家社会の恩恵に因るところ勿論であるが、先づ職員、患者の協心戮力に依るものと謂ふべく……。わけても三十年来（歴史に訪ねて）継承し来つた、相愛互助の精神がその根源なのであります。

扱てこゝに物心相俟つて、理想郷建設を目指し、意気いよ／＼盛んなる本園に昨今特設された、国旗掲揚場と、園内放送設備は洵に時宜を得たる企てとして慶賀に堪へません。前者は報恩精神の顕揚の下に朝毎に行はれる慶事で寄与する所大である。……唯々吾人虞れることは国旗に対して、習慣に墮し感激性と謂ふものが欠けはしまいかと云ふことです。是は私のつまらない取越し苦勞であるかも知れないが……。願はくば、常に緊張した気持でこれに対し、以て之が永続を図ると共に精神的向上に励みたいものと思ひます。後者は園長先生を初めとして、保田、今谷両先生外職員に依つて毎月曜日になされる所謂月曜講座で、主として私達の実生活に触れるの御講話だけに、今後の生活の上に良き伴侶となり指針となつて是亦得る所が大きいのであります。

次に体位向上のやかましく叫ばれてゐる現今、健康者は謂

ふに及ばず、私達病者にも最も適した保健運動としての勤勞奉仕、ラジヲ体操等々之が奨励は喜ばしい。何と云つても生活の刷新をなすものはいふまでもなく、先づ堅実な精神と、健康なのでありますから、私達は体の許す限りこれに参加して大いに身心の鍛練に努めたいと思ふ。是れを行ふそれ自体が既に自己の得策であり、延いては当局の提唱される主旨に副ふ所以かと思ふのであります。

それから国旗掲揚式に次いで捧げまつる一分間の黙禱……。私はあの静粛且つ敬虔な一瞬に、否、境地にひたることによつて、肉体的の、精神的の、苦惱より救はれ、而して神国日本に生れたと謂ふ無限の幸福と誇とを感ずるのであります――。

あゝ、何たる特権ぞ！ 何たる恩恵ぞ！

この大いなる感激に 私の魂は

溶けて流るゝを覚ゆる

今迄

惰眠を貪つてゐた 理性は

清浄な息吹きに触れて 目醒め

汚濁に充ちてゐた想念は 一時に

払拭されてしまふ

同時に……

愛国の歌に

日本民族の血潮は高鳴る——

要するに私達は敬神の念を主体としての生活、つまり信仰的生活を致さねばならないと冀ふ。然し云ふは易く、行ふは難くで……、なか／＼是れが実践は至難なことではあるが……

……たとへこれが外面的でなくとも、内面的にお互ひがそうした気持ちで以て生活してゆくと謂ふことは、まことに尊くあり、美しくい。此の美しいお互ひの心で行はれる生活と信仰が、合一することによつて真の楽土の建設が在り、理想とする明るい社会が実現するのではないか?と思ふのであります。是れが私達の為すべき当然の務めであり、国恩に報ひ奉る所以かと信ずるのであります。

終りに臨み直接是れが任に当られる園当局、及び青年団、音楽部の方々の労を謝し、併せて此の意義深き企てが全般の協力の下に隆昌永続せられん事を衷心より祈つてやまない次第であります。(14.7.26.記)

三六九 朝田稔「光明精神に就て」

(楓編集委員会蔵『楓』第六卷第三号 昭和16年)

光明精神に就てなど、途方もない重大な題名の下にこれより僅か数分にして到底皆様に聴いて戴ける様な満足な話はお出ないと思ひますが、また多少題名に外れて行く点もあるかも知りませんが少々御辛棒を御願ひ致します。

長い歴史と伝統を持つ私達の故郷であり楽園であつた外島保養院が、昭和九年九月二十一日の関西大風水害に依り、一朝にして懐滅し生存せる四百余名の兄弟姉妹はそれ／＼、全国各療養所に分散委託せられ、ひたすら復興を待つ事四年、その名も輝かしき光明園と改めて此の長島の地に復興致しましてより歳月の流れは夢の如しとか、早や三年が過ぎ去つたのであります。その間、職員、患者の協力に依り私達の第二の楽園は着々完成の一路を辿つてゐるのであります。外形的には他の長い歴史をもつ既成療養所に決しておとらない迄に充実した事は事実であります。

僅か三年程の間にかくも充実して来た事は一体何を意味するものでありませう、これこそは私達が外島時代より受継いで持つ所の大きな誇りである自治精神と、奉仕精神の現れであります。その一例を申しますと彼のグラウンドであります、

皆様よく御承知の如く夏は青芦が潮風に波打ち、冬は枯芦の上を木枯の吹き荒ぶ一面広漠たる沼地であつたのであります、あの広漠たる沼地を僅か半歳足らずで立派なグラウンドに完成せしめた事は、その最も旺盛な奉仕精神の現はれであると申せませう。その他農園に、またお歌碑や神社の敷地等に、私達の労力的努力は並大底のものではありませんでした。が此処で一考したい事は、此の多大なる労力的努力に比較致しまして私達の精神的向上、飛躍とでも申ませうか、私達にとつて最も必要な楽土の精神的基礎といふ事について考えて見たいと思ひます。彼の外島保養院長であつた、村田先生が私達に植え附けて行かれました、自治精神をこれまで高々認め伸ばして下さいました事は、園長様始め、園当局の絶大な御理解と御同情と、そしてまた幾多患者先輩諸氏の御努力の結果と常に感謝致してゐるものであります、が此処で私共は自己を反省し、自己の生活を再検討してみる必要があるのではないでせうか、私達が長い間声を枯らし叫び続けて来た所の、眞の楽土とは一体如何なるものを指すのでせう、それは設備の充実、または立派な自治機構や制度等も勿論必要であり重大であります。がそれよりもつと重大で尊いものは、私達一人々々の心、精神、そのものではないでせうか。如何に

完全なる設備や自治機構や、制度が出来たと致しましても、私達一人々々の心が曲り汚れ、日常生活の上に多少でも暗いものや、冷たいものがあると致しましたならば、それを眞の楽園と云ふ事が出来るでありませんか、否それは唯単に魂の無い泥人形に、立派な衣装を付けさせたのと何等変る所はないと思ひます。

私達は過去三年間、嘗々として、この立派な衣装を作る為に努力を続けて来ました。が最早や私達が着るべき立派な衣装はほゞ出来上らんと致して居ります。この上は、この立派〔な〕は衣装を生かし着る為に最も必要な、そして理想的な、相愛互助的精神とでも申しませうか、私達八百同胞の一人々々がお互に相信じ、相扶け、相愛してゆくといふ美はしい、そして崇高な精神の養成発揚に努めなければならぬと思ひます。この美はしい、そして崇高な精神が一人々々の胸に強く芽生え、盛り上り、そして大きな焰となつて燃え上つた時にこそ、私達の日頃渴望してゐる所の立派な光明精神が出来上るのではないでせうか。私達はその時にこそ、名実共に、日本一呑世界一住み良い大理想郷光明園の歌を声高らかに唄はうではありませんか。それからこれは数日前、新聞のある欄で見た記事であります、花壇の片隅や荒野の雑草の中に咲

き匂ふ可隣な草花と、小さな虫けら昆虫とが或る意味に於て立派な互助的生活をしてゐるといふ記事を見たのであります。この記事を見た時に私爆弾でも投げつけられた様な衝激と感動を胸に感じたのであります。それはこの小さな虫けらや草花にさえ立派な互助的生活が出来るのに、我々万物の靈長たる人間社会に於て決して美はしい樂園の出来ない事は無いといふ、強い信念と固い覚悟を胸底深く刻み附けられたのであります。が、たゞこうした事を壇上のみ理想や空念仏に止めぬ為に、私共は今此処に光明園をして名実共に日本一否世界一佳み良い大理想境たらしむべく、固く誓ひ躍進光明園の進軍譜を高らかに歌はうではありませんか。

三七〇 瀬川秀雄「所感」

(楓編集委員会蔵『楓』第六卷第三号 昭和16年)

今回青年所感発表大会に方り、榮ある壇上を許されまして、是に日頃の所信の一端を披瀝する機会を得ました事は、不肖甚だ光榮と致す処であります。扨て、斯うした限られた地域において、生活せねばならない吾々は、此の住居を、本当によりよく、住み良い楽土となさしめたいと云ふ事は、お互ひ誰しもが持つ念願であらうと思ひます。この吾々の理想であ

る処の楽土建設は丁度、高い山に登るが如く、実際に於て我等が理想郷を築き上げ様とするならば、幾多の苦しみ悩み障害が伴ふ事は今更申し上げる迄ありません。

そして其の途上にある現在には最も悩み多い苦難な道であり、又、希望に満ちた途でもあります。目ざす頂上に達してあたりの立派な景色を眺めて憩ひ、恍惚感を味はんとするならば、即ち吾々の真の幸福、或は王道楽土を望まんとするならば、地に踏みしめる一歩一歩を力強く、そして堅実な歩みを以て、眼前にそ、り立つあらゆる障害を踏みしめ登つてこそ、やがては頂上に於て四方の絶景は眺められ、しみぐとした幸福感と恍惚感を満喫する事が出来る如く、吾々の常に求めて止まざるもの。理想は是に始めて全うされ得ると信ずるのであります。処が、力強く踏み出された筈の足許がゆるんでゐては、途上に於て之がぐらつき、崩れ、遂には尚一層の憂き目を味はねばなりません。

省みて、現在の吾々の生活態度の足許を見るに一体如何でせうか？ 徒に山の頂上ばかり眺めて、肝心の足許は決して元氣に力強い歩みをしてゐるとは言へないのでせうか。斯うした社会にとつて最も尊いものである互助相愛、奉仕精神に於て如何でせうか。殊に病者たりとも健実であるべ

き吾等青年の、澆刺明朗さ青年らしさが失なわれ勝ちではないでせうか？ 一人の落伍者もあつてはならないこの秋、眼前に横たわる時局の障害物に処して、吾々は堅実なる足どりを新たなる希望の下に邁進しやうではありませんか。

今や欧州に於て、東洋に於て、実に乱麻の如く、且又我が日米関係は刻々急を告げ、こゝに至つて世界の情勢は一大動乱におかれつゝあるではありませんか。斯くの如きあまりにもめまぐるしい情勢に対処して国民の態度はこゝに於て挫折せんか、実に国家存亡の重大事たる事を、病者と雖も深く自覚し覚悟せねばなりません。然して吾等も帝国臣民として生をうけたる以上、あらゆる物質的多大の影響は、之をも甘受すべきは当然すぎる程、当然と言はねばなりません。

そして是にお互ひが強い信仰によつて生きると共に文芸に、己が趣味に生きる、斯く生きる事によつてひたすら精神修養人格向上に務めつゝ、一歩一歩力強い歩みを進める事は、期せずし之が国家の新体制に即応する所以であり、最高理想目的達成の大道ではないでせうか。希くば各位、我等が青年団諸君、新たなる希望の下に澆刺たる清新の意気を發揮しやうではありませんか。

青年諸君新たなる希望の下に、澆刺たる清新の意気を發揮

しやうではありませんか。

三七一 村田良人「新体制下に於ける癩者の心構へ」

(楓編集委員会蔵『楓』第六卷第一号 昭和16年)

御恵の日記念文芸募集入選作品・論説

一億一心、挙国一致の新体制は、その準備全くなり、国民生活の凡べての上に、巨大な歩みを運び初めた。それは久しい以前より喧伝されてゐた昭和維新が、その真の姿を具体的に、はつきりと全国民の間に現して来たのだ、と云つてよからう。さてこの新体制とは、果して如何なるものか、それは今更茲に喋々する迄もなく、新聞やラヂオで幾度となく報道されてゐる如く、大東亜共栄圏を確立し、高度国防国家を建設する為に、凡ゆる方面に涉つて、旧陋を打破し、新しい体制を布く事であるのだ。如斯く、時代は大なる転換を為し、更に新しき段階に向つて発展せんとする秋、吾人はこの時代に即応する為、如何なる心構へをもつべきであるか。

畏くも皇太后陛下の吾人に対する大御心、重なる御仁慈を拝するにつけ、吾々宿痾をもつとは云へ、日本国民の一人たる自覚をもつ以上、それは慎重に考へ、且つ迅速に生活の上に顕現させなくてはならない、併しそれには先づ、吾人のこ

れ迄の生活を一応顧る必要があらう。

今事変始まつて以来、吾人の生活には著しい圧迫か加つて来た。特にその衣食に於て然りである。然し吾人はそれによく耐へて来たのである。如斯く生活に圧迫が加はると人間の常として不平不満が生するのであるが、国民の凡てがこの苦難に耐へて、懸命な活動を為してゐる事を思へば、国家の直接庇護下に在る吾人にこの生活は、当然の事として甘受すべきである。否、只単に耐忍ぶ丈でなく更に進んで国策に協力する為に、出来得る限り物資の節約を為し、又真に僅少ではあるが事変発生以来吾人の分に応じた献金をも持続して来たのである。斯くして、建国以来のこの非常時局に、積極的活動は為し得なくとも、消極的には懸命の働きを為して来た訳である。唯一の榮譽と思つて居るのである。

如斯く、吾人がこの物資の欠乏にもよく耐へ、分に應じて国策へ協力したその根本的理由は、この時局を深く認識しての結果である事は論を俟たないが、併し又一面、斯うした困苦も四、五年閉耐へ忍べば、またかつての如く、吾人の世界には物資も豊富に廻り、生活には何んの不安も苦痛も感ずることはなくなるだらう、只吾人は現在の生活を如何に楽しく如何に明るく送ればよい、かを考へてさへ居ればよいといふ、

如何にも浅薄な考の下に……、即ちはかない望みを潜在意識として、持つては居なかつたか。密かにそれを念つて、吾人はこの窮迫した生活に耐へて来たものではあるまいか。若し斯様な觀念が潜在意識として、いま尚吾人の胸中に在るなら、それは由々しき一大事であつて、そんな間違つた考へは一刻も早く精算しなければならぬ。何故なら、吾人がかつて謳歌してゐた生活は、資本主義経済組織の所謂爛熟期に建てられたものであり、それは既に遠く過ぎ去つて再び還る事はなく、代りて新しい体制を整へた時代が登場して来たのであるから……。而してこの新しい時代は、国民の或る一部のみに、安逸をむさぼらす様なものではなく、凡べてのものが一丸となつて、新しい世界を築き上げねばならぬものであるからだ。

故に吾人は、さうした過去の夢を追ふ事なく、常に新しき時代を深く認識し、それに即応する心構へをもたなくてはならない。即ち如斯き窮迫した生活が、今後幾年続くと、或ひは又最悪の場合を予想して、もつともつと悪条件の下に生活しなければならなくなつても、それに悲鳴をあげる事なく、それに不平不満を云ふ事なく、雄々しくそれを荷担ひ抜く決心と覚悟を、新にしなければならぬ。考へ様に依つては、

吾人の生活はこれ迄余りに恵まれて居り吾人はしらずぐにそれに馴れて、恩恵を恩恵と考へずに当然の如く思つてゐたかも知解らぬ。もし現在の生活に不平不満があるとするとするなら、或ひはさうした処から生じるものではあるまいか、国家社会より来る恩恵や同情を素直に受け取る事はよい。然しそれに馴れて当然の如く考へる時、吾人の人間価値を叫ぶ唯一の拠点たる人格は、一度に地に墮つる事を忘れてはならない。

これ迄の生活を恩恵に依るものと考へる時、現在の生活は当然の事であり、真に国策に協力する気持があれば、まだく窮迫した生活も忍べる訳である。而してそれが前記の如く、四、五年後の報ひを予想しないものであるなら、この生活が幾年続くと、充分に耐へて行けるものであり、又幸ひにして、早く世界の新秩序が完成し、再び恵まれた生活が訪れたら、それは象想しなかつた丈に、その喜悅は旧に幾倍したものと成つて、吾人の眼前に現はれるであらう。

いま一つ、吾人がこの新体制下にあつて必構へねばならぬのは、吾人が消費する物資の内、吾人の手に依つて造れるものは、出来る丈吾人の手^(ママ)で造る、所謂最大限度の自給自足の策を講ずる事である。当園は未だ建設途上にある事として、農園、果樹園等も真に僅少であるが、今後荒地や閑地はどし

く開墾して、必要な物を栽培すると共に、養豚、養鶏等にも改良を加へて発展させ、又吾人の調度品等も、吾人の手に依つて成るものは製作する方策を講ずべきである。併しそれには先づ、吾々各自が―吾々は働きに來てゐるのではない。治療に、養生に來てゐるのだ―。と言つた、旧態依然の思想を根本的に排除し、癩者と云へ共働ける限りは働く、と言ふ觀念を養ふべきである。勿論、吾人は働きに來たのではなく、治療に、養生に來たのであるが、だからと云つて、決して働かなくてもいゝと云ふ結論は生れない。体に適當した労働は、寧ろそれ自身が治療に養生に大いに役立つ事は、今更論する迄もない事であるのだ。而してその労働を出來得る限り、吾人の世界の生産的方面に向ける時、それは必然的にこの新体制に順応する吾人の生活型態となつて、現れる事を信ずるものである。

希くば各自、如上の真意を充分酌量せられ、新体制下に於ける心構へとせられん事を切望して止まない。

三七二 阿部礼治日記 (国立移管)

(光明自治会蔵「日記」昭和16年)

■七月七日(月) 曇天小雨

教会の室の花畑に花苗をおちこちより貰ひ、ならして植える、一銭も使はずにあの大きい花畑をふさがうとするのだからなか／＼骨が折れる

七月号の楓に国立移管に就て自治会の事を是非書いて呉れと八ヶ敷く頼まれ、明日中に仕あげて貰たいとの事に非常に弱つた、徹夜して無茶苦茶に書く事は書いて見たが恐らくクツ籠行きだらう

■七月八日（火） 晴

〔予記欄記載〕「国立移管式盛大に挙行さる、療養所も愈第三段階に入った、療養所としては誠に目出度い事である、六時半より故□蔵氏の教悔に参る」

四時二拾分起床、便所の掃除を済して教会室の掃除を行ふ、今日は国立移管式のためか鬱陶しい雨も晴れて清々しい天気となつた、午前八時□□さんの父が死なれたので、病室及霊室に参りて御昼頃に至る

午後壱時三拾分より移管式が挙行された

大阪府知事・衛生課長始め府会議長・各関係府県の代表者・厚生省より大臣代理高野局長外数名、本県知事代理・裳掛村長・愛生園長及事務官其他多数の参会者ありて、非常に盛大であつた、此間職員拾壱名の表彰あり、患者一同には大阪府

知事より記念品料として金五百円頂戴す

沢山の祝電披露があつた中に村田先生、やさしい祝電に激泣された

■七月九日（水） 雨天

〔予記欄記載〕「静岡市の聖書教会牧師山田先生慰問説教あり、頼まれた楓の原稿を高□□さんに渡す、故□蔵氏の葬儀に参る、」

昨日漸く晴れたかと思ひば今又雨〔ママ〕である、土用も近づいて居るのに斯く雨が多くては今年の豊作は望めない、凶作にならぬ様祈るものだ

昨日当園の国立移管式が挙行されて、愈本日より正式に国立療養所となつた

自治も愈々解消になつて、当分は園政の準備期として二ヶ程〔月欠カ〕此ま、で行く相であるが、其後の当局者の園政の方針実行等が非常に注目さる

願くば園も入園者も現在否よりよき平和の実行さるる様祈るものである

三七三 森下庄次郎「中心会結成に就て」

(楓編集委員会蔵『楓』第八卷第四号 昭和18年)

八紘一字の精神に基き世界平和の為に、今や我が日本は歴史上かつて見ない大聖戦下に有ります。不幸、病に罹りし我々が斯くも恙なく日々を過ごさして頂けますのも、大御稜威の下、皇軍将兵の吾を忘れての勇戦奮闘に依るものと、幾ら感謝しても足りない感激が込み上げて来ます。

「此の有難き日の本に生を受けた悦び」そんな生優しい言葉では現せない悦びが全身の血を湧き立せます。此の聖恩の有難さが沁々と身に応へ、あの鬼畜の様な英米を撃滅したい氣持がひしひしとすることであります。

「すべてを戦争へ」これを根本精神とする限り、我等は何をすべきか？おのづから明らかであります。近代戦は銃後も亦第一戦であります。持場々々を守り通して、国民一丸と成つて突進しなければならぬ此の総力戦下に、我等は療養の身で残念です。しかし例へ療養の身とは言へ迂闊に療養して居ては、済まない勿体ない申訳が無い氣持で一ぱいです。何か我々に出来る御奉公、何かと意義有る生活が仕たいものと日頃からの念願、止むに止まれぬ心持が一致し、同志を得て、常日頃よりお慕ひ申して居りました、常岡一郎先生の御筆に

なる個人雑誌「中心」を目標に、日本精神の昂揚に努めたいと思ひ立つたのであります。

ともすれば病軀に悲觀して沈み勝ちに成るこの寂しい氣持、肉体的、精神的に苦痛のどん底に有る我々が、お互に慰め合ひ引き立て合つて行くには、お互に、先ず精神の修養をして懸らねばお互の心情を慰める事は出来得ないと思ひます。修養を積めば、日々が感謝の心で生活出来、この感謝の氣持が、報恩の生活となり、奉仕の精神となるとおもひます。斯くする時、お互か自然と慰められ明朗な生活が出来ると思ふのであります。

金魚鉢の金魚が、其の中の水を汚せば結局、自分自身が汚水の中で滅亡の道を早め、汚さぬ様にすれば何時迄も、明朗な氣持良い生命を保ち得ると同様に、我々にも此の我々の園内での生活を修養に依つて、より良き生活と致したいと念願して止まぬのであります。肉体的には食物を頂いて居り又精神的にもいろ／＼の御慰問をいたゞいて居りますが、尚その上にも一層深く進んで「心の糧を取りたい」と言ふ氣持から生れ出たのが、この中心会であります。

無数の粉を集めて練り固めたが団子と云ひ、固められぬ散らばつた粉は風にでも吹き散らされ、団子は一寸の風位には

飛ばされない。我々も一人や二人の力では出来ない仕事を団体の力を借りて行きたいと思ひ、風が吹いても雨が降つても耐え得る、一つの強い塊と成つて、修養をして行きたいと思ふのであります。

日本精神は悠遠の神代より流れ伝わり、何度聞いても、その意味は同じと申せども、修養しなかつたら今日の様な国体は無いでせう。我々が毎日食べて居る食物は料理こそ違え、同じ物ばかりで、同じ物と言つて食べなかつたら今日の体は無く、無形の精神に於ても同じ事で、心の糧が無かつたら人格の進化向上は有り得ぬことでありませう。その意味から、生きた教訓を得るには支部を拵へて、常岡先生の「中心」誌によつて新らしい心の糧を戴きたいと思ひ、早速布施先生に依つて園当局に御願ひ致しそのおゆるしを得まして、その名も中心会光明支部と致し、去る二月八日の大詔奉戴日の佳き日に、恩賜会館にて支部結成式を挙行し得たので有ります。斯くなる上は、良いものが多いに越した事は有りませんが、量より質の向上を図りたいと思ひ、一升の豆の中に一合の虫喰ひ豆が有つても、これは虫食ひ豆と言つて、一升全部が悪い物に成りますから、実行の出来ない理屈屋とならぬ様「言、行、心」の一致した明朗な団体たらん事を念願してゐます。

どうか園内外の皆様方の御鞭撻を懇願申し上げます。

三七四 稲葉俊雄「創業五年」

(楓編集委員会蔵『楓』第八卷第六号 昭和18年)

医官 稲葉俊雄

凡て草わけといふものは、困難の多いものである。まして本事業の如きは、容易ならぬことの多いものである。殊に本園の過去を知る者には、その理由は容易に首肯されるであらう。かの昭和九年秋の関西風水害によつて、壊滅したる外島癩療養所がその前身たるわが光明園である。生活水準の高い大阪にあつて、比較的自由な生活を享受して来た人々が、一朝にして四散し、全国六ヶ所の療養所へ離れくの生活を味はねばならなくなり、一日も早くわが家と呼ぶべき療養所の復興を祈念しつゝ、けて来たのであるから、一たびその地に帰るや、色々な理想や抱負をもつてゐる人々が、今こそわが家を建設せんといふ意気に燃えて活躍し、従つて消毒方法などで、多少の不備は実に止むを得ないものがあつた。また設備も未だ不完全なまゝに帰園して、自らの汗と力によつて楽しい家にしなければならぬ点が多々あつたから、ふるさとに帰つて来たというて、却々安閑としてゐる所ではなかつた。

長年の食客様の生活のあと、又創業の苦しみ、生みの悩みを味はねばならなかつたのである。職員も亦患者も皆然りであつた。

今五ヶ年の過ぎ来し方をふりかへつて見ると、まことに夢の様であり、その間には幾多の錯雑せる出来事があり、走馬灯の如く脳裏に浮ぶのである。しかし一つくと園に新しい施設が出来上つて行くのを見るのは、実に楽しいことであつた。医務課の方面としても、恩賜治療機が出来、レントゲンが整備し、いろ／＼な細かい器械類が揃つて来るのを見るのは楽しいことであつた。はじめには器械不足の為に、手術に思はぬ不都合が生じて、慌てたりしたこともある。患者さんとの間に意志の疎通が不十分な為に、つまらぬ感情のもつれを来したりしたこともあつたが、次第にその様なことは少くなり、大東亜戦争の今日では、全くその様なことのなくなつたのは、まことに結構なことと感謝してゐるのである。モヒ中毒の患者なども全く入園して来るものがなくなり、入園者に落着きが次第に出来はじめてゐることは、誠に本園の為、又癩事業の為に、喜ばしいと存ずる。植樹された木々が大きくなるのと共に、益々園に落着きと、さびとが出来て来るのを嬉しく見守つてゐるのである。

決戦下何かと治療方面も不自由な点もあることとは思ふが、何卒大局に眼を注がれて、国家の為に耐忍あらんことを入園者一同に希望して止まない。また医務の一同も大いに決戦下一億一心の心構への下に、協力一致、入園者に正しい療養の道を与へ、又治療の技術を施されんことを希望する。まことに今日の日本は容易ならぬ局面に立つてゐるのである。五年前の我々の考へは、今大いなる反省と熟慮を要請されてゐるのである。

過去の自由主義時代の夢を一擲して、皇国臣民の一人としての自覚に立つて行きたいと思ふ。